

政策動向

平成 29 年度 No.3 Ver.1/2017.8.25

新着情報

◇政策トレンド			P1
◇改革工程表	社会保障・福祉制度改革等の工程表（主な事項）		P9
	経済財政再生計画と改革工程表のスケジュール（社会保障関係）		P10
【社会保障・財政】	➢ 平成 27（2015）年度「社会保障費用統計」とりまとめ 2017.8.1 P11 ➢ 医療・介護情報の分析・検討ワーキンググループ（第 24 回） 2017.7.27 ” ➢ 平成 29 年度普通交付税大綱を閣議報告 2017.7.25 P12		
【経済・成長政策】	➢ 経済財政諮問会議（平成 29 年第 12 回）：平成 30 年度予算の概算要求基準 2017.7.18 P22 ➢ 「経済財政運営と改革の基本方針 2017（骨太方針 2017）」閣議決定 2017.6.9 ” ➢ 第 3 回休眠預金等活用審議会：ヒアリング先及び進め方について 等 2017.6.27 P25		
【規制改革】	➢ 規制改革推進会議（第 19 回）：第 2 期 規制改革推進会議 WG 等の進め方 2017.7.20 P28 ➢ 「規制改革実施計画」閣議決定 2017.6.9 ”		
【地方分権】	➢ 「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」成立 2017.6.16 P37 ➢ 「まち・ひと・しごと創生基本方針」閣議決定 2017.6.9 ”		
【社会福祉法人等】	➢ 第 10 回地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会） 2017.8.21 P43 ➢ 「社会福祉法人に対する指導監査に関する Q&A」が発出 2017.7.11 ”		
【高齢者】	➢ 社会保障審議会介護給付費分科会（第 144 回）：特定施設入居者生活介護等 2017.8.4 P52 ➢ 全国介護保険担当課長会議：「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の公布について等 2017.7.3 P53 ➢ 第 72 回社会保障審議会介護保険部会：基本指針（案） 2017.6.21 ” ➢ 地域包括ケアシステム強化法案（介護保険法等改正法案）：参議院可決・成立 2017.5.26 P54		
【障害者】	➢ 第 6 回「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」：関係団体ヒアリング⑤ 2017.7.31 P63 ➢ 平成 28 年度「使用者による障害者虐待の状況等」の結果：公表 2017.7.26 ” ➢ 社会保障審議会障害者部会（第 85 回）：改正障害者総合支援法 平成 30 年 4 月施行事項について 2017.6.26 P64 ➢ 「障害者雇用率について（案）」の諮問及び答申：段階的に 2.3%に引き上げ 2017.5.30 P66		
【子ども・家庭】	➢ 平成 29 年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議 2017.8.17 P71 ➢ 第 4 回仕事と育児の両立支援に係る総合的研究会 2017.8.9 ” ➢ 新しい社会的養育ビジョン 2017.8.2 P72		
【生活困窮】	➢ 生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果（平成 29 年 6 月） 2017.8.10 P84 ➢ 第 5 回生活困窮者自立支援及び生活保護部会：都道府県、町村、社会福祉法人の役割等 2017.7.27 ”		
【予算】	➢ 平成 29 年度予算：参議院可決・成立 2017.3.27 P98		
【人材確保】	➢ すべての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申される 2017.8.17 P103 ➢ 第 49 回中央最低賃金審議会 2017.7.27 ” ➢ 労働政策審議会建議 同一労働同一賃金に関する法整備について 2017.6.16 P104		
【災害対策】	➢ 平成 29 年 6 月 7 日から 7 月 27 日までの間の豪雨及び暴風雨による災害により被害を受けた中小企業者等に対する災害融資に関する特別措置について（閣議決定） 2017.8.8 P111		
【その他】	➢ 自殺総合対策大綱：閣議決定 2017.7.25 P113		

目 次

◇政策トレンド	P 1
---------	-----

◇改革工程表	P 9
--------	-----

〔分類・事項〕

1. 社会保障・財政・税制	【社会保障】	P 11
2. 経済・成長政策	【経済政策】	P 22
3. 規制改革	【規制改革】	P 28
4. 地方分権改革	【地方分権】	P 37
5. 社会福祉法人等	【社会福祉法人等】	P 43
6. 高齢者	【高齢者】	P 52
7. 障害者	【障害者】	P 63
8. 子ども・家庭福祉	【子ども・家庭】	P 71
9. 生活困窮・生活保護	【生活困窮】	P 84
10. 予算	【予算】	P 98
11. 人材確保	【人材】	P 103
12. 災害対策	【災害対策】	P 111
13. その他	【その他】	P 113

政 策 ト レ ン ド

【社会保障・財政・税制】

◆平成 27(2015)年度「社会保障費用統計」とりまとめ

8 月 1 日：国立社会保障・人口問題研究所は、平成 27(2015)年度の「社会保障費用統計」をとりまとめ、公表した。2015 年度の「社会支出」総額は 119 兆 2,254 億円で、対前年度増加額は 2 兆 7,079 億円、伸び率は 2.3%となっているが、GDP の対前年度比は 2.8%増であり、対 GDP 比は 3 年連続で下落。2015 年度の「社会保障給付費」総額は 114 兆 8,596 億円で、対前年度増加額は 2 兆 6,924 億円、伸び率は 2.4%となっているが、GDP の対前年度比は 2.8%増であり、対 GDP 比は 3 年連続で下落。(P11)

◆第 7 回社会保障制度改革推進会議：社会保障と税の一体改革に関連した施策の進捗状況

6 月 22 日：社会保障制度改革推進会議（議長・清家篤慶應義塾学事顧問）は、第 7 回会議を開催し、社会保障・税一体改革に関する施策の進捗情報を内閣府・厚生労働省から聴取し議論した。

説明された社会保障と税の一体改革に関連した施策は、社会保障の充実・安定化等、国民年金法等改正法・介護保険法等改正法、医療・介護改革の取組（地域医療構想の進捗状況、第 7 次医療計画・第 7 期介護保険事業（支援）計画の見直しの概要、国保の都道府県ガバナンス強化の取組状況）、子ども・子育て支援の状況、「子育て安心プラン」について。

子ども・子育て支援に関しては、企業主導型保育事業の現状（3 月 30 日現在）の説明があった。447 施設（定員 10,229 人）は、待機児童のない市町村に設置されている状況がある。(P13)

◆「子育て安心プラン」公表

5 月 31 日、安倍首相は、「今度こそ、待機児童問題に終止符を打つ」こと、「来年度から子育て安心プランに取り組み」、「意欲的な自治体を支援するため、待機児童の解消に必要な約 22 万人分の予算を 2 年間で確保し、遅くとも 3 年間で全国の待機児童を解消」すること、そのための『子育て安心プラン』を進めることを表明した。それを受け、6 月 2 日に経済財政諮問会議で厚生労働大臣が、『子育て安心プラン』を報告・公表した。

『子育て安心プラン』では、6 つの支援パッケージとして、「1 保育の受け皿の拡大」「2 保育の受け皿拡大を支える『保育人材確保』」「3 保護者への『寄り添う支援』の普及促進」「4 保育の受け皿拡大と車の両輪の『保育の質の確保』」「5 持続可能な保育制度の確立」「6 保育と連携した『働き方改革』」を示している。(P15)

6 月 9 日には、塩崎恭久厚生労働大臣、加藤勝信一億総活躍担当大臣、松野博文文部科学大臣は、「子育て安心プランに関する 3 大臣会合」を行った。

⇒平成 32 年度末に待機児童を解消、5 年間で女性就業率を 80%に引き上げるために、保育の受け皿拡大及びそれを支える保育人材確保、保育の質の確保に向けた具体的取組を進める方向である。国の子ども・子育てに関する予算は、29 年度で 7 千億円に達しようとしており、平成 30 年度以降の大きな課題であり、今後の動きを把握し、対応をはかる必要がある。

◆財政制度等審議会 財政制度分科会：「経済・財政再生計画」の着実な実施に向けた建議

5 月 25 日：「財政制度等審議会財政制度分科会」（分科会長：榊原 定征 東レ株式会社相談役最高顧問）は、「「経済・財政再生計画」の着実な実施に向けた建議」をとりまとめた。

建議では、歳出改革に取り組み、社会保障財源としての消費税率引き上げを約束どおり実施し、平成 32 年度プライマリーバランス黒字化を達成すべきである、とあらためて強調。その上で、社会保障関

係費については、社会保障の効率化・適正化の不断の取組を通じて、経済・財政再生計画の「目安」（自然増分を 5,000 億円に抑える）を達成するだけでなく、更に社会保障関係費の伸びを抑制しなければならない、としている。（P15）

⇒社会保障関係費の伸びの抑制に向けた議論を注視し、対応をはかる必要がある。

◆自由民主党・一億総活躍推進本部：一億総活躍社会の構築に向けた提言

5 月 10 日：アベノミクスのさらなる加速のため、平成 28 年 6 月に「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定し、新たな三本の矢の好循環をめざしている。

一億総活躍推進本部では、平成 28 年 10 月以来、6 つのプロジェクトチームを設置し合計 54 回にわたり有識者を交えた議論を実施、提言を取りまとめた。

なお、提言の「おわりに」では、「あらゆる取組みを最大限行ったとしても、一億総活躍社会を実現するためには、やはりそのための負担の議論は避けて通れない。～何よりも安定的な財源が必要であることは論を俟たない。～国民の理解と協力を得ながら、安定的な財源の確保のための議論を進めていくことが必要である。」と結んでいる。（P16）

⇒幼児教育の無償化の段階的推進が掲げられており、財源の確保等施策の具体化に向けた議論の内容を把握・検証し、対応をはかる必要がある。

◆「平成 29 年度税制改正の大綱」：閣議決定

12 月 22 日：政府は、「平成 29 年度税制改正の大綱」を閣議決定した。我が国経済の成長力の底上げのため、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から配偶者控除・配偶者特別控除の見直しを行うとともに、経済の好循環を促す観点から研究開発税制及び所得拡大促進税制の見直しや中小企業向け設備投資促進税制の拡充等を行うとしている。

保育の受け皿の整備等を促進するための税制上の所要の措置や社会福祉法人等への現物寄附へのみなし譲渡所得税等特例措置適用の承認手続の簡素化等が盛り込まれている。

12 月 8 日：与党（自由民主党、公明党）は、平成 29 年度税制改正大綱を決定した。公益法人等課税については、「非収益事業について民間競合が生じているのではないかと指摘がある一方で、関連制度の見直しが行われており、その効果をよく注視する。あわせて、収益事業への課税において、軽減税率とみなし寄附金制度がともに適用されることが過剰な支援となっていないかといった点について実態を丁寧に検証しつつ、課税のあり方について引き続き検討を行う」とした。（P20）

⇒公益法人等課税については、社会福祉法人制度改革の実行状況をよく検証すること、また「課税のあり方について引き続き検討を行う」とされた。平成 30 年度以降の税制改正における法人税引き下げの代替財源の確保と公益法人課税の議論を引き続き把握・対応する必要がある。

【経済・成長政策】

◆「平成 30 年度予算の全体像」を取りまとめ

7 月 18 日：経済財政諮問会議（平成 29 年第 12 回）では、中長期の経済財政に関する試算、平成 30 年度予算の全体像と概算要求基準について議論した。財務大臣、関係大臣を交えて意見交換を行い、「平成 30 年度予算の全体像」を取りまとめるとともに、概算要求基準について決定した。（P22）

◆「経済財政運営と改革の基本方針 2017（骨太方針 2017）」閣議決定

6 月 9 日：政府は、臨時閣議で「経済財政運営と改革の基本方針 2017」を決定した。少子化対策、子ども・子育て支援では、子育て安心プランに基づき、安定的な財源を確保しつつ、取組を推進するとし、妊娠期から子育て期まで切れ目ない子育て支援体制の拡充を明示している。（P22）

⇒社会保障改革における財政健全化（歳出）への取組強化が重点課題とされている。社会保障・社会福祉関連の改革事項と今後の改革の具体的な内容、その財源確保について把握・検証する必要がある。

◆「未来投資戦略 2017」閣議決定（「日本再興戦略」から改称）

6月9日：政府は、臨時閣議で「未来投資戦略 2017」を決定した。日本経済再生本部の下、第4次産業革命をはじめとする将来の成長に資する分野における大胆な投資を官民連携して進め、「未来への投資」の拡大に向けた成長戦略と構造改革の加速化を図るため、産業競争力会議及び未来投資に向けた官民対話を発展的に統合した成長戦略の司令塔として、未来投資会議を開催している。（P26）

⇒保険者に対する予防インセンティブ強化や自立支援に向けた科学的介護の実現が重点課題とされている。今後の取組の具体的な内容、その財源確保について把握・検証する必要がある。

【規制改革】

◆「規制改革実施計画」閣議決定

6月9日：政府は、臨時閣議で、平成29年の「規制改革実施計画」を閣議決定した。

141項目の規制緩和や制度の見直し策のうち、長時間労働の是正に向けて、いわゆる「36協定」を締結しているかの調査を行うなど、企業の監督にあたる労働基準監督官の業務の一部を、平成30年度から社会保険労務士などの民間に委託すると明記した。

また、「混合介護」（介護保険の対象となるサービスと対象外のものを組み合わせて行う）について、自治体によって対応が異なる等の指摘を踏まえ、柔軟に組み合わせて導入できるよう明確なルールを作り、来年度の前半までに自治体に通知するとしている。（P28）

⇒具体的内容を適切に把握・分析し、意見・課題提起と対応をはかる必要がある。

【地方分権】

◆「まち・ひと・しごと創生基本方針」閣議決定

6月9日：政府は、臨時閣議で、「まち・ひと・しごと創生基本方針 2017」を閣議決定した。

地方創生の基本方針として、地方の平均所得向上のための地域の「稼ぐ力」強化、「地域経済牽引事業」への集中的支援、東京圏から地方への新たな「ひと」の流れをつくることでの東京一極集中の是正、少子化対策における「地域アプローチ」を推進しワーク・ライフ・バランスや子育てしやすい職場環境づくりをあげている。（P37）

◆「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」成立

6月16日：「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」が、政府提出案どおり参議院で可決、成立した。「小規模保育事業の入園対象年齢の拡大」及び「地域限定保育士試験における指定試験機関の多様化」について、国家戦略特区において認められることとなる。

なお、これまで東京都などの国家戦略特区に認められていた公園内での保育園設置は、改正都市公園法の成立（4月28日：参議院）により全国展開される。（P37）

◆国家戦略特別区域会議（第30回）：「日本再興戦略 2017（仮称）」特区関係（案）

5月22日：平成28年度指定10区域の評価、「日本再興戦略 2017（仮称）」国家戦略特区関係（案）、国家戦略特区の今後の進め方について議論した。

指定10区域について、東京圏では、都市公園内の保育所設置、小規模保育所における対象年齢の拡大（東京都）や地域限定保育士試験の実施主体の拡大（神奈川）など、改正国家戦略特区法案に反映された提案を評価すべき点とした。更なる規制改革事項の追加として、既存事務所から保育へ

の転用を促す採光規定見直しを提案している。(P38)

◆構造改革特区評価・調査委員会 医療・福祉・労働部会(第54回):公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業に係る弊害調査結果

「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」は、平成24年度の構造改革特区評価・調査委員会の評価において、保育所における食事の提供ガイドライン等の周知・徹底による保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行うこととしている。

5月15日:医療・福祉・労働部会を開催し、平成28年度に実施した「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業に係る弊害アンケート調査」の結果が厚生労働省から示された。

結果について厚生労働省は、「依然として解決しなければならない課題が多く存在しており、3歳未満児の外部搬入の全国展開については、弊害が大きく、実施するべきではない」としている。(P38)

⇒残された岩盤規制改革の断行(「重点6分野」の推進)として、医療・福祉・教育分野等での「官民のイコールフティング」(株式会社立の各種施設の参入など)等を掲げ、重点的・集中的に実現に向けた審議を進めるべきとされている。とくに、待機児童対策として、①「保育支援員」の創設、②保育に従事する人員の配置基準の緩和、③保育所等の面積基準の緩和、④その他採光などの設備基準の緩和、⑤「保育の質」「保育士の処遇改善」の「見える化」、が具体的に提案されている。議論の状況等を把握・分析し、緩和等による影響と課題を整理し、対応をはかる必要がある。

【社会福祉法人等】

◆地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(地域力強化検討会)

厚生労働省は、「地域力強化検討会中間とりまとめ～従来の福祉の地平を超えた、次のステージへ～」(12月26日)中間とりまとめを踏まえ、通常国会に提出した地域包括ケア強化法案の中で、社会福祉法の改正を盛り込み、「我が事・丸ごと」の地域づくりを推進する体制づくりを市町村の役割として位置付ける。

このほど、「中間とりまとめを基本に、その後の議論を踏まえて、改正社会福祉法第106条の3に基づく基本指針の策定、地域福祉計画のガイドラインの改定、さらにはその後の「我が事・丸ごと」の地域づくりの展開に資する」として、最終とりまとめを提示した。(P43)

⇒最終とりまとめを踏まえ、今後の議論及び施策・制度の具体化の内容を把握・検証するとともに、社会福祉法人・福祉施設と社協としての提言と課題提起を図る必要がある。

◆社会福祉法人制度改革の関係通知等:法人指導監査実施要綱の制定

「社会福祉法等の一部を改正する法律」及び「社会福祉法人の認可について」の一部改正について等による関係法令・通知の改正が行われ、法人の経営組織のガバナンスの強化等が図られたことから、法人の自主性・自律性を前提として、指導監査のいわゆる「ローカルルール」を排するとともに、効率化・重点化及び明確化を図るため、法人の指導監査を行う指針として「社会福祉法人指導監査実施要綱」が制定された。あわせて、指導監査のガイドラインが示されるとともに、会計監査及び会計監査人の設置を要さない法人における「専門家による支援」の取扱等が通知されている。(P45)

⇒社会福祉法等改正法の平成29年4月施行事項への対応状況を把握する必要がある。施行後の課題等について、引き続き、全社協関係組織からの意見・要望を整理していく必要がある。

【高齢者】

◆第 72 回社会保障審議会介護保険部会：基本指針(案)

前回(平成 29 年 2 月 27 日)の基本指針に関する構成等の見直しの議論を踏まえ、示された*基本指針(案)について協議した。*『介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針』

厚生労働省は基本指針(案)の中で、仕事の魅力の向上や負担の軽減といった様々な人材の確保策を進めるとともに、2025 年を見据えて必要なマンパワーのボリュームの推計を重要としている。

委員からは、深刻な介護人材不足の状況について、国レベルでの具体的・積極的取組の必要性や、継続的な処遇改善の重要性などがあげられた。(P53)

◆高齢社会対策の基本的在り方等に関する検討会：新たな高齢社会対策大綱

高齢社会対策基本法第 6 条の規定に基づき、政府が推進すべき基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針として、高齢社会対策大綱が定められている(直近：平成 24 年 9 月 7 日閣議決定)。

高齢社会対策の基本的在り方等に関する検討会(座長：清家 篤 慶應義塾学事顧問(前塾長)・慶應義塾大学商学部教授)は、平成 24 年以降の高齢社会対策主要施策の推移を踏まえ、

(1)現行の高齢社会対策大綱に基づく施策の進捗状況の評価、(2)今後の高齢社会対策の推進に当たっての基本姿勢、(3)高齢化の現状を踏まえた重点的に取り組むべき課題等を検討事項とし、第 1 回では①これまでの高齢社会対策への評価・②今後の高齢社会対策を推進するに当たって重要と思われる課題・視点(特に新たな課題・視点)について議論がされた。(P54)

◆地域包括ケアシステム強化法案(介護保険法等改正法案)：参議院可決・成立

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」は、4 月 12 日の衆議院厚生労働委員会で自民、公明、日本維新の会の賛成多数で可決し、18 日衆議院で可決、5 月 26 日参議院本会議で可決、成立した。

地域包括ケアシステムの深化・推進と介護保険制度の持続可能性の確保のための介護保険法の改正とともに、地域共生社会の実現に向けた取組の推進等を目的とする社会福祉法、障害者総合支援法、児童福祉法等の一括改正法。

介護保険法の改正については、全市町村が保険者機能を発揮し自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化、利用者負担の見直し(2 割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を 3 割とする)、介護納付金への総報酬割の導入等が盛り込まれている。

地域共生社会の実現に向けた取組の推進等のため、市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化、高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付けること等が盛り込まれている。(P54)

◆社会保障審議会介護給付費分科会(137 回)：報酬改定に向けた今後の進め方

4 月 26 日、平成 30 年度の介護報酬改定に向けて、これまでの検討経過等を踏まえ、今後の検討の進め方について議論した。今後、平成 28 年 12 月の「介護保険部会意見書」及び「療養病床の在り方等に関する特別部会意見書」に盛り込まれた事項等について、本年 4 月から夏頃までに概ね月 2 回ペースで議論・事業者団体ヒアリングを実施する。

秋頃から 12 月にかけて、各介護サービス等の具体的な方向性に関する議論を行い、12 月中旬に「報酬・基準に関する基本的な考え方の整理・取りまとめ」を行う。30 年 1～2 月頃に、介護報酬改定案の諮問・答申を経て、30 年 4 月の介護報酬改定を予定する。(P56)

⇒今後、法改正とあわせて、平成 30 年度に向けた基準・報酬の改定等の検討が介護給付費分科

会等で進められる。議論の推移を把握・検証し、意見・課題提起と対応をはかる必要がある。

⇒社会保障審議会介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」（12月9日）では、介護予防・生活支援サービス事業等のあり方や軽度者に対する訪問介護における生活援助等は、引き続きの検証・検討課題とされた。これらの事項については、介護保険制度の見直しにおいて改めて議論されることが予想される事項である。今後の議論を把握・分析するとともに、高齢者（世帯）の生活の実態と福祉施設・事業所の経営状況をもとに、意見・課題提起と対応をはかる必要がある。

【障害者】

◆「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」：平成30年度障害福祉サービス等報酬改定

「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（第1回～第6回）」（主査：堀内 詔子 厚生労働大臣政務官）を開催し、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に向けて検討が進められている。検討チームは、客観性・透明性の向上を図りつつ、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた検討を行うため設置し、アドバイザーとして有識者が参画し、公開の場で検討する。

夏頃までに、関係団体へのヒアリングを行いながら、各サービス等の具体的な方向性の議論を行い、12月中旬を目処に、報酬・基準に関する基本的な考え方の整理・取りまとめを行う。（P63）

◆「障害者雇用率について（案）」の諮問及び答申：段階的に2.3%に引き上げ

厚生労働省の労働政策審議会（会長 樋口 美雄 慶應義塾大学商学部教授）は、民間企業の障害者雇用率を2.3%（当分の間2.2%、3年を経過する日より前に2.3%）とすることなどを盛り込んだ「障害者雇用率について（案）」について、5月30日塩崎恭久厚生労働大臣に答申した

平成30年4月から精神障害者の雇用が義務化され、障害者雇用率の算定式に精神障害者を追加すること等を踏まえたもので、改正後の障害者雇用率は、平成30年4月から施行される。（P66）

⇒平成30年度と改正障害者総合支援法の施行と障害福祉サービス等の報酬改定に向けた議論が進められる今後の議論を把握・分析するとともに、障害者と障害児の福祉サービスの課題や計画、福祉施設・事業所の経営状況をもとに、意見・課題提起と対応をはかる必要がある。

【子ども・家庭】

◆「新しい社会的養育ビジョン」

厚生労働省は、児童福祉法の改正（平成28年5月27日）等を踏まえ、新たな社会的養護のあり方、児童相談所等の専門性の強化、市区町村の支援業務のあり方、児童虐待対応における司法関与と特別養子縁組制度の利用促進のあり方等の検討を行う検討会を設置・開催している。

8月2日、第16回「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」を開催し、「新しい社会的養育ビジョン」をとりまとめた。ビジョンでは、「平成28年の児童福祉法改正では、子どもが権利の主体であることを明確にし、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実とともに、家庭養育優先の理念を規定し、実親による養育が困難であれば、特別養子縁組による永続的解決（パーマネンシー保障）や里親による養育を推進することを明確にした」とし、改正法の理念を具体化するため、「社会的養護の課題と将来像」（平成23年7月）を全面的に見直し、その具体化への工程を示している。（P72）

⇒児童福祉法等の改正を具体的に推進していくべく、「社会的養護の課題と将来像」（平成23年7月）の全面的な見直し及び具体化への工程が示されている。具体化に向けた施策を把握・分析し、意見・課題提起と対応をはかる必要がある。

◆児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律成立

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案が、6月1日衆議院で可決、参議院で6月14日に可決・成立した。(P76)

◆人生 100 年時代の制度設計特命委員会：幼児教育・保育の完全無償化に 1.2 兆円が必要と試算

4月24日：自民党は、「こども保険」など社会保障を議論する「人生 100 年時代の制度設計特命委員会」（委員長・茂木敏充政調会長）を開催した。

特命委員会で内閣府は、「0～5 歳の幼児教育と保育の完全無償化」に約 1.2 兆円の公費が必要だとする試算を示した。「こども保険」で財源を賄う場合、勤労者の報酬の 0.3～0.4%に相当する。

「こども保険」の創設を当初に提言した自民党「2020 年以降の経済財政構想小委員会」では、29 年 3 月の提言の中で、当面の保険料率は 0.2%（事業主 0.1%、勤労者 0.1%）としていた。

※医療介護改革を進め、将来的には保険料率 1.0%（事業主 0.5%、勤労者 0.5%）。

このほか、未就学児の児童手当の抜本拡充（小学校就学前の児童全員に、こども給付金として月 2.5 万円を上乗せ支給）により、平均 1～3 万円の保育料を実質無償化する議論もあるが、現金給付とサービス自体の無償化のどちらが望ましいか、現状、方向性は定まっていない。(P77)

⇒幼児教育の完全無償化に向けて、財源の確保等施策の具体化に向けた議論の内容を把握・検証し、対応をはかる必要がある。

【生活困窮】

◆第 5 回生活困窮者自立支援及び生活保護部会：都道府県、町村、社会福祉法人等の役割等

7月27日：都道府県、町村、社会福祉法人等の役割等のあり方について検討した。(P84)

◆第 30 回社会保障審議会生活保護基準部会：生活扶助基準、有子世帯の扶助・加算の検証

7月26日：生活保護基準の水準の検証は、モデル世帯を設定し、年間収入階級別に消費動向の変化を分析して検討を実施した。(P85)

⇒生活扶助基準の検証とともに、平成 30 年度に向けて、生活保護法及び生活困窮者自立支援法の改正を視野に入れた検討が平成 29 年度に進められる予定である。生活保護制度・生活困窮者自立支援制度等の見直しに係る議論を把握し、具体的な提案・要望をはかる必要がある。

【予算】

◆平成 29 年度予算：参議院可決・成立

3月27日、参議院予算委員会、本会議で政府案どおり可決・成立した。

◆平成 29 年度予算編成の基本方針：閣議決定

12月22日：政府は、過去最大の一般会計総額 97 兆 4,547 億円となる 29 年度予算案等を閣議決定した。平成 28 年度当初予算比で +7,329 億円(0.8%)であり、社会保障関係費については「経済・財政再生計画 改革工程表」にもとづく改革の 2 年目にあたり、医療・介護制度改革の着実な実行等により、平成 28 年度比で約 5,000 億円の増に抑えられた。

厚生労働省の一般会計は、30 兆 6,873 億円(平成 28 年度：30 兆 3,110 億円、1.2%増)となった。平成 29 年度予算は、「ニッポン一億総活躍プラン」が策定されてから初めての予算であり、「新三本の矢」、「働き方改革と生産性向上」に沿った施策に焦点を絞り、必要な予算を措置した。(P98)

⇒子ども・子育て支援新制度の実施（内閣府で要求）と社会的養護の充実や地域包括ケアシステムの構築等を内容とする平成 29 年度の「社会保障の充実」については、消費税 10%引上げ延

期にともなう対応を検討する必要があるため事項要求の取り扱いとし、予算編成過程で検討された。また、一億総活躍社会の実現に向けた施策である保育士・介護人材（障害福祉人材を含む）の処遇改善等についても予算編成過程で具体化された。

2020 年度の財政健全化目標を堅持しつつ歳出改革を進めるとの方向性が示されており、平成 30 年度以降の社会保障・社会福祉の財源確保がどのように図られるか把握・分析するとともに、予算確保に向けた取組を進める必要がある。

【人材確保】

◆働き方改革実現会議

労働政策審議会(会長 樋口 美雄 慶應義塾大学商学部教授)は、6 月 16 日、厚生労働大臣に対し、同一労働同一賃金に関する法整備について建議を行った。(P103)

⇒政府は、同一労働同一賃金について、正規と非正規での賃金差の取扱いに関する実例を含んだガイドラインを定めるとしている。議論の推移を把握・検証し、福祉現場でのあり方と福祉人材の確保・育成・定着のための課題提起と提案・要望を図る必要がある。

【災害対策】

◆平成 29 年 6 月 7 日から 7 月 27 日までの間の豪雨及び暴風雨による災害により被害を受けた中小企業者等に対する災害融資に関する特別措置について(閣議決定)

九州北部の豪雨を含む 6～7 月の豪雨災害を一括して激甚災害に指定することを閣議決定した。道路や橋、農地などの復旧事業で国の補助率を 1～2 割引き上げるなどし、復興を支援する。(P111)

⇒被害の発生した地域の福祉現場の状況把握・復旧に向けた支援について検討する必要がある。

【その他】

◆平成 28 年 国民生活基礎調査の結果 公表

厚生労働省は、「平成 28 年国民生活基礎調査」の結果を取りまとめ公表した。(P113)

《調査結果のポイント》 < >は、平成 25 年調査(前回の大規模調査)の結果

1 世帯の状況

・高齢者世帯は 1327 万 1 千世帯<1161 万 4 千世帯>、全世帯の 26.6%<23.2%>

2 所得等の状況

・1 世帯当たり平均所得金額は 545 万 8 千円<537 万 2 千円>と増加

・相対的貧困率は 15.6%<16.1%>、子どもの貧困率は 13.9%<16.3%>

・生活意識が「苦しい」とした世帯は 56.5%で 2 年連続低下

3 健康の状況

・がん検診の受診率はいずれも上昇傾向

胃がん 男 46.4%<45.8%>、女 35.6%<33.8%>、肺がん 男 51.0%<47.5%>、女 41.7%<37.4%>

大腸がん 男 44.5%<41.4%>、女 38.5%<34.5%>

子宮がん(子宮頸がん) 女 33.7%<32.7%>、乳がん 女 36.9%<34.2%>

4 介護の状況

・同居の主な介護者と要介護者等がいずれも 65 歳以上の割合は、54.7%<51.2%>で上昇傾向

社会保障・福祉制度改革等の工程表(主な事項)

	～平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度	平成 31(2019) 年度～
社会保障	消費税 8% (H26)			
財政	消費税増税の延期 (H28) ◆		検証	★消費税 10%へ引上げ:平成 31 年 10 月
税制	公益法人課税等 (H29 税制改正大綱)	⇒引き続き検討 (税制大綱)		
	医療制度改革法 (H27)	国保への財政支援の拡充	国保の都道府県へ移管	年金生活者支援給付金法の施行(消費税 10%時までに実施)
	国民年金法等改正 (H28) ◆		年金額の改定ルール見直し ◆	
	年金機能強化法 (H28)	年金受給資格期間短縮	医療計画・介護保険事業計画等の同時策定・実施	
経済・成長政策	経済・財政再生計画 (H27) ◆ ⇒工程表	改革集中期間(歳出改革等)		★財政健全化目標の達成:平成 32(2020)年度
	経済財政と改革の基本方針 (骨太の方針)	GDP600 兆円の実現(6 年間)		…基礎的財政収支(PB)黒字化
		★経済財政運営と改革の基本方針 2017 (6 月)		
規制改革	規制緩和・イコールフットING ◆	※3 年間で道筋をつける		平成 31 年 7 月
国家戦略特区	規制改革推進会議 (～H31・7 月) ◆	★第 1 次答申 (5 月)		
	規制改革実施計画 ◆	★規制改革実施計画 (6 月)		
	国家戦略特別区域法・基本方針等 ◆	地方からの提案⇒区域認定(規制緩和)		
地方分権	地方分権改革 (第 6 次) 一括法 (H28) ◆	提案募集⇒事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等		
		第 7 次一括法公布 (平成 29 年 4 月)		
社会福祉法人等	社会福祉法改正 (H28) ⇒	★施行 (平成 29 年 4 月分)		
		社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム (平成 29 年 6 月～本格運用)		
高齢者	医療介護総合確保推進法 (H26) ●地域包括ケアシステム強化法成立 ◆	⇒平成 29 年度末までに実施	施行	
	介護予防・日常生活支援総合事業	⇒平成 29 年 4 月から完全実施	★診療報酬・介護報酬 (第 7 期)	★診療報酬改定:平成 32(2020)年度
	低所得者軽減強化		同時改定	★介護報酬改定(第 8 期):平成 33(2021)年度
障害者・児	第 3 次障害者基本計画 (H25)	障害福祉計画・障害児福祉計画基本指針	○第 4 次基本計画(5 か年度) ◆	
	障害者総合支援法改正 (H28) ◆		★施行 障害児福祉計画の策定 等	
			★障害福祉等報酬改定	★障害福祉等報酬改定:平成 33(2021)年度
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度 (H27) ◆			(施行 5 年後の見直し検討:平成 31(2019)年度)
	待機児童解消加速化プラン (H25) ◆	前倒し:53万人受皿確保	○保育所保育指針改定	(施行 5 年後の見直し:平成 32(2020)年度)
			○幼保連携型認定こども園教育・保育要領改訂	(公定価格の見直し:平成 32(2020)年度)
			○子育て安心プラン ◆	受皿約 22 万人分の予算を 31 年度末までに確保(32 年度末までに待機児童解消)
家庭福祉	児童福祉法改正 (H28) ⇒	★施行 (平成 29 年 4 月分)		
	「社会的養護の課題と将来像」の改定検討	改正児童福祉法成立 (施行日は今後政令)		
生活困窮	生活困窮者自立支援法 (H27)			
生活保護	政策効果の検証、見直し検討 ◆	平成 30 年通常国会への生活困窮者自立支援法及び生活保護法改正法案の提出を含め検討		
	改正生活保護法施行 (H26)	生活扶助基準等の検証 ◆	○生活保護基準の見直し	
地域共生社会	ニッポン一億総活躍プラン (H28)			
地方創生	地方創生新型交付金 ◆			
	新たな福祉の提供ビジョン (H27)			
	地域共生社会実現本部 (H28) ◆	サービス・専門人材の丸ごと化の検討等		
	⇒「当面の改革工程」(H29) ●地域包括ケアシステム強化法成立 ◆	施行		★我が事・丸ごとの地域づくり、専門人材の丸ごと化の全面展開
	成年後見制利用促進法 (H28) ●成年後見制度利用促進計画			(2020 年代初頭)

経済財政再生計画と改革工程表のスケジュール（社会保障関係）

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
総論	経済・財政再生計画閣議決定(骨太)	集中改革期間			中間評価	10月消費税率引上げ(予定) P B黒字化目標
社会保障						
歳出改革の枠組み	社会保障関係費の実質的な増加が高齢化による増加分に相当する伸び(1.5兆円程度)となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を2018年度まで継続していくことを目安とし、効率化、予防等や制度改革に取り組む 社会保障関係費の伸びを、高齢化による増加分と消費税率引上げとあわせ行う充実等に相当する水準におさめることを目指す					
主要スケジュール	骨太方針検討事項の工程表	県・地域医療構想策定(必要病床数の設定) 県・第3期医療費適正化計画策定(医療構想と整合的な医療費目標の設定)※ 前倒し策定 県・第3期医療費適正化計画期間				
		1. 医療・介護提供体制改革 ※外来医療費等へスコープを拡大 入院時の光熱水費負担相当額に係る患者負担の見直しを段階的に実施 結論が得られなかった事項等※について、引き続き検討。その結果に基づき必要な措置 ※病院への外来受診時の定額負担、かかりつけ医以外を受診した場合の定額負担等、医療費適正化に向けた診療報酬の特例の活用 KPIにそって推進				
		2. インセンティブ改革、3. 公的サービスの産業化 介護保険法等の改正法案※を2017年通常国会へ提出 ※介護療養病床等の転換 介護保険における利用者負担割合の見直し、介護納付金の総報酬割の導入 高額療養費／高額介護サービス費や福祉用具貸与価格の見直しを段階的に実施 結論が得られなかった事項等※について、引き続き検討。その結果に基づき必要な措置 ※薬剤自己負担の引上げ(市販品類似薬等)、金融資産を考慮に入れた負担の在り方、生活援助等の給付の適正化、軽度者に対する生活援助サービス等の地域支援事業への移行、後期高齢者医療の窓口負担				
		4. 負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化 薬価改定 オブジーボの薬価緊急改定 診療報酬改定 先発品価格のうち後発品に係る保険給付額を超える部分の負担の在り方について検討し、結論 生活習慣病治療薬の処方の在り方について検討し、結論 「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」に基づき、薬価制度の抜本改革				
		5. 診療報酬、医薬品等に関する改革 薬価改定 診療報酬改定 介護報酬改定 診療報酬・介護報酬改定※ ※消費税引上げに伴う仕入れ税額増への対応				
		6. 年金 年金改革法案成立 短時間労働者への被用者保険の適用拡大(中小企業における任意適用を含む)・マクロ経済スライドの徹底等を順次実施 2019年年金財政検証とそれを踏まえた見直し				
		7. 生活保護等 2014年全国消費実態調査結果の分析とそれを踏まえた見直し(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)				

1. 社会保障・財政・税制

《直近の動向》

➤ 2017.8.1 平成 27(2015)年度「社会保障費用統計」とりまとめ

- ▶ 国立社会保障・人口問題研究所は、平成 27(2015)年度の「社会保障費用統計」をとりまとめ、公表した。
- ▶ 年金や医療保険、介護保険、雇用保険、生活保護など、社会保障制度に関する1年間の支出を、OECD(経済協力開発機構)基準による「社会支出」とILO(国際労働機関)基準による「社会保障給付費」の2通りで集計している。
- ▶ 「社会支出」(OECD 基準)は「社会保障給付費」(ILO 基準)と比べ、施設整備費など直接個人に渡らない支出まで集計範囲に含んでおり、国際比較の観点から重要な指標であることから、多くの国々で活用されている。日本では戦後まもなくから現在に至るまで集計され、政策議論に欠かせない統計であるとされている。

《概要》

- 2015 年度の「社会支出」総額は 119 兆 2,254 億円で、対前年度増加額は 2 兆 7,079 億円、伸び率は 2.3%となっているが、GDP の対前年度比は 2.8%増であり、対 GDP 比は 3 年連続で下落
- 2015 年度の「社会保障給付費」総額は 114 兆 8,596 億円で、対前年度増加額は 2 兆 6,924 億円、伸び率は 2.4%となっているが、GDP の対前年度比は 2.8%増であり、対 GDP 比は 3 年連続で下落
- 1人当たりの「社会支出」は 93 万 8,100 円、「社会保障給付費」は 90 万 3,700 円
- 社会支出を政策分野別にみると、最も大きいのは「高齢」で 55 兆 3,549 億円、次いで「保健」の 41 兆 884 億円。この 2 分野で総額の約 8 割(80.9%)を占め、社会支出の伸びを牽引
- 社会保障給付費を「医療」、「年金」、「福祉その他」に 3 分類すると、「医療」は 37 兆 7,107 億円で総額に占める割合は 32.8%、「年金」は 54 兆 9,465 億円で同 47.8%、「福祉その他」は 22 兆 2,024 億円で同 19.3%
- 社会保障給付費に対応する、社会保険料や公費による負担などの「社会保障財源」※は、総額 123 兆 2,383 億円で、前年度に比べ 14 兆 84 億円減※
※社会保険料、公費負担等が増加した一方で、資産収入が減少したことによる(資産収入については、公的年金制度等における運用実績により変動することに留意)。
- 財源項目別にみると「社会保険料」が 66 兆 9,240 億円で、収入総額の 54.3%を占める。次に「公費負担」が 46 兆 1,379 億円で 37.3%を占める
※社会保障財源の概念は社会保障給付費と同様 ILO 基準に対応するもので、総額には、給付費に加えて、管理費及び施設整備費等の財源も含まれる。

➤ 2017.7.27 医療・介護情報の活用による改革の推進に関する専門調査会 医療・介護情報の分析・検討ワーキンググループ(第 24 回)

- ▶ ワーキンググループでの当面の検討項目について、①地域差の「見える化」(介護費用が他の地域と比べて合理的な理由なく高くなっているなどの「地域差」はあるか。どのような「地域差」が存在しているか。その「地域差」が存在している要因は何か。)、②都道府県・市町村に必要な分析の(今後、都道府県・市町村が「見える化」システムを活用するなどして、独自に介護費用の地域差を分析する場合、どのような着眼点が考えられるか。)の 2 点をあげ、29 年夏頃に専門調査会に議論の報告をするとしている。

- ▶ 第 24 回では、介護施設・在宅医療等の新たなサービス必要量の推計方法、医療費に関する分析方針、医療費・介護費の分析、地域包括ケア「見える化」システム等について議論した。

➤ 2017.7.25 平成 29 年度普通交付税大綱を閣議報告

- ▶ 総務省は、各地方公共団体に交付する平成 29 年度の普通交付税の額を決定し、「平成 29 年度普通交付税大綱」を閣議に報告した。
- ▶ 総額は 15 兆 3,501 億円(前年度比△3,482 億円)、不交付団体は 76 団体(前年度 77 団体)。
- ▶ 地方公共団体が自主的・主体的に地方創生に取り組むための経費や、一億総活躍社会の実現に向けた保育士や介護人材等の処遇改善等に要する経費を算定し、取組を支援することとしている。

➤ 2017.7.19 第 7 回地域医療構想に関するワーキンググループ:公的医療機関等改革プラン(仮称)(案)

- ▶ 医療計画は、医療機能の分化・連携の推進を通じて、地域において切れ目のない医療の提供を実現し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図ることを目的としている。
- ▶ 平成 30 年度からの次期医療計画をより実効性の高いものとするため、当該計画の作成指針等の見直しについて検討することを目的に、医療計画の見直し等に関する検討会「地域医療構想に関するワーキンググループ」を開催している。
- ▶ 第 7 回では、公的医療機関等改革プラン(仮称)(案)について協議した。
- ▶ 新公立病院改革ガイドラインを踏まえ、プランの作成を求める対象及び目次(案)は以下のとおり。

《公的医療機関等改革プラン(仮称)(案)について》

- 公的医療機関をはじめとしたこれらの医療機関*については、地域において今後担うべき役割等の方向性を、率先して明らかにし、地域で共有することが必要ではないか。
- これらの医療機関に対して、地域における今後の方向性について記載した「公的医療機関等改革プラン(仮称)」の作成を求めることとしてはどうか。
- 策定したプランを踏まえ、地域医療構想調整会議においてその役割について議論することとしてはどうか。

*対象…公的医療機関(日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会等が開設する医療機関)(公立病院除く)、医療法第 7 条の 2 第 1 項第 2 号から第 8 号に掲げる者(共済組合、健康保険組合、地域医療機能推進機構等)が開設する医療機関、その他の独立行政法人(国立病院機構、労働者健康安全機構)が開設する医療機関、地域医療支援病院、特定機能病院

《公的医療機関等改革プラン(仮称) 目次(案)》

- 【基本情報】 ・医療機関名、開設主体、所在地等
- 【現状と課題】 ・構想区域の現状と課題 ・当該医療機関の現状と課題等
- 【今後の方針】 ・当該医療機関が今後地域において担うべき役割等
- 【具体的な計画】 ・当該医療機関が今後提供する医療機能に関する事項
 - (例)・4 機能ごとの病床のあり方について ・診療科の見直しについて等
 - ・当該医療機関が今後提供する医療機能に関する、具体的な数値目標
 - (例)・病床稼働率、手術室稼働率等、当該医療機関の実績に関する項目
 - ・紹介率、逆紹介率等、地域との連携に関する項目
 - ・人件費率等、経営に関する項目等
- 【その他】

➤ 2017.7.10 **新たな支え合い・分かち合いの仕組みの構築に向けた研究会**

- ▶ 厚生労働省は、第1回となる「新たな支え合い・分かち合いの仕組みの構築に向けた研究会（座長：小黒一正 法政大学経済学部 教授）」を開催した。
- ▶ 社会保障制度改革や働き方改革の加速化に加えて、現在の社会保障等の機能検証と同時に、住宅、まちづくり、ICT など社会保障等と関わりの深い政策分野も視野に入れ、それぞれの地域の特徴を活かし、新たな支え合い・分かち合いの「心」と「仕組み」を柔軟に組み合わせた「地域共生社会」の構築を問題意識とし、未来への夢と希望の持てる日本の再生を図る観点から、研究を行うとしている。
- ▶ 第1回では、以下の研究課題が提案され、国民の所得の動向について、平均値、中央値、分布、世帯主の年齢別／世帯の人員構造別に見てどう考えるか、ディスカッションが行われた。
- ▶ 研究会の冒頭、塩崎厚生労働大臣から、「国民が納得感をもって生活していける成功モデルの構築に向けて、公的責任の民間への押し付けではなく、しっかりとした公的なものに加え民間での支え合い・分かち合いを作っていくことが基本である」との挨拶があった。

《新たな支え合い・分かち合いの仕組みの構築に向けた研究会 研究課題》

- ・国民の所得や生活の実態
 - － 所得、賃金、消費支出、資産等の実態について、統計調査データ等に基づき議論
- ・成長と分配の関係
 - － 社会保障等と経済成長との関係について、内外の学説や文献、データ等に基づき議論
- ・社会保障等の機能の検証、今後の在り方
 - － 社会保障の再分配の機能、成長（人的資本等）を高める機能、地域生活を支援する機能等の検証を行うとともに、社会保障の今後の在り方について、インフォーマルセクターや周辺領域（住宅、まちづくり）との連携等を含めて議論

➤ 2017.6.22 **第7回社会保障制度改革推進会議：社会保障と税の一体改革に関連した施策の進捗状況**

- ▶ 社会保障制度改革推進会議（議長・清家篤慶應義塾学事顧問）は、第7回会議を開催し、社会保障・税一体改革に関する施策の進捗情報を内閣府・厚生労働省から聴取し議論した。前回第6回の開催は、平成28年4月21日。
- ▶ 説明された社会保障と税の一体改革に関連した施策は、社会保障の充実・安定化等、国民年金法等改正法・介護保険法等改正法、医療・介護改革の取組（地域医療構想の進捗状況、第7次医療計画・第7期介護保険事業（支援）計画の見直しの概要、国保の都道府県ガバナンス強化の取組状況）、子ども・子育て支援の状況、「子育て安心プラン」について。
- ▶ 子ども・子育て支援に関しては、企業主導型保育事業の現状（3月30日現在）の説明があった。

《企業主導型保育事業の進捗状況（平成29年3月30日現在）》

助成決定の状況 871 施設／20,284（定員）

- ・施設規模 …10人以下 11.3%、11～20人が 60.5%、61人以上は 4.8%
- ・企業規模別…大企業が 39.7%、中小企業が 60.3%
- ・保育士比率…100%（55.3%）、75%（20.6%）、50%（24.1%）
- ・運営形態 …企業設置（単独利用）（42.2%）、企業設置（共同設置・共同利用）（42.5%）、保育事業者型（15.3%）
- ・地域枠設定…有（74.9%）、なし（25.1%）
- ・平成28年4月に待機児童数50人以上の市町村又は待機児童が増加（変化なしを含む）した市町村…424施設、定員10,055人

*** 447施設、定員10,229人は、待機児童なしの市町村（全社協・政策企画部注）**

➤ 2017.6.22 第 6 回地域医療構想に関するワーキンググループ:慢性期機能の病床の必要量

- ▶ 第 6 回では、引き続き「平成 28 年度病床機能報告の結果及び病床機能報告」に基づく協議及び地域医療構想調整会議における具体的な検討事項について協議した。
- ▶ 平成 28 年度病床機能報告の結果から、慢性期機能と報告している 2015(平成 27)年度の病棟と、慢性期機能の病床の 2025 年必要量とを比較。
- ▶ 全国 341 の地域医療構想区域のうち、273 区域で慢性期機能の病床が過剰になる見通しで、このうち 54 区域は、介護療養病床の転換が進めば供給過剰が解消される見込み。供給過剰の 219 区域については、医療療養病床も含めて、今後の在り方について検討する。
- ▶ 慢性期機能を担う病床について、議論の進め方(案)が以下のとおり示された。
- ▶ また、各都道府県の「調整会議」の運営に係る留意事項について、病院の新規開設や増床等の計画が判明した場合は、開設等の許可を待たずに、「調整会議」への参加を求め、計画の詳細を確認する方針が了承された。

≪慢性期機能を担う病床に関する議論の進め方(案)≫

【慢性期病床の機能分化について】

- 慢性期機能を担う病床については、地域ごとにどのような医療機関があり、それぞれの施設が今後どのような役割を担うのか、検討する必要がある。
- 特に介護療養病床については、その担う役割を踏まえた上で、転換等の方針を早期に共有する必要がある。

【慢性期機能を担う医療機関の実態の分析について】

- 今後、慢性期病床の機能分化を進めるに当たっては、各病棟における入院患者の状態(医療区分等)や入退院の状況、平均在院日数等を参考にしながら、当該病院・病棟の地域における役割、位置付けを確認しながら、検討を進める。
- ただし、入院元・退院先の把握に当たり、現在の病床機能報告では、毎年 6 月の単月分の入退院患者に関する情報しか報告されておらず、平均在院日数の長い療養病床においては、その担う機能が十分には把握できていない場合もある。
- 今後は、1 年間を通じて入退院患者に関する情報の報告を求めることとし、その内容を踏まえ、実態に即した更なる検討を進める必要がある

➤ 2017.6.18 第 193 回通常国会閉会:介護保険法等改正法等が成立

- ▶ 第 193 回通常国会は 6 月 18 日に閉会した(1 月 20 日召集、150 日)。
- ▶ 平成 29 年度政府予算、税制改正関連法が成立したほか、厚生労働省が新規で提出した予算関連・非関連法案は以下のとおり。

≪予算関連法≫ ※【成立日】

雇用保険法等の一部を改正する法律(失業等給付の保険料率・国庫負担率の引下げ等)【3 月 31 日】

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律【5 月 26 日】

厚生労働省設置法の一部を改正する法律(医務技監の新設)【6 月 9 日】

≪予算非関連法≫

医療法等の一部を改正する法律(特定機能病院の管理・運営に関する体制強化等)【6 月 7 日】

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律【6 月 14 日】

- ▶ 「健康増進法の一部を改正する法律案(仮称)」(※受動喫煙対策)は提出に至らなかった。
- ▶ 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案」は、5 月 17 日参議院本会議で一部修正のうえ可決、衆議院に送付されたが、審議に至らず継続審議となった。

➤ 2017.6.9 子育て安心プランに関する 3 大臣会合 ▶ 塩崎恭久厚生労働大臣、加藤勝信一億総活躍担当大臣、松野博一文部科学大臣は、6 月 9 日、「子育て安心プランに関する 3 大臣会合」を行った。 ▶ 6 月 2 日の経済財政諮問会議で塩崎厚労相が報告・公表した『子育て安心プラン』について、企業主導型保育事業や幼稚園、学校の活用について、加藤担当相、松野文科相に協力を要請した。
➤ 2017.6.2 子育て安心プラン公表：平成 32 年度末待機児童解消、5 年間で女性就業率 80% ▶ 5 月 31 日、安倍首相は、「今度こそ、待機児童問題に終止符を打つ」こと、「来年度から子育て安心プランに取り組み」、「意欲的な自治体を支援するため、待機児童の解消に必要な約 22 万人分の予算を 2 年間で確保し、遅くとも 3 年間で全国の待機児童を解消」すること、そのための『子育て安心プラン』を進めることを表明した。それを受け 6 月 2 日に経済財政諮問会議で厚生労働大臣が、『子育て安心プラン』を報告・公表した。 ▶ これまで 5 年間で 53 万人増を 2017(平成 29)年度末までに実現する待機児童解消加速化プランでは待機児童の解消とはならず、新たなプランでさらに量的整備を図ることとなる。 ▶ 『子育て安心プラン』では、6 つの支援パッケージとして、「1 保育の受け皿の拡大」「2 保育の受け皿拡大を支える『保育人材確保』」「3 保護者への『寄り添う支援』の普及促進」「4 保育の受け皿拡大と車の両輪の『保育の質の確保』」「5 持続可能な保育制度の確立」「6 保育と連携した『働き方改革』」を示している。 《子育て安心プラン「6 つの支援パッケージ」(主な内容)》 1 保育の受け皿の拡大…都市部における高騰した保育園の賃借料の補助、幼稚園における 2 歳児の受入れや預かり保育の推進、企業主導型保育事業の地域枠拡大*、市区町村・保育提供区域ごとの待機児童解消の取組状況の公表 等 *保育ニーズが特に多い地域について、従業員枠に空きが出た場合、設置者の判断により、当該従業員枠の空き枠を活用して地域枠 50%の上限を超えた地域枠対象者の受け入れを可能とする 2 保育の受け皿拡大を支える『保育人材確保』…保育士等の処遇改善、保育士等のキャリアアップの仕組みの構築、潜在保育士の再就職支援や新卒保育士の確保、新規採用された保育士への研修による就業継続支援、保育士の退職手当共済制度の継続の検討 3 保護者への『寄り添う支援』の普及促進…待機児童数調査の適正化、妊娠中からの保育園等への入園申込みが可能であることの明確化
➤ 2017.6.2 第 5 回地域医療構想に関するワーキンググループ：大学病院等における地域医療構想への取組 ▶ 第 5 回では、大学病院等における地域医療構想への取組について「地域医療構想における大学病院本院の位置づけに関する提言」が提示されたほか、平成 28 年度病床機能報告の結果及び病床機能報告の項目の追加・見直しについて協議した。 ▶ 2017 年度の病床機能報告に向けて、診療報酬の入院基本料との組み合わせなど、医療機能選択の際の考え方を「病床機能報告マニュアル」に追記する他、施設単位の医師数などの「人員配置」、稼動していない病床がある場合の理由など、計 5 項目を報告内容に追加・見直すことを了承した。
➤ 2017.5.25 「経済・財政再生計画」の着実な実施に向けた建議 ▶ 「財政制度等審議会財政制度分科会」(分科会長：榊原 定征 東レ株式会社相談役最高顧問)は、「「経済・財政再生計画」の着実な実施に向けた建議」をとりまとめた。

- ▶ 建議では、歳出改革に取り組み、社会保障財源としての消費税率引き上げを約束どおり実施し、平成 32 年度プライマリーバランス黒字化を達成すべきである、とあらためて強調。その上で、社会保障関係費については、社会保障の効率化・適正化の不断の取組を通じて、経済・財政再生計画の「目安」(自然増分を 5,000 億円に抑える)を達成するだけでなく、更に社会保障関係費の伸びを抑制しなければならない、としている。

《「経済・財政再生計画」の着実な実施に向けた建議」社会保障分野の事項の主な内容》

- 社会保障関係費の増加が見込まれる中、「改革工程表」に掲げられている検討項目等をすべて着実に実行することなどにより、効率化・適正化に不断に取り組み、経済・財政再生計画の「目安」を達成するだけでなく、更に伸びを抑制する必要がある。
- 医療・介護：診療報酬・介護報酬同時改定について、国民負担の抑制といった観点も踏まえ取り組んでいく必要がある。
- 障害福祉：「ニッポン一億総活躍プラン」に沿い、支援の在り方を改善していく必要がある。
- 生活保護：生活扶助基準の検証結果を適切に基準に反映するとともに、医療扶助の適正化や就労促進などに取り組むべき。
- 子供・子育て：女性の活躍促進の観点からも、社会全体で子育てを支援する必要がある。このうち、保育の受け皿確保について、安定財源を確保しつつ取り組んでいくため、引き続き企業主導型保育事業の活用を図るとともに、幼稚園における預かり保育の推進、児童手当の所得制限の在り方や特例給付の廃止を含めた見直しなど、あらゆる方策を検討する必要がある。

➤ 2017.5.17 財政制度等審議会 財政制度分科会：とりまとめに向けた審議

➤ 2017.5.10 自由民主党・一億総活躍推進本部：一億総活躍社会の構築に向けた提言

- ▶ アベノミクスのさらなる加速のため、平成 28 年 6 月に「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定し、新たな三本の矢の好循環をめざしている。
- ▶ 一億総活躍推進本部では、平成 28 年 10 月以来、6 つのプロジェクトチームを設置し合計 54 回にわたり有識者を交えた議論を実施、提言を取りまとめた。
- ▶ なお、提言の「おわりに」では、「あらゆる取組みを最大限行ったとしても、一億総活躍社会を実現するためには、やはりそのための負担の議論は避けて通れない。～何よりも安定的な財源が必要であることは論を俟たない。～国民の理解と協力を得ながら、安定的な財源の確保のための議論を進めていくことが必要である。」と結んでいる。

<各分野における提言(抜粋)>

(1)女性活躍・子育て・幼児教育に関する提言(特に推進すべき取組)

①女性活躍支援…ダブルケアにおけるデイサービス等の支援体制の強化、支援体制側への支援として介護・看護従事者への夜勤手当の拡充、年金対象者の適用拡大

②子育て支援…妊娠中の保育園確保、学生等も含めて利用できる大学等の保育環境整備、早産児に対する母子支援、幼児教育無償化の段階的な推進、放課後子供教室と放課後児童クラブの連携によるプログラムの充実、こども食堂等民間を含めた支援

※病児保育については、発熱に関するガイドラインの適切な運用、病児保育事業の安定運営を推進

③あらゆる人々への支援…DVや性暴力被害等困難を抱えた女性や同伴児童への支援として、民間団体との連携を含むサポート体制の強化、女性の自立支援のための議員立法(婦人保護事業の見直し)も視野、障害者就労に関して就労継続支援事業所の評価による質的な見直し

(2)～(4) 略

(5)若者の雇用安定・活躍加速に関する提言(特に推進すべき取組)

①～③ 略

④生活保護や施設養護、障害など、困難な状況にある若者の活躍…進学や自立を第一として教育と福

社の両面からこれまでよりも一歩踏み込んだ支援や進路指導

(6)誰もが活躍する社会に関する提言(特に推進すべき取組)

① 略

②生活困窮者の活躍の為に支援…支援付き就労協力事業者の拡大や本人の希望等に応じた障害者就労支援との連携、社会福祉法人等での就労促進、シェアハウス・サブリースの低家賃住宅提供及び家庭的生活支援のほか、無料定額宿泊施設の規制強化と居住生活支援の強化、受給者医療情報の NDB(レセプト情報・特定健診等情報データベース)との一体的運用や健康管理受診指導、後発医薬品使用、重複投薬は正等による生活保護の更なる適正化

③一億総活躍を支える税と社会保障…配偶者手当のあり方の見直し、個人所得税改革に向けた議論

※一億総活躍推進本部の下 PT…「女性活躍・子育て・幼児教育 PT」、「産婦人科・小児科医師不足偏在問題対策 PT」、「65 歳以上のシニアの働き方・選択の自由度改革 PT」、「IOHH 活用健康寿命革命 PT」、「若者の雇用安定・活躍加速 PT」、「誰もが活躍する社会をつくる PT」

➤ 2017.5.10 財政制度等審議会 財政制度分科会:教育支出の現状と無償化に関する議論

- ▶ 幼児教育～高等教育の各段階における経済的支援の現状を踏まえ、今後、どの教育段階へ財政支出を振り向けるのが高い費用対効果が得られるのか等コスト・ベネフィット分析を行い、その上で優先順位をつける必要があるとした。
- ▶ なおその財源は、幅広い世代・社会全体で支えるという観点から、様々な税制(タックス・ミックス)を中心とした、「次世代に対して責任のある恒久的な財源」が必要であるとしており、「教育は無形の社会的資産である」「教育は投資効果があるので回収可能」といったロジックで財源を国債に求めることについては、赤字国債と変わらず問題が大きいとしている。

➤ 2017.5.10 第 4 回地域医療構想に関するワーキンググループ:各都道府県の地域医療構想

- ▶ 第 4 回では、全都道府県で地域医療構想の策定が完了したことを受け、2025 年における病床の必要量が明らかになるとともに、ワーキンググループにおける今後整理が必要な事項(案)が示された。

<2025 年における病床の必要量【全国集計】>※会議資料から全社協・政策企画部集計

○高度急性期:13 万 455 床、急性期:40 万 632 床、回復期:37 万 5,246 床、慢性期:28 万 4,488 床、合計 **119 万 821 床**。

○平成 27 年の病院機能報告結果に比べ地域医療構想の必要病床数は全体で 6 万 6,533 床少ない。

(高度急性期:▲3 万 9,017 床、急性期:▲19 万 8,640 床、回復期:+24 万 4,613 床、慢性期:▲7 万 3,489 床)

<地域医療構想に関するワーキンググループ における 今後の整理が必要な事項(案)>

1 地域医療構想調整会議での検討の進め方について

- ・急性期機能や回復期機能の病棟についての議論の進め方
- ・定期的な開催、臨時開催等の議論の進め方
- ・新公立病院改革ガイドラインに基づき策定された新公立病院改革プランの活用
- ・病棟ごとの職員数・診療実績等を活用した議論の進め方 等

2 地域医療構想の進捗の把握の在り方について

- ・開催状況のほか進捗の把握が必要な事項
- ・病床機能報告を活用した把握 等

3 今後の病床機能報告について

- ・病床機能報告の項目の追加・見直し
- ・報告対象の期間の考え方の整理
- ・病床機能報告の定量的な基準の検討 等

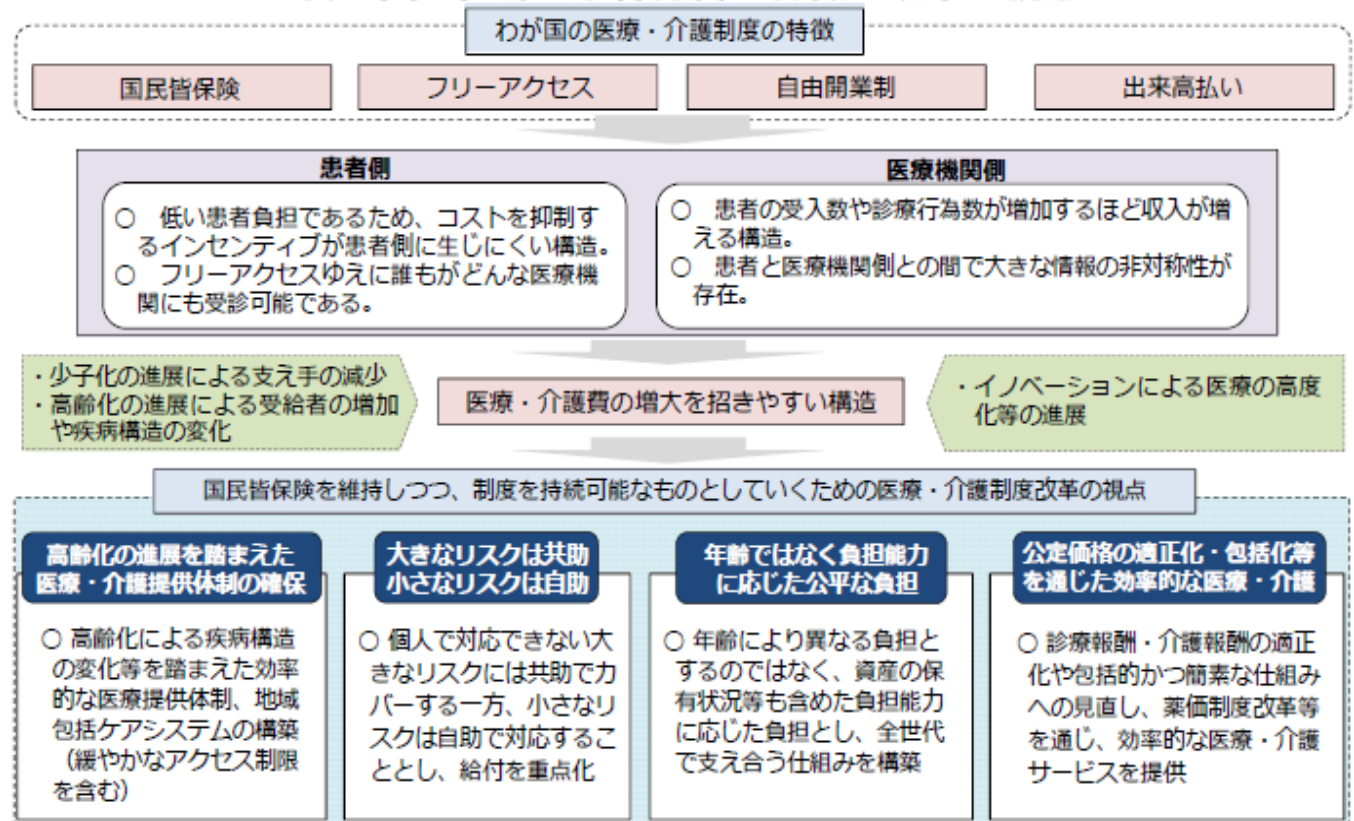
4 その他

・住民等への情報提供の改善 等

➤ 2017.4.20 財政制度等審議会 財政制度分科会：財政総論、社会保障

- ▶ 財政制度等審議会 財政制度分科会が開催された。2020(平成32)年度の基礎的財政収支(プライマリーバランス)の黒字化に向けて、「経済・財政再生計画」における社会保障関係費に係る主な論点と改革の方向性が示されている。

我が国の医療・介護制度の特徴と改革の視点



【医療・介護制度】

医療・介護制度改革の視点と具体的な検討項目

視点	高齢化の進展を踏まえた医療・介護提供体制の確保	大きなリスクは共助 小さなリスクは自助	年齢ではなく負担能力に応じた公平な負担	公定価格の適正化・包括化等を通じた効率的な医療・介護
今後の検討事項※	○ 地域医療構想に沿った医療提供体制の実現 ○ 医療費適正化計画の策定・実現(外来医療費に係る地域差の是正等) ○ 医療費適正化に向けた診療報酬の特例の活用(～29年度末) ○ 病床再編等に向けた都道府県の体制・権限の整備(～32年度) ○ かかりつけ医の普及の観点からの外来時の定額負担(～29年度末/～30年度末) ○ 介護療養病床等の効率的なサービス提供体制への転換	○ 入院時の光熱水費相当額に係る負担の見直し ○ 市販品類似薬に係る保険給付の見直し(～30年度末) ○ 軽度者に対する生活援助サービスその他の給付のあり方(30年度改定/～31年度末)	○ 高額療養費の見直し ○ 後期高齢者の保険料軽減特例の見直し ○ 金融資産等を考慮に入れた負担を求める仕組みの医療保険への適用(～30年度末) ○ 後期高齢者の窓口負担のあり方(～30年度末) ○ 高額介護サービス費の見直し ○ 介護保険における利用者負担 ○ 介護納付金の総報酬割導入	○ 診療報酬・介護報酬の適正化 ○ オブジーボの薬価引下げ ○ 薬価制度の抜本改革(毎年薬価調査・改定、費用対効果評価の本格導入等)(具体的内容等につき29年中に結論) ○ 先発品価格のうち発品に係る保険給付を超える部分の負担(～29年度末) ○ 生活習慣病治療薬等の処方あり方(～29年度末) ○ 介護の福祉用具貸与価格の見直し
「工程表」の整理	医療・介護提供体制改革	負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化		診療報酬、医薬品等に係る改革

【少子化対策】

＜少子化対策(保育の受け皿確保について)＞

○「待機児童解消加速化プラン(25 年～29 年末)」について、2017 年(平成 29 年)6 月までに、新たなプランを策定のこととされている。

＜企業主導型保育事業＞

○団塊の世代が順次引退し、労働需給が逼迫する中、女性の就業促進に大きく貢献。引き続き、企業主導型保育事業の積極的な活用を図り、待機児童の解消や女性の就業率の向上を図るべき。

＜コストに見合った保育料の設定について＞

○児童 1 人当たりの保育料が増加しているが、保育の利用者負担(保育料)の上限が近年引き上げられてなく、利用者負担は減少している。

→保育コストと、サービス利用の対価としての保育料の関係をどのように考えるべきか。

＜幼稚園における待機児童受入れの推進＞

○子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、幼稚園の就園者数は減少しつつあるが、依然として 3～5 歳児の 4 割強を受け入れている。

→幼稚園に係る施設型給付や私学助成等を全体として適正化しつつ、その財源を活用して、長期休業期間等に預かり保育を実施する幼稚園への支援を増加させるなど、インセンティブを強化してはどうか。

＜児童手当(特例給付)について＞

○児童手当の所得制限は、世帯全体の所得ではなく、主たる生計者の所得のみで判定。

○また、所得制限を超える者に対しては、「当分の間」の措置として月額 5 千円の特例給付を支給。

→「主たる生計者」のみの所得で判断するのではなく、保育料と同様、世帯合算で判断する仕組みに改めてはどうか。あわせて、特例給付は、廃止を含めた検討を行ってはどうか。

→見直しにより確保された財源は、子ども・子育て支援に直結する「量的拡充」に充ててはどうか。

➤ 2017.4.7 財政制度等審議会:総会開催

- ▶ 財務省の諮問機関である財政制度等審議会総会が開催され、経団連会長の榊原定征会長が当審議会会長に選任された。「歳出改革、とりわけ社会保障改革に関する議論を加速したい」と記者会見で強調した。

➤ 2017.3.31 地域共生社会の実現:「社会福祉施設の職員が行う地域活動の推進等」通知発出

- ▶ 厚生労働省は、「当面の改革工程」に示す「社会福祉施設の職員が行う地域活動の推進及び複数の相談事業を一体的に実施する場合の費用負担の考え方」に関する通知を発出した。
- ▶ 当該社会福祉施設等の利用者を参加させる目的をもって行われるものは、利用者の自立等に資するものであり、当該社会福祉施設等がその利用者に提供している福祉サービスの一環として行うことが可能(地域活動の時間を福祉サービスの提供に従事する時間として取り扱う)。
- ▶ 一方、各社会福祉施設等の利用者を参加させる目的をもたない地域活動は、当該社会福祉施設等がその利用者に提供している福祉サービスとは別に行われるものであり、この場合については、社会福祉施設等の職員は、当該福祉サービスの提供業務に従事すべき時間帯と当該地域活動に従事する時間帯とを明確に区別すれば、当該地域活動を行うことができる。

➤ 2017.2.7 地域共生社会の実現:「当面の改革工程」

- ▶ 厚生労働省の「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部は、「「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」をとりまとめ・公表した。地域課題の解決力の強化、地域を基盤とする包括的支援

の強化、地域丸ごとのつながりの強化、専門人材の機能強化・最大活用といった改革の骨格、2020年代初頭の全面展開に向けた工程が示されている。

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

「地域共生社会」とは

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

○個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
○人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

○住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
○地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改正】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改正】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改正】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改正・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

実現に向けた工程

平成29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正
◆市町村による包括的支援体制の制度化
◆共生型サービスの創設 など

平成30(2018)年：
◆介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価など
◆生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降：
更なる制度見直し

2020年代初頭：
全面展開

【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策（制度のあり方を含む）
②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方 ③共通基礎課程の創設 等

- ▶ 平成29年の制度改正で、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法、社会福祉法を一体として、「地域共生社会」の実現に向けた『我が事』『丸ごと』の取組を進めるための改正法案を提出し、衆議院にて可決し、参議院に送付された。平成30年以降の制度改正と報酬改定において、全国的な体制整備を進めるための措置を講じる。並行して、専門人材の養成課程の見直しを進め、2020年代初頭の『我が事』『丸ごと』の全面展開に向け、改革を着実に実施していくとしている。

➤ 2016.12.22 「平成29年度税制改正の大綱」：閣議決定

- ▶ 政府は、「平成29年度税制改正の大綱」を閣議決定した。
- ▶ 我が国経済の成長力の底上げのため、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から配偶者控除・配偶者特別控除の見直しを行うとともに、経済の好循環を促す観点から研究開発税制及び所得拡大促進税制の見直しや中小企業向け設備投資促進税制の拡充等を行うとしている。
- ▶ 保育の受け皿の整備等を促進するための税制上の所要の措置や社会福祉法人等への現物寄附へのみなし譲渡所得税等特例措置適用の承認手続の簡素化等が盛り込まれている。
- ▶ 保育の受け皿の整備等を促進するための税制上の所要の措置〔固定資産税、不動産取得税等〕は、企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税等について課税標準の特例措置を講ずるとともに、事業所内保育事業（利用定員が1人以上5人以下）等の用に供する固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置について所要の見直しを行うものである。
- ▶ 現物寄附へのみなし譲渡所得税等特例措置適用の承認手続の簡素化〔所得税、個人住民税〕は、社会福祉法人等への現物寄附に係るみなし譲渡所得税等について、文部科学大臣所轄学校法人に認められている国税庁長官の非課税承認を受けるための要件に関する特例が適用される。
- ▶ 租税特別措置法との関連で、公益法人等への寄附に係る所得税額の特別控除について、対象社

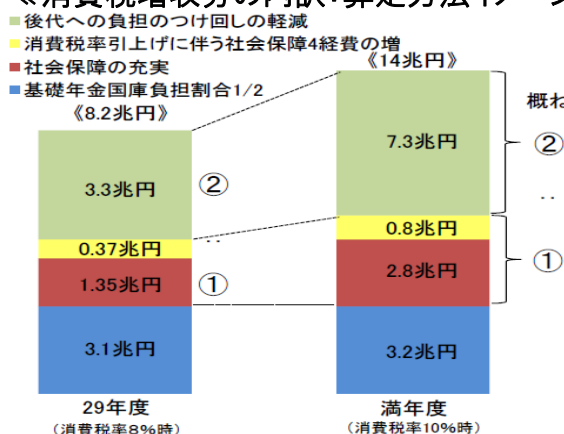
会福祉法人が閲覧対象とする書類に、事業概要等を記載した書類その他一定の書類を追加する。

- ▶ 閣議決定に先立つ与党「平成 29 年度税制改正大綱」(12 月 8 日)では、公益法人等課税については、「非収益事業について民間競争が生じているのではないかと」の指摘がある一方で、関連制度の見直しが行われており、その効果をよく注視する。あわせて、収益事業への課税において、軽減税率とみなし寄附金制度がともに適用されることが過剰な支援となっていないかといった点について実態を丁寧に検証しつつ、課税のあり方について引き続き検討を行う」とした。

➤ 2016.12.22 社会保障制度改革推進本部:今後の社会保障改革

- ▶ 「平成 29 年度の社会保障の充実・安定化等について」の了承とともに、「今後の社会保障改革の実施について」を決定した。
- ▶ 平成 29 年度の社会保障の充実・安定化については、消費税引上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向けるとし、社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、平成 29 年度の増収額 8.2 兆円の振り分けを示した。
- ▶ 具体的には、①基礎年金国庫負担割合 2 分の 1 に 3.1 兆円、②社会保障の充実(子ども・子育て支援、医療・介護の充実、年金制度の改善)に 1.35 兆円、③消費税引上げに伴う社会保障 4 経費(医療、介護、年金、子育て支援)の増に 0.37 兆円、④後代への負担のつけ回しの軽減に 3.3 兆円を向けるとしている。
- ▶ 「今後の社会保障改革の実施について」では、国民健康保険への財政支援の拡充を社会保障の充実財源の中で対応することや後期高齢者の保険料軽減特例(予算措置)の見直しが示されている。また、「今後とも、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革を推進していく」とした。

≪消費税増収分の内訳:算定方法イメージ≫



(注 1) 金額は公費(国及び地方の合計額)である。

(注 2) 上記の社会保障の充実に係る消費税増収分(1.35 兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.49 兆円)を活用し、社会保障の充実(1.84 兆円)の財源を確保。

(注 3) 満年度の計数は、軽減税率導入による減収分についての財源確保分を含む。

* 「「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」 ※厚生労働省 HP

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000150538.html>

* 「平成 29 年度税制改正の大綱」 ※財務省 HP

http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/index.html

参考) 与党「平成 29 年度税制改正大綱」 ※自由民主党 HP

<https://www.jimin.jp/news/policy/133810.html>

参考) 平成 29 年度厚生労働省関係税制改正について

<http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/zeisei/>

* 社会保障制度改革推進本部

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/shakaihoshoukaikaku/index.html>

2. 経済・成長政策

《直近の動向》

➤ 2017.7.18 経済財政諮問会議(平成 29 年第 12 回):平成 30 年度予算の概算要求基準
▶ 第 12 回では、中長期の経済財政に関する試算、平成 30 年度予算の全体像と概算要求基準について議論した。財務大臣、関係大臣を交えて意見交換を行い、「平成 30 年度予算の全体像」を取りまとめるとともに、概算要求にあたっての基本的な計画について議論した。 ▶ 議論では、塩崎厚生労働大臣から、「今後、加齢による医療・介護費の増加、自己負担割合等の変化の両面で、医療・介護給付は確実に高まる見通し。「3 年間で 1.5 兆円」の基調を継続するとともに、中長期視点では、予防による医療・介護需要そのものの抑制に取り組んでいく。そこで、データヘルス改革、保険者機能や都道府県のガバナンス機能強化等の取組を進めていく。社会保障予算の枠組みを考える際には、サービスの質の維持の向上を図りつつ効率化を進める。産業界、学校教育、生涯教育においての連携・協力が重要。」との発言がある一方、民間議員から、「社会保障の「3 年間で 1.5 兆円」の基調を、中長期的には年 5,000 億円の増加を一層抑制することを検討すべき。」との発言もあった。(平成 30 年度は社会保障関係費の自然増が 6,300 億円規模となる見込)
➤ 2017.7.14 経済財政諮問会議(平成 29 年第 11 回):平成 30 年度予算の全体像について
▶ 第 11 回では、内閣府年央試算*を示し、平成 30 年度予算の全体像について議論した。 * 政府経済見通しで示されている政府の経済財政運営の基本的考え方を前提として、年央時点で得られる最新の経済指標等を踏まえ、内閣府として、当該年度と翌年度の経済の姿を試算 ▶ 民間議員からは、「「人づくり革命」の実現に向けた人材投資や地域経済・中小企業・サービス業等の生産性向上に資する施策については、重要であり、概算要求基準上、要望枠の対象とすべき」、「幼児教育・保育の早期無償化や待機児童解消及び高等教育を含む社会全体で人材投資を抜本強化するための改革の在り方の検討への対応は、財源とあわせ予算編成過程において別途議論を」、「平成 30 年度予算は、潜在成長率の引上げ、デフレ脱却に向け、成長戦略の中核である Society5.0 を推進する予算としたい。社会保障関係費については、5,000 億円に抑制してだけでなく、更に努力をしていくという改革を進めるべき」等の意見があった。 ▶ 会議の最後に総理から、平成 30 年度概算要求基準等について、以下のとおり発言があった。 「平成 30 年度概算要求基準については、第一に、予算の重点化を進めるため、人づくり革命の実現に向けた人材投資や地域経済・中小企業・サービス業等の生産性向上に資する施策などについて、要望枠を設けること、第二に、骨太方針で検討を進めるとされた、幼児教育・保育の早期無償化や待機児童の解消、高等教育を含めた人材投資の抜本強化のための改革の在り方といった事項については、財源とあわせ、別途、予算編成過程で検討できる枠組みとすること、を基本方針として、財務省には、概算要求基準案を準備いただきたい。一億総活躍社会の日本をつくるため、人づくり革命の実現に向けて、歳出改革を含めて、しっかりとした予算編成を行う。」
➤ 2017.6.9 「経済財政運営と改革の基本方針 2017(骨太方針 2017)」閣議決定
▶ 第 10 回経済財政諮問会議では、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」とりまとめの議論を行い、9 日午後の臨時閣議で「経済財政運営と改革の基本方針 2017」を決定した。 ▶ 少子化対策、子ども・子育て支援では、子育て安心プランに基づき、安定的な財源を確保しつつ、取組を推進とし、妊娠期から子育て期まで切れ目ない子育て支援体制の拡充を明示している。

「経済財政運営と改革の基本方針 2017」骨子 ※一部抜粋

第1章 現下の日本経済の課題と考え方

1. 日本経済の現状と課題

- (1) 我が国経済の現状と一億総活躍社会の実現に向けた政府の取組
- (2) 働き方改革による生産性向上と成長と分配の好循環の実現
- (3) 人材への投資による生産性の向上 (4) 地方創生 (5) 消費と民間投資の喚起

第2章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

1. 働き方改革と人材投資を通じた生涯現役社会の実現

- (1) 働き方改革(病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立、障害者就労の推進、女性・若者が活躍しやすい環境整備、高齢者の就業促進 等)
- (2) 格差を固定化させないための人材投資・教育 (3) 少子化対策、子ども・子育て支援

2. 成長戦略の加速等

- (1) Society5.0 の実現を目指した取組 (2) 生産性の向上に向けた施策
- (3) 投資の促進 (4) 規制改革の推進(国家戦略特区の推進、行政手続コスト削減に向けた取組)
- (5) 新たな有望成長市場の創出・拡大 (6) 海外の成長市場との連携強化

3. 消費の活性化

- (1) 可処分所得の拡大 (2) 新しい需要の喚起

4. 地方創生、中堅・中小企業・小規模事業者支援

5. 安全で安心な暮らしと経済社会の基盤確保

第3章 経済・財政一体改革の進捗・推進

1. 経済・財政一体改革の着実な推進

2. 改革に向けた横断的事項

3. 主要分野ごとの改革の取組

- (1) 社会保障(地域医療構想の実現、医療計画・介護保険事業計画の整合的な策定、医療費適正化、平成 30 年度診療報酬・介護報酬改定等、介護保険制度等、人生の最終段階の医療、生活保護制度、生活困窮者自立支援制度の見直し)
- (2) 社会資本整備等 (3) 地方行財政 (4) 文教・科学技術 (5) 歳入改革、資産・債務の圧縮

第4章 当面の経済財政運営と平成 30 年度予算編成に向けた考え方

1. 経済の現状及び今後の動向と当面の経済財政運営の考え方

2. 平成 30 年度予算編成の基本的考え方

➤ 2017.6.2 経済財政諮問会議(平成 29 年第 9 回):子育て安心プラン、骨太方針に向けて

➤ 2017.5.23 経済財政諮問会議(平成 29 年第 8 回):骨太の方針 2017 骨子案

➤ 2017.5.11 経済財政諮問会議(平成 29 年第 7 回):金融政策、物価等に関する集中審議

➤ 2017.4.28 第 17 回経済・財政一体改革推進委員会:各 WG において示された今後の対応の方向等

- ▶ 第 17 回では、各 WG において示された今後の対応の方向等を報告した。
- ▶ 社会保障 WG は、「社会保障制度改革を着実に進展させていくことが重要であるという認識のもと、平成 27 年の「経済・財政再生計画」に基づく、社会保障関係費の自然増を 5 千億円とする「目安」を来年度予算でも達成しなければならない」、また、「改革工程表の社会保障分野の 44 項目全ての着実な実現に向けて、「骨太方針 2017」にもその方向をしっかりと明示すべきである」とした。

《社会保障 WG において示された今後の対応の方向等(一部抜粋)》

今後の取組

5. 平成 30 年度診療報酬・介護報酬改定等

- 2025 年に向けて、国民 1 人 1 人が状態に応じた適切なサービスを受けられるよう、平成 30 年度診療報酬・介護報酬同時改定により、質が高く効率的な医療・介護の提供体制の整備を推進する。
- 医療介護の連携強化(看取り、訪問看護、リハビリ、関係者の調整・連携等)に向けて、診療報酬・介護報酬の両面から対応する。
- 自立支援に向けた介護サービス事業者に対するインセンティブ付与の在り方や、改革工程表に沿った生活援助を中心に訪問介護を行う場合の人員基準の緩和等及び通所介護などその他の給付の適正化について、関係審議会等において具体的内容を検討し、平成 30 年度介護報酬改定で対応する。

10. 介護保険制度

- 通常国会提出中の地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案を踏まえ、保険者機能の強化に向けた財政的インセンティブの付与の在り方について、同法案に盛り込まれた交付金の在り方に加え、調整交付金の活用も含めて検討し、早期に具体化を図るなど、自立支援・重度化防止に向けた取組を促進する。
- また、同法案により創設予定の「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた介護医療院について、介護療養病床等からの早期転換を促進するための報酬体系・施設基準を設定する。

13. 生活保護制度の見直し

- 医療扶助費の適正化のため頻回受診対策や後発医薬品の使用促進を強化するとともに、生活習慣病予防等のための効果的・効率的な健康管理に向け、健康・医療データに基づくデータヘルス実施の仕組みを検討する。
- 生活扶助基準について、一般低所得世帯の消費実態との均衡が図られているか等の観点からきめ細かく検証する。級地について、見直しに向け必要な検証等に取り組む。

14. 生活困窮者自立支援制度の見直し

- 支援につながっていない生活困窮者を把握し、支援につなげるとともに、地域の実情を踏まえ、就労準備支援事業の促進策など、自立に向けた支援メニューの見直しの検討を、費用対効果に十分留意した上で行う。

15. 保育の受け皿拡充

- 引き続き企業主導型保育事業の活用等も図りつつ保育の受け皿を拡充し、待機児童の解消を目指すとともに、各自治体における状況なども踏まえて新たなプランを6月までに策定し、取組を推進する。その際、児童手当の特例給付や所得制限のあり方、幼稚園における待機児童の受入れ推進等の検討を行うべきとの指摘があることも踏まえ、財源確保の在り方を含め検討を行う。

- 2017.4.25 経済財政諮問会議(平成 29 年第 6 回):人材投資と文教分野、地方創生と社会資本整備
- 2017.4.12 経済財政諮問会議(平成 29 年第 5 回):経済・財政の一体改革(社会保障改革)
- 2017.3.30 経済財政諮問会議(平成 29 年第 4 回):「骨太方針 2017」に向けて
- 2017.3.14 経済財政諮問会議(平成 29 年第 3 回):「未来への投資を実現する経済対策」進捗
 - ▶ 「未来への投資を実現する経済対策」(平成 28 年 8 月 2 日閣議決定、平成 28 年 10 月 11 日補正予算成立)の進捗状況の調査結果を資料配布した。

<調査の概要>

- (1)「未来への投資を実現する経済対策」に盛り込まれた各事業(計 4.4 兆円)を、
 - ①平成 28 年度第2次補正予算事業(集計事業)(計 3.8 兆円)、
 - ②簡素な給付措置[臨時福祉給付金]、地方創生拠点整備交付金、政策金融事業(計 0.6 兆円)、

③非予算措置事業等

に分類し、担当府省庁より進捗や取組状況を報告。

(2)①については、事業を執行類型別に 4 つに分類するとともに、その進捗段階を「着手」、「契約準備」「契約開始」に分け、担当府省庁より報告。②及び③については、取組や進捗状況を報告。

(3)本調査は、各事業の執行に至る過程を把握する。事業の効率性・有効性等は各府省庁において PDCA サイクルに基づきチェック。平成 28 年度第 2 次補正予算で措置され、28 年度に執行された事業は、29 年度の行政事業レビューの点検対象となり、事後的に点検・検証が行われる。

<調査結果のポイント>

「未来への投資を実現する経済対策」に盛り込まれた各事業は、全体として順調に執行。

1. 平成 28 年度第 2 次補正予算事業(集計事業:484 事業計 3.8 兆円)

①「国が実施する事業」388 件(計 2 兆 976 億円)について、1 月末時点で、約 9 割の事業が「着手段階」又は「契約準備段階」に達しており、約 6 割の 241 件(計 1 兆 4,144 億円)が「契約開始段階」に達している。

②「国から地方公共団体を経由して実施する事業」142 件(計 1 兆 6,782 億円)について、1 月末時点で、約 8 割の 117 件(計 1 兆 6,277 億円)が「着手段階」に達しており、約 4 割の 52 件(計 1 兆 386 億円)が「契約開始段階」に達している。

2. 簡素な給付措置〔臨時福祉給付金(経済対策分)〕

簡素な給付措置〔臨時福祉給付金(経済対策分)〕(3,673 億円)については、申請受付は、3 月末までに約 6 割の市区町村が、6 月末までにほぼ全ての市区町村が、開始する見込み。支給(振込)は、4 月末までに約 6 割の市区町村が、6 月末までにほぼ全ての市区町村が、開始する見込み。

3. 地方創生拠点整備交付金

地方創生拠点整備交付金(900 億円)については、道、污水处理施設、港の整備事業分を除いた 870 億円の約 64%に当たる 556 億円について、2 月 3 日に交付対象事業の決定を行い(43 都道府県・566 市区町村)、2 月 24 日に交付決定済み。

➤ 2017.2.15 経済財政諮問会議(平成 29 年第 2 回):米国等の国際経済、金融政策、物価等

➤ 2017.1.25 経済財政諮問会議(平成 29 年第 1 回):今後の検討課題

*経済財政諮問会議

<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2016/index.html>

*経済・財政一体改革推進委員会

<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/reform/>

➤ 2017.6.27 第 3 回休眠預金等活用審議会:ヒアリング先及び進め方について 等

▶ 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(平成 28 年 12 月 9 日成立)(以下、休眠預金等活用法)第 35 条に基づき、平成 29 年 4 月に休眠預金等活用審議会が内閣府に設置された(会長:小宮山 宏 株式会社三菱総合研究所理事長、会長代理:程 近智 アクセンチュア株式会社取締役会長)。

▶ 「休眠預金等」とは、10 年以上、入出金等の「異動」がない「預金等」。金融機関は、「預金等」の存在を「預金者等」に通知し、預金者等の所在が確認できない預金等について、HP で公告を行った上で、預金保険機構に移管する。預金者等が名乗りを上げないままとなっている休眠預金等は、毎年 700 億円程度。

▶ 休眠預金等活用法は、預金者等に払い戻す努力を尽くした上で、休眠預金等を広く国民一般に還

元し、「民間公益活動」の促進に活用することを意義・目的としている。

- ▶ 平成 30 年春頃の基本方針の策定に向けて、審議会では平成 30 年 1 月のとりまとめを目指す。
- ▶ 第 3 回では、休眠預金活用により優先的に取り組むべき社会的課題の検討のためのヒアリング先及び進め方のほか、指定活用団体の機能、革新的手法とイノベーションの定義について協議した。
- ▶ 基本方針の構成及び策定に向けた工程は以下のとおり。

＜基本方針の構成のイメージ案＞（休眠預金等活用法第 18 条第 2 項に規定）

- 1 休眠預金等交付金に係る資金の活用の意義及び目標
- 2 休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本的な事項について
- 3 休眠預金等交付金に係る資金の活用の目標を達成するために必要な民間公益活動促進業務に関する事項について
- 4 指定活用団体の指定の基準及び手続について
- 5 指定活用団体の作成する事業計画の認可の基準及び手続について
- 6 休眠預金等交付金に係る資金の活用の成果に係る評価の実施について
- 7 その他休眠預金等交付金に係る資金の活用に関し必要な事項について

＜基本方針策定に向けた審議スケジュール案＞

平成 29 年 5 月～7 月 第 1 回～第 3 回（運営方針決定、主要論点意見交換、ヒアリング候補検討）
8 月 第 4 回～第 6 回（ヒアリング）
9 月 第 7 回 中間的整理 → 整理を踏まえ「地方公聴会」全国 3～4 か所実施
10 月～12 月 第 8 回～第 12 回（指定活用団体・資金分配団体の機能、ガバナンス等）
12 月 第 13 回 とりまとめ素案の提示

平成 30 年 1 月 第 14 回 審議会意見とりまとめ

3 月～4 月 第 15 回～第 16 回（最終とりまとめ）⇒ **内閣総理大臣 決定**

＜検討経過＞

第 1 回（5 月 22 日）：審議会の運営、基本方針策定までの検討スケジュール、主要論点意見交換
第 2 回（6 月 2 日）：基本方針策定に向けた主要論点についての意見交換

▶ 2017.6.9 「未来投資戦略 2017」閣議決定

- ▶ 日本経済再生本部の下、第 4 次産業革命をはじめとする将来の成長に資する分野における大胆な投資を官民連携して進め、「未来への投資」の拡大に向けた成長戦略と構造改革の加速化を図るため、産業競争力会議及び未来投資に向けた官民対話を発展的に統合した成長戦略の司令塔として、未来投資会議を開催している。
- ▶ 第 10 回会議では、これまでの議論を踏まえ、「未来投資戦略 2017」を取りまとめ、9 日午後の臨時閣議で「未来投資戦略 2017」を決定した。（「日本再興戦略」から改称）

＜「未来投資戦略 2017-Society5.0 の実現に向けた改革」※社会保障関連抜粋＞

I. Society 5.0 に向けた戦略分野

1. 健康寿命の延伸

【データ利用活用基盤の構築】

・現在バラバラになっている健康・医療・介護データを個人個人が生涯にわたって一元的に把握できる仕組みの構築【2020 年度から本格稼働】

【保険者・経営者による「個人の行動変容の本格化」】

- ・保険者に対する予防インセンティブ強化(後期高齢者支援金の加算・減算率の引上げ(「+0.23%-▲0.048%」→「±10%」)等)
- ・各保険者の取組状況(加入者の健康状態・医療費・健康への投資状況等)の見える化(成績表)と経営者への通知。健康経営による生産性の向上。

【遠隔診療、AI 開発・実用化】

- ・かかりつけ医等による対面診療と組み合わせた効果的・効率的な遠隔診療の促進(次期診療報酬改定において位置付け)
- ・AI 開発・実用化の促進(AI 開発用のクラウド環境の整備・認証等)
- ・AI を用いた医師の診療の的確な支援(次期以降の診療報酬改定等での位置付けを目指す)

【自立支援に向けた科学的介護の実現】

- ・データ収集・分析のデータベース構築【2020 年度の本格運用開始を目指す】
- ・効果のある自立支援の促進(次期介護報酬改定において位置付け)
- ・介護ロボット等の導入促進(次期介護報酬改定において位置付け、人員・設備基準見直し)

【革新的な再生医療等製品等の創出促進、医療・介護の国際展開の推進】

➤ 2017.5.30 未来投資会議(第 9 回):「未来投資戦略 2017」(素案)

- ▶ 第 9 回会議では、「未来投資戦略 2017」の素案を議論した。
- ▶ 会議後、石原経済再生担当大臣は会見で、5 点のポイント(強みが活きる戦略分野への政策資源の集中、分野横断的にデータを利用し連携させるためのデータ・プラットフォームの構築、Society5.0 という社会における個人に着目した学び直し、参加者・期間を限定し試行錯誤を認める「規制のサンドボックス制度」の、あらゆる地域・企業・人々・観光資源をつなげ地域経済を豊かにする)を紹介。

➤ 2017.5.12 未来投資会議(第 8 回):第 4 次産業革命に向けた諸課題、公的資産・サービスの民間開放

- ▶ 第 8 回会議では、第4次産業革命の推進に向けた諸課題と、公的資産・サービスの民間開放について議論した。
- ▶ 「日本のもつ3つの強み(豊富な医療介護データや車の走行データ、ものづくりの力、少子高齢化などの社会課題の先進性)を生かせる戦略分野に、政策資源を集中投入すべき」との提言があった。
- ▶ また、「AI・ロボットにより従来型の仕事が減る一方、新たな雇用ニーズも創出することから、IT 技能をコアとした人材力の抜本的強化が不可欠であり、生涯にわたって IT を使いこなす力を更新できるように、個人の学び直しの支援を充実させるべき」等の提言があった。

➤ 2017.4.14 未来投資会議(第 7 回):新たな医療・介護・予防システムの施策に向けて

- ▶ 第 7 回会議では、利用者の生活の質の維持・向上と介護者の負担軽減を実現する介護ロボットの開発・普及を加速させるため、2018 年度からの新たな開発戦略を 29 年夏までにまとめる方針を示した。
- ▶ 介護ロボットは、約 5,000 事業所・約 50 種類が導入されている。2018 年度の介護報酬改定で、導入事業所の介護報酬を上乗せする方針。

3. 規制改革

《直近の動向》

➤ 2017.7.20 規制改革推進会議(第19回):第2期 規制改革推進会議WG等の進め方

- ▶ 規制改革推進会議は、平成30年6月までの約1年間を、第2期として審議を進める。
- ▶ 検討にあたっては、行政手続部会及び5つのワーキング・グループ(農林WG、水産WG、医療・介護WG、保育・雇用WG、投資等WG)を設置する。
- ▶ また、規制改革ホットラインへの提案事項への対応について、精査・検討を要する重要事項を審議するため、ホットライン対策チームを設置するほか、公開ディスカッションを開催する。

➤ 2017.6.9 「規制改革実施計画」閣議決定

- ▶ 政府は、9日の臨時閣議で、平成29年の「規制改革実施計画」を閣議決定した。
- ▶ 141項目の規制緩和や制度の見直し策のうち、長時間労働の是正に向けて、いわゆる「36協定」を締結しているかの調査を行うなど、企業の監督にあたる労働基準監督官の業務の一部を、平成30年度から社会保険労務士などの民間に委託すると明記した。
- ▶ また、「混合介護」(介護保険の対象となるサービスと対象外のものを組み合わせて行う)について、自治体によって対応が異なる等の指摘を踏まえ、柔軟に組み合わせて導入できるよう明確なルールを作り、来年度の前半までに自治体に通知するとしている。

➤ 2017.5.31 国と地方の協議の場:骨太の方針の策定及び地方創生及び地方分権改革の推進

- ▶ 政府や地方自治体の代表による「平成29年度第1回国と地方の協議の場」が首相官邸で開かれ、「骨太の方針の策定」及び「地方創生及び地方分権改革の推進」等について協議が行われた。
- ▶ 総理は冒頭挨拶で、「国と地方が一体となって成長と分配の好循環を加速させるためには、人材への投資による生産性向上が重要であり、これを成長戦略の中心に据え、骨太の方針の策定に向けて取り組んでいる」、「地方創生については、戦略の中間年に当たり新展開を図るため、東京一極集中の是正に向けてしっかりと取り組むとともに、地方公共団体の意欲的な取組に対して、情報面、人材面、財政面から引き続き積極的に支援する」、「地方分権改革についても、引き続き、地方の発意による、地方のための分権改革を着実に推進していく」旨、発言した。
- ▶ 地方六団体からは、平成30年度の地方税財政について、トップランナー方式をはじめ地方の行財政改革により生み出された財源の確実な地方への還元、国民健康保険制度改革に当たって確約した財政支援の確実な実施と普通調整交付金の調整機能の維持、子どもの教育に対する助成・少子化対策に資する新たな税制の検討など少子化対策の抜本強化、待機児童解消に向けた新たな取組などに必要な地方財源確保、介護保険制度における低所得者保険料軽減強化の1,400億円確保と調整交付金の調整機能の維持、等があげられた。
- ▶ また、「地方創生のセカンドステージへ向けて」として、東京一極集中の是正(地方大学の振興、政府関係機関の地方移転、地域経済対策の推進)、少子化対策の抜本強化等(子育てに係る経済的負担の大胆な軽減、待機児童解消対策の推進、子どもの貧困対策等の抜本強化)、医療・介護サービス基盤の整備について、資料を提示した。

<平成29年の地方分権改革に関する提案募集方式の取組予定>

2月21日～6月6日 提案募集受付

7月上旬 地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議

7 月～10 月 10 月～11 月 12 月	↓（重点事項の決定等） 関係府省への検討要請（閣僚懇） 提案募集検討専門部会における集中的な調査審議 関係府省からのヒアリング、対応方針の検討等 関係府省、提案団体等との調整 地方分権改革推進本部・閣議対応方針の決定
➤ 2017.5.23	規制改革推進会議（第 18 回）：規制改革推進に関する第 1 次答申 ▶ 規制改革推進会議は、当面の重要事項（規制改革実施計画のフォローアップを含む）を決定し、平成 29 年 6 月までの約 1 年間をサイクルとして審議を進めてきた。 ▶ 第 18 回会議では、「規制改革推進に関する第 1 次答申～明日への扉を開く～」をとりまとめた。 ▶ 答申では、介護保険サービスと保険外サービスの組合せ（いわゆる「混合介護」）について触れるも、具体的な項目は「平成 29 年度整理開始」、「平成 29 年度検討・結論」とするなど、医療・介護・保育ワーキング・グループで提案されていた内容から時期・対応が減退している。 ▶ 社会福祉法人関係では、「社会福祉法人の基本財産への担保設定の在り方の見直し」が挙げられている。これは、社会福祉法人の基本財産への担保設定について、現在、福祉医療機構を担保権者とするとき及び民間金融機関が同機構と協調融資をするとき以外は所轄庁の承認が必要とされているため、民間金融機関単独の借入れが敬遠されているとの指摘を受けて提案されたもの。民間金融機関が単独で担保権者となるときの所轄庁の承認について、いかなる場合に承認を不要とできるかを平成 29 年度中に検討を始め、平成 30 年度中に結論を出すこととしている。 ▶ また、今回、答申とあわせて、「規制改革実施計画」の平成 29 年 3 月 31 日時点における実施状況のフォローアップ結果も公表されている。 ▶ 社会福祉法人関係では、「介護・保育事業における経営管理の強化とイコールフットイング確立」に関して、（1）補助金等の情報開示、（2）役員報酬等の開示、（3）内部留保の明確化、（4）所轄庁による指導・監督の強化、（5）社会貢献活動の義務化の項目をフォローアップすることとされていたが、いずれの項目も「措置済」とであると判断された。
➤ 2017.5.16	規制改革推進会議（第 17 回）：規制改革推進に関する第 1 次答申（構成案） ▶ 第 17 回会議では、規制改革推進に関する第 1 次答申（構成案）について協議した。 ▶ 医療・介護・保育関連で、重点的フォローアップ事項として「介護・保育事業における経営管理の強化とイコールフットイング確立」が挙げられている他、医療・介護・保育ワーキング・グループで検討が進められた、「介護保険内・外サービスの柔軟な組合せの実現」、「介護サービス供給の在り方の見直し」等が項目として盛り込まれている。 ▶ また、規制改革ホットラインに関して、現時点では医療・介護・保育ワーキング・グループで更に精査・検討を要する提案事項には挙げられていないものの、「特別養護老人ホームの株式会社等の参入」が提案事項として日本商工会議所からの意見が寄せられていることが報告された。
➤ 2017.4.25	規制改革推進会議（第 16 回）：介護保険内・外サービスの柔軟な組合せに関する意見」まとめ ▶ 第 16 回会議では、「介護保険内・外サービスの柔軟な組合せに関する意見」を取りまとめた。

➤ 2017.4.14 規制改革推進会議(第15回):地方六団体との意見交換、移動・輸送サービス活性化 ▶ 第15回会議では、地方における規制改革について地方六団体との意見交換のほか、移動・輸送サービス活性化のための環境整備について、特に大型第二種免許の受験資格に係る年齢規制(21歳以上・普通免許等保有3年以上)に関して協議した。
➤ 2017.3.29 規制改革推進会議(第14回):行政手続きコストの削減に向けて ▶ 第14回会議では、行政手続部会での12回にわたる議論の取りまとめを示した。 ≪行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～(概要)≫ 1. 行政手続簡素化の3原則 (1)行政手続の電子化の徹底 (2)同じ情報は一度だけの原則 (3)書式・様式の統一 2. 重点分野と削減目標 (1)重点分野 以下の9分野について、削減目標達成のための計画を策定し、取り組む 「営業の許可・認可に係る手続」、「社会保険に関する手続」、「国税」、「地方税」、「補助金の手続」、「調査・統計に対する協力」、「従業員の労務管理に関する手続」、「商業登記等」、「従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行」 (2)削減目標 行政手続コスト(事業者の作業時間)を20%削減(取組期間は3年(事項によっては5年まで許容)) 3. 戦略的な取組の推進 (1)重点分野 各省庁は本年6月末までに基本計画を策定。可能な事項は速やかに着手。 本年7月以降、行政手続部会は幅広く点検し、必要な改善を求める。 各省庁は平成30年3月までに基本計画を改定。
➤ 2017.3.23 規制改革推進会議(第13回):診療報酬の審査支払機関、移動・輸送サービス ▶ 第13回会議では、診療報酬の審査支払機関の在り方、需給の構造変化を踏まえた移動・輸送サービス活性化のための環境整備のほか、ジョブ型正社員の雇用ルールの確立に向けた公開ディスカッションについて議論した。
➤ 2017.3.9 規制改革推進会議(第12回):移動・輸送サービス活性化のための環境整備 ▶ 第12回会議では、需給の構造変化を踏まえた移動・輸送サービス活性化のための環境整備の議論のほか、「労働基準監督業務の民間活用タスクフォース」の設置について決定した。
➤ 2017.2.23 規制改革推進会議(第11回):民泊サービス、ホテル・旅館に対する規制の見直し ▶ 第11回会議では、民泊新法の検討状況、ホテル・旅館に対する規制の見直しのほか、規制改革ホットラインの運用状況等について議論した。
➤ 2017.2.21 規制改革推進会議 公開ディスカッション(介護サービスの提供と利用の在り方) ▶ 介護サービスの提供と利用の在り方について、2部構成で公開ディスカッションを行った。 ▶ 第1部は、インフォームドチョイスを可能にするサービスメニューの提示や、保険内外サービスの同時一体的提供の区分けルールの整備など、在宅介護・施設介護を通じた介護サービス改革の必要性について議論した。 ▶ 第2部は、インフォームドチョイスの実現にとって必要不可欠な、利用者にわかりやすく、使いやすい

情報提供・評価の在り方について議論した。

- ▶ ディスカッションには、全国推進組織として全社協・寺尾徹常務が出席し、福祉サービス第三者評価事業の現状と全国推進組織の取組について報告した。また、一般社団法人全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会・新津ふみ子会長が出席し、評価機関から見た第三者評価事業の課題について報告した。
- ▶ 利用者のサービス選択に役立つ「選択できる仕組み」として、既存の「情報公表制度」、「第三者評価制度」を改善し、利用者の選択に資するツールとして整備する方針が、内閣府から提案された。

➤ 2017.2.7 規制改革推進会議(第10回):移動・輸送サービス活性化のための環境整備

- ▶ 第10回会議では、需給の構造変化を踏まえた移動・輸送サービス活性化のための環境整備(配車アプリ、Web登録型相乗りマッチングサービス、過疎地のインフラ維持に向けた客貨混載の推進)について議論した。

➤ 2017.1.26 規制改革推進会議(第9回):規制改革ホットライン等

- ▶ 第9回会議では、診療報酬の審査の効率化と統一性の確保、行政手続部会での検討状況のほか、規制改革ホットラインの運用状況等について議論した。
- ▶ 規制改革ホットラインへの提案のうち、さらに精査・検討を要する事項として、保育所入所に係る各市町村の各種証明書の記載項目の簡素化・統一化、保育所の入所申込時に必要な就労証明書の様式の標準化が掲げられている。

《医療・介護・保育ワーキング・グループの主な審議事項》 ※第3回資料より抜粋

新たな改革項目

希望する介護を受けられない高齢者やその家族の苦労は切実である。将来、自分や家族が要介護状態になったときの漠然とした不安感も強い。他方で、介護保険財政は年々厳しくなっている。超高齢社会において、国民がニーズにあった介護サービスを選択でき、要介護状態を過度に不安に思わずにすむように、以下の項目を中心に介護サービスの提供と利用の在り方を広く検討する。

①利用者がサービスを選べるようにする情報開示と第三者評価

利用者が正しい情報をもとにサービスを選択できるように、現状の情報公開制度を見直す。第三者評価の受審率向上等のための検討を行う。

②介護サービスの多様な選択(保険給付と保険外サービスの柔軟な組合せ等)

要介護者とその家族が必要に応じた多様なサービスを選択できるように、保険給付と保険外サービスの柔軟な組合せを事実上阻害している現状の規制を見直す。事業者が創意工夫を発揮してサービスの質を向上させ、介護従事者の給与水準や働き甲斐が増す環境づくりをめざす。

③施設介護サービスの総点検

施設介護を希望する人がニーズに合った施設を選び、経済力に応じた負担を行い、かつ施設の側もサービスの質向上への努力が報われる環境づくりをめざす。この観点から、施設介護サービスのあり方を検討する。

④サービス提供者間のイコールフットINGの確保

事業者が公平な条件の下で切磋琢磨し、利用者にとって望ましい多様な介護サービスが提供されるよう、事業者間のイコールフットINGの確保に向けた検討を行う。

* 規制改革推進会議／医療・介護・保育ワーキング・グループ

<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/>

➤ 2017.4.25 医療・介護・保育ワーキング・グループ(第 15 回) ▶ ワーキング・グループでは、規制改革推進会議の審議事項のうち、医療、介護、保育等の分野に関する規制改革の議論を行っている。「新たな改革項目」の審議及び改革項目について、閣議決定の趣旨が損なわれることなく実施されているか等の「これまでに取り組んだ改革の進捗の確認」を行う。 ▶ 「医療・介護・保育分野の主なフォローアップ項目」としては、重点フォローアップ事項である「診療報酬の審査の効率化と統一性の確保」のほか、「介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフットイング確立」、「在宅での看取りにおける規制の見直し」などが掲げられている。 ▶ 今期の主な審議事項(新たな改革項目)として、①利用者がサービスを選べるようにする情報開示と第三者評価、②介護サービスの多様な選択(保険給付と保険外サービスの柔軟な組合せ等)、③施設介護サービスの総点検、④サービス提供者間のイコールフットイングの確保、がある。 ▶ 第 15 回の会議では、診療報酬の審査支払機関の在り方及び介護保険内・外サービスの柔軟な組合せ等について議論した。	
➤ 2017.4.17 医療・介護・保育ワーキング・グループ(第 14 回) ▶ 第 14 回の会議では、医薬分業の推進、新医薬品の処方日数制限の見直しについて議論した。	
➤ 2017.4.11 医療・介護・保育ワーキング・グループ(第 13 回): ▶ 第 13 回の会議では、在宅での看取りにおける規制の見直しについて議論した。 ▶ 規制改革実施計画(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)に基づく、本年度の取組予定が示された。	
<table border="1"> <tr> <td> 規制改革実施計画の内容 1. 地域での看取りを円滑に進めるための取組の推進 住み慣れた自宅や介護施設等、国民が望む場所での看取りを行う体制を確保することができるよう、医療関係者などの協力も得ながら、在宅医療での医師間の連携や介護施設等における協力病院の確保などを含め、地域での看取りを円滑に進めるための対応策を検討し、結論を得る。 →平成 28 年度検討、平成 29 年度結論 2. 在宅での看取りにおける死亡診断に関わる手続の整備 在宅での穏やかな看取りが困難な状況に対応するため、受診後 24 時間を経過していても、以下の a～e の全ての要件を満たす場合には、医師が対面での死後診察によらず死亡診断を行い、死亡診断書を交付できるよう、早急に具体的な運用を検討し、規制を見直す。 a 医師による直接対面での診療の経過から早晚死亡することが予測されていること b 終末期の際の対応について事前の取決めがあるなど、医師と看護師の十分な連携が取れており、患者や家族の同意があること c 医師間や医療機関・介護施設間の連携に努めたとしても、医師による速やかな対面での死後診察が困難な状況にあること d 法医学等に関する一定の教育を受けた看護師が、死の三兆候の確認を含め医師とあらかじめ取り決めた事項など、医師の判断に必要な情報を速やかに報告できること e 看護師からの報告を受けた医師が、テレビ電話装置等の ICT を活用した通信手段を組み合わせることで患者の状況を把握することなどにより、死亡の事実の確認や異状がないと判断できること →平成 28 年度検討開始、平成 29 年度結論・措置 </td> </tr> </table> 【平成 29 年度の取組予定】	規制改革実施計画の内容 1. 地域での看取りを円滑に進めるための取組の推進 住み慣れた自宅や介護施設等、国民が望む場所での看取りを行う体制を確保することができるよう、医療関係者などの協力も得ながら、在宅医療での医師間の連携や介護施設等における協力病院の確保などを含め、地域での看取りを円滑に進めるための対応策を検討し、結論を得る。 →平成 28 年度検討、平成 29 年度結論 2. 在宅での看取りにおける死亡診断に関わる手続の整備 在宅での穏やかな看取りが困難な状況に対応するため、受診後 24 時間を経過していても、以下の a～e の全ての要件を満たす場合には、医師が対面での死後診察によらず死亡診断を行い、死亡診断書を交付できるよう、早急に具体的な運用を検討し、規制を見直す。 a 医師による直接対面での診療の経過から早晚死亡することが予測されていること b 終末期の際の対応について事前の取決めがあるなど、医師と看護師の十分な連携が取れており、患者や家族の同意があること c 医師間や医療機関・介護施設間の連携に努めたとしても、医師による速やかな対面での死後診察が困難な状況にあること d 法医学等に関する一定の教育を受けた看護師が、死の三兆候の確認を含め医師とあらかじめ取り決めた事項など、医師の判断に必要な情報を速やかに報告できること e 看護師からの報告を受けた医師が、テレビ電話装置等の ICT を活用した通信手段を組み合わせることで患者の状況を把握することなどにより、死亡の事実の確認や異状がないと判断できること →平成 28 年度検討開始、平成 29 年度結論・措置
規制改革実施計画の内容 1. 地域での看取りを円滑に進めるための取組の推進 住み慣れた自宅や介護施設等、国民が望む場所での看取りを行う体制を確保することができるよう、医療関係者などの協力も得ながら、在宅医療での医師間の連携や介護施設等における協力病院の確保などを含め、地域での看取りを円滑に進めるための対応策を検討し、結論を得る。 →平成 28 年度検討、平成 29 年度結論 2. 在宅での看取りにおける死亡診断に関わる手続の整備 在宅での穏やかな看取りが困難な状況に対応するため、受診後 24 時間を経過していても、以下の a～e の全ての要件を満たす場合には、医師が対面での死後診察によらず死亡診断を行い、死亡診断書を交付できるよう、早急に具体的な運用を検討し、規制を見直す。 a 医師による直接対面での診療の経過から早晚死亡することが予測されていること b 終末期の際の対応について事前の取決めがあるなど、医師と看護師の十分な連携が取れており、患者や家族の同意があること c 医師間や医療機関・介護施設間の連携に努めたとしても、医師による速やかな対面での死後診察が困難な状況にあること d 法医学等に関する一定の教育を受けた看護師が、死の三兆候の確認を含め医師とあらかじめ取り決めた事項など、医師の判断に必要な情報を速やかに報告できること e 看護師からの報告を受けた医師が、テレビ電話装置等の ICT を活用した通信手段を組み合わせることで患者の状況を把握することなどにより、死亡の事実の確認や異状がないと判断できること →平成 28 年度検討開始、平成 29 年度結論・措置	

1. 地域での看取りを円滑に進めるための取組の推進

- ① 在宅医療・介護連携推進事業の更なる推進のため、都道府県による市町村支援の努力義務化。
（「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」の内容）
- ② 平成 30 年度の診療報酬と介護報酬の同時改定に向け、医療保険と介護保険の連携を図りつつ、関係審議会での議論を踏まえ、看取りへの更なる対応を検討。
- ③ 医療・ケアチームの研修を継続的に実施。さらに、人生の最終段階における療養の場所や希望する医療について、本人の意思が尊重されるよう、入院や在宅療養の前段階など、死が差し迫った状況となる前からの幅広い場面をターゲットとした取組を拡充。

2. 在宅での看取りにおける死亡診断に関わる手続の整備

平成 28 年度の研究成果を踏まえ、医師による死亡診断に必要な情報を報告する看護師を対象にした研修を開始予定

➤ 2017.4.3 医療・介護・保育ワーキング・グループ(第 12 回)

- ▶ 第 12 回の会議では、介護分野に係る事項についての厚生労働省へのヒアリングをもとに議論した。

《第 12 回・概要：介護分野に係る事項についてのヒアリング(厚生労働省)》

「ヒアリング事項(介護分野)」について、各項目ごとの検討の方向性

1. 情報公表制度の見直しについて

【論点】

- (1)利用者等による介護事業者選択に資する情報の充実・整理
- (2)利用者の利便性向上のための機能の追加
- (3)情報公表システムの周知徹底

【検討の方向性】

利用者の方にとって使いやすくなるよう見直すとともに、制度が普及するよう努力していく

- (1・2)利活用の調査・研究を実施し、情報の見せ方の改善など利用者の利便性を高める観点から、システムのリニューアルの具体的内容を検討
- (3)情報公表制度の周知は引き続き実施

2. 第三者評価制度の見直しについて

【論点】

- (1)受審促進に向けた具体的数値目標の設定と支援
- (2)受審に係るインセンティブの強化
- (3)利用者選択情報としての位置付けの強化
- (4)評価機関・評価調査者の適正化・標準化

【検討の方向性】

- (1)各都道府県における高齢者福祉サービスの具体的な受審状況の公表を行うとともに、第三者評価事業の受け方・活かし方等をまとめた手引書の作成等により受審促進を図っていく。
- (2)受審により社会福祉法人監査の回数が少なくなる等のメリットの周知を行うとともに、更なるインセンティブ強化策について検討していく。
- (3)介護サービス契約時に第三者評価事業の受審状況の説明を行うことや、情報公表システムで第三者評価事業の受審状況をよりわかりやすく表示すること等について検討していく。
- (4)評価機関・評価調査者の全体的な質の向上を図る観点から、高齢、障害、児童といった分野別研修の充実など、必要な措置を講ずることを検討していく。

3. 介護サービス契約の柔軟化について

【論点】 介護サービス提供方法の柔軟化、価格の柔軟化、実施体制の確保、ガイドラインの整備

【検討の方向性】

利用者や事業者がサービスの利用や提供を行いやすくするための対応について可能な範囲で検討

- 保険サービスと保険外サービスを組み合わせることは、現在でも、適正な保険給付の確保や利用者保護などの観点から設けられた一定のルールの下で可能となっている。
- その上で、利用者・事業者・保険者などの関係者の理解を深め、適切に組み合わせて提供されるよう、実態や関係者の意見も十分に踏まえながら、現行の基準・ルールについて、一覧性や明確性を持たせることで、関係者に分かりやすくなるよう整理を行う。
- また、その取組と合わせて、利用者の利便性の向上等の観点を踏まえ、こういった対応が考えられるか、引き続き検討を行う。その際には、上述の観点に十分留意する。

4. サービス供給の在り方の見直しについて

【論点】

- (1) 介護保険事業計画においてニーズを反映したサービス必要量・種類・内容の的確な落とし込みが行われるよう、国が地方公共団体に示す基本指針に明記すること
- (2) 公募の公平性・透明性確保のためのルール策定

【検討の方向性】

介護保険事業計画が適切に策定されること・事業者に対し公明正大に選定が行われることについて前向きに検討

- (1) 介護保険事業(支援)計画の策定に当たっては、高齢化の状況、地理的条件、独居等の家族構成などの地域の実情に応じ、当該地域のニーズや課題を踏まえて必要なサービス見込み量を推計することが重要。第7期計画の策定に向けて、自治体がより地域のニーズを反映した見込み量を推計できるよう、調査手法等を記したマニュアルの配布や、地域包括ケア「見える化」システムの充実を図るとともに、これらを活用した見込み量の推計における的確なニーズ把握等について基本的指針に記載することなど、国としても必要な支援を行っていく。
- (2) 地方公共団体が行う独自の公募についての実態把握を行う。

5. その他介護事業展開・業務効率化の支障となる各種規制の見直しについて

【論点】

- (1) 定期巡回、小規模多機能の事業展開上の支障となる規制の見直し
- (2) 介護事業者の業務効率化につながる制度の簡素化
- (3) 社会福祉法人の基本財産への民間金融機関のための担保設定についての規制の見直し

【検討の方向性】

- (1) 介護給付費分科会における平成 30 年度介護報酬改定に向けた議論の中で取り扱う。
- (2) ICT の普及による業務効率化や生産性向上を図るための取組を引き続き推進。また、平成 30 年度介護報酬改定に向けては、報酬体系の簡素化の観点も踏まえて、介護給付費分科会で議論する。
- (3) 基本財産は、法人存立の基礎となるものであることから、担保設定について所轄庁の承認を必としており、一律にこれを不要とすることは困難であるが、施設入所者の保護、法人経営の安定性等にも配慮した上で、現在の規制の見直しについて検討。

➤ 2017.3.15 医療・介護・保育ワーキング・グループ(第 11 回)
▶ 第 11 回の会議では、介護サービスの提供と利用の在り方について、ヒアリングをもとに議論した。 ≪第 11 回・概要：介護サービスの提供と利用の在り方に関するヒアリング (公益社団法人全国老人福祉施設協議会)≫ 1. 利用者がサービスを選べるようにする情報開示と第三者評価 ・ 基本的に<u>第三者評価そのものの見直しを考えることが必要</u>である。 ・ 介護保険事業者は法人監査、実地指導・監査、第三者評価、介護サービス情報公表制度といった様々な監査や評価及び情報開示といった施策に伴い、<u>加重的な事務負担等が生じている実態</u>がある。 ・ 一定程度内容について整理し、<u>統一的なものとするか、事業者にとって加重的な負担とならないよう運用の見直しについて検討すべきではないか。</u> ・ <u>その見直しを踏まえたうえで、第三者評価の受審率をいかに高めるかを検討すべきである。</u>なお、<u>受審率を高めるにあたっては、受審側に費用負担が生じている実態を解消する必要があると考えられ、例えば受審勧奨のための費用助成等が考えられる。</u> 2. 介護サービスの多様な選択(保険給付と保険外サービスの柔軟な組み合わせ等) ・ <u>施設サービスについては、常に利用者の生活全般を支えており、包含的にサービス提供がなされている。</u>この意味において、<u>保険内・外という考えは惹起しがたい。</u> ・ しかし、例えば特定施設入居者生活介護サービスに関しては、介護事業経営実態調査においても介護料収益以上に介護保険事業以外の収益を確保していることや、要介護3以上高齢者への介護給付費はサービス付き高齢者向け住宅の方がより多く提供している等、<u>適切なサービス提供となっているかどうか、国民目線で見定める必要がある。</u> ・ <u>むしろ、政府として給付費の適正化を訴えている以上、こうしたサービス提供の是正を図る必要があるのではないか。</u> 3. 施設介護サービスの総点検 ・ 特養は、介護保険法と老人福祉法に位置付けられており、低所得高齢者を含め、全ての利用者の生活全般を支えており、包含的にサービス提供を行う施設であることから、<u>そのベースを崩すべきではない。</u> ・ また、入居要件が要介護3以上に限定されたために待機者数自体に影響が出ていることは考えられるが、<u>地域のニーズに応じた施設整備等によってマッチングが進み、待機者が減ること自体は悪いことではなく、純粋に重点化のみの影響を図ることが困難であることに留意すべきである。</u> ・ 総点検という意味でいえば、先述のとおり、<u>有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等の供給量の調整及び介護等給付費の調整を別途行うことが肝要と考える。</u> ・ 国としてユニット型の施設整備を進めている一方で、地域によっては十分な年金収入等を有していない場合もあることや、限られた資源を有効に活用していく観点を踏まえれば<u>養護老人ホーム及び軽費老人ホームといった既存施設の積極的活用を進めるべきである。</u> ・ いずれも低所得高齢者のための施設という意義ある施設でありながら<u>養護老人ホームについては、自治体が措置制度に基づき措置を行わない「措置控え」の課題があり、軽費老人ホームについては、施設類型がいわゆる「ケアハウス」に一本化されている結果、利用料負担が困難となる入居者に配慮し建替えができない実態がある。</u> ➤ 2017.2.28 医療・介護・保育ワーキング・グループ(第 10 回):ヒアリング(全国有料老人ホーム協会) ➤ 2017.2.14 医療・介護・保育ワーキング・グループ(第 9 回):ヒアリング(日本デイサービス協会) ➤ 2017.1.31 医療・介護・保育ワーキング・グループ(第 8 回):ヒアリング(東京都)

➤	2017.1.17	医療・介護・保育ワーキング・グループ(第7回):ヒアリング(埼玉県和光市 他)
➤	2016.12.14	医療・介護・保育ワーキング・グループ(第6回):介護サービスと利用の在り方
➤	2016.11.30	医療・介護・保育ワーキング・グループ(第5回):ヒアリング(東京都武蔵野市 他)
➤	2016.11.15	医療・介護・保育ワーキング・グループ(第4回):医療分業推進下での規制の見直し等
➤	2016.11.8	医療・介護・保育ワーキング・グループ(第3回):介護サービスの提供と利用の在り方等
➤	2016.10.24	医療・介護・保育ワーキング・グループ(第2回):診療報酬の審査の効率化と統一性の確保等
➤	2016.10.11	医療・介護・保育ワーキング・グループ(第1回):運営方針、診療報酬の審査の効率化と統一性の確保等

4. 地方分権改革

＜直近の動向＞

➤ 2017.6.16 「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」成立

- ▶ 「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」が、政府提出案どおり参議院で可決、成立した。
- ▶ 「小規模保育事業の入園対象年齢の拡大」及び「地域限定保育士試験における指定試験機関の多様化」について、国家戦略特区において認められることとなる。
- ▶ なお、これまで東京都などの国家戦略特区に認められていた公園内での保育園設置は、改正都市公園法の成立(4月28日：参議院)により全国展開される。

＜小規模保育事業の入園対象年齢の拡大(東京都)＞※法案提出時資料から抜粋

- 国家戦略特区において、小規模保育事業の入園対象年齢を0～5歳とする。
- 併せて、3歳以上を預かる小規模保育事業には、以下の条件を設ける。
 - ① 異年齢で構成されるグループ保育においては、個々の発達過程等に応じた適切な支援ができるよう配慮すること。
 - ② 3歳以上児については、個の成長と、友達との相互的・協力的な活動が促されるよう配慮すること。
 - ③ 上記①・②について配慮しているか、事業者は市町村を通じて都道府県に報告するとともに、都道府県はその情報を公表すること。
 - ④ 現行の小規模保育事業と同様の設備運営基準や保育所保育指針等を適用すること。
 - ⑤ 3歳以上児に係る公定価格については、3歳以上児の人員配置基準等を踏まえたものとする。

＜地域限定保育士試験における指定試験機関の多様化(神奈川県)＞※法案提出時資料から抜粋

- 通常の保育士試験2回に加えて、地域限定保育士試験制度を活用して、年3回目の試験を実施。
- 保養協において年3回目の試験問題作成が困難であるため、株式会社を含む多様な主体を指定試験機関とすることが可能にする。
- その際、公正、適正かつ確実な試験実施の確保のため、以下の条件を設ける。
 - ① 地域限定保育士試験の指定試験機関については、設備、経理的・技術的な基礎、役員構成等についての条件を設ける。
 - ② 試験問題の質の確保のため、学識経験者で構成される試験委員の選任に当たっては、試験委員の人数の十分な確保を含め、実施主体である都道府県が十分な検討の上、認可を行う。
- 当該都道府県においては、保育士資格の新規取得者の確保、保育士の就業継続支援、離職者の再就職支援等の保育士確保の取組について、総合的かつ定量的な評価を行い、その結果を公表。

➤ 2017.6.9 「まち・ひと・しごと創生基本方針」閣議決定

- ▶ 政府は、臨時閣議で、「まち・ひと・しごと創生基本方針 2017」を閣議決定した。
- ▶ 地方創生の基本方針として、地方の平均所得向上のための地域の「稼ぐ力」強化、「地域経済牽引事業」への集中的支援、東京圏から地方への新たな「ひと」の流れをつくることでの東京一極集中の是正、少子化対策における「地域アプローチ」を推進しワーク・ライフ・バランスや子育てしやすい職場環境づくりをあげている。

➤ 2017.5.22 国家戦略特別区域会議(第 30 回):「日本再興戦略 2017(仮称)」特区関係(案)

- ▶ 平成 28 年度指定 10 区域の評価、「日本再興戦略 2017(仮称)」国家戦略特区関係(案)、国家戦略特区の今後の進め方について議論した。
- ▶ 指定 10 区域について、東京圏では、都市公園内の保育所設置、小規模保育所における対象年齢の拡大(東京都)や地域限定保育士試験の実施主体の拡大(神奈川)など、改正国家戦略特区法案に反映された提案を評価すべき点とした。
- ▶ 「日本再興戦略 2017(仮称)」国家戦略特区関係(案)では、更なる規制改革事項の追加として、「重点的に取り組むべき 6 つの分野・事項について、次期国会への提出も含め、速やかに法的措置を講ずる」としている。

① 「事後チェックルール」の整備等による、規制の「サンドボックス」制度の速やかな創設

② 「完全自動走行」の実現に向けた、公道証験加速的推進

③ 小型無人機(ドローン)の海上飛行等に係る実証験加速的推進

④ 幅広い分野における「外国人材」の受入れ促進など

⑤ フィンテック分野などにおける外国人材の受入れ促進

⑥ 既存事務所から保育への転用を促す採光規定見直し

・待機児童対策として既存事務所から保育所への転用を促進するため、保育室ごとに求められる建築基準法の採光のための窓に関する規定について、保育環境にも配慮した利用がなされる場合には、窓のない事務室を保育室に転用することができるよう、所要の措置を速やかに講ずる。

- ▶ また、今後の進め方においても、医療・福祉・教育分野での「官民事業主体のイコールフッティング」徹底を掲げ、参入障壁となっている「保育所の採光規定」の早急な見直しを進めるべきとしている。

➤ 2017.5.15 構造改革特区評価・調査委員会 医療・福祉・労働部会(第 54 回):公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業に係る弊害調査結果

- ▶ 「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」は、平成 24 年度の構造改革特区評価・調査委員会の評価において、保育所における食事の提供ガイドライン等の周知・徹底による保育所の状況及び子ども・子育て関連 3 法の施行状況等を踏まえ、平成 28 年度に改めて評価を行うこととしている。
- ▶ 5 月 15 日、医療・福祉・労働部会を開催し、平成 28 年度に実施した「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業に係る弊害アンケート調査」の結果が厚生労働省から示された。
- ▶ 結果について厚生労働省は、「依然として解決しなければならない課題が多く存在しており、3 歳未満児の外部搬入の全国展開については、弊害が大きく、実施するべきではない」としている。

≪公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業に係る弊害アンケート調査≫

【担当部局としての結論】

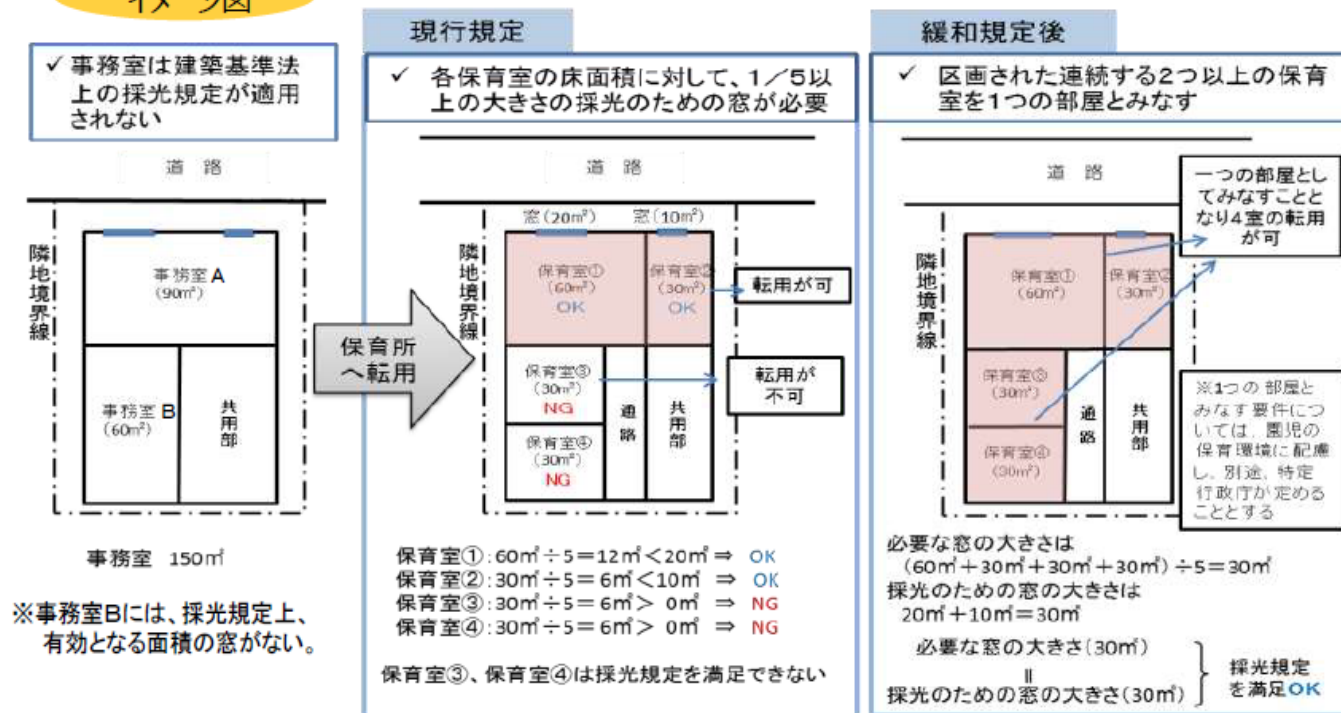
○保育の中で重要な位置を占める食事の提供に当たって、質の低下をもたらさずに外部搬入方式による給食を全国展開するには、前回調査(平成 24 年)で明らかになった発達段階に応じた安全な給食の提供、アレルギー児や体調不良児への対応をはじめ、食育への対応、保育所と外部搬入事業者との連携、さらには保育所の持つ保護者支援の機能の発揮等において、依然として解決しなければならない課題が多く存在している。

○したがって、子どもの健やかな成長の観点から、3 歳未満児への外部搬入の全国展開については、弊害が大きく、実施するべきではないと考える。

➤ 2017.4.20 国家戦略特別区域会議 東京圏(第 16 回)・関西圏(第 13 回)・新潟市(第 7 回) 合同区域会議:特区を活用した待機児童対策(新規規制改革提案)

- ▶ 国家戦略特別区域会議は、東京圏・関西圏・新潟市の合同区域会議を開催し、新たな区域計画(案)のほか、各圏域から追加の規制改革提案等が示された。
- ▶ このうち東京都からは、特区を活用した待機児童対策として、「建築基準法の採光規定の規制緩和」(区画された連続する2つ以上の保育室を1つの部屋とみなす)が提案された。

イメージ図



➤ 2017.3.6 国家戦略特別区域諮問会議(第 29 回):特区法改正案、特区の今後の進め方

- ▶ 第 28 回会議で決定した規制改革について、法制化が必要な項目を改正法案に盛り込み議論した。
- ▶ 指定区域(10 区域)での 3 年間で合計 233 の具体的事業の実現を評価する一方、「活用した規制改革メニューの数」や「認定された事業の数」については、特区自治体ごとに大きな差がみられ、個々の事業の進捗が総じて必ずしも十分でない区域も出てきている。
- ▶ 規制改革メニューの活用が極めて不十分な自治体など、評価の低い特区等に対しては、指定の取り消しも含めた厳格な対応を求めていく。
- ▶ 他方で、指定外地域からも改正法案の内容に繋がるような規制改革事項が提案されており、規制改革の効果を更に拡大していくために、熱意ある首長の主導で大胆な規制改革提案を行う自治体を対象に、国家戦略特区の指定区域の 4 次指定を速やかに検討する。
- ▶ これらも視野に入れた上で、毎年 2 回を目途に行うこととされている「全国の自治体や事業者からの提案募集」を、直ちに行う。

国家戦略特別区域法 及び 構造改革特別区域法 の一部を改正する法律案の概要 資料1-1

近未来技術の実証など、地方発のイノベーションの推進

内閣府 地方創生推進事務局

自動走行・ドローン等の先端実証のための「日本版レギュラトリー・サンドボックス」

- ・ 最先端の実証実験等を迅速に行うため、安全性に十分配慮しつつ、事前規制・手続を抜本的に見直す。そのための具体的な方策を、1年以内に検討・措置。
- ・ 事業者向けに、法令相談や手続代行等を行うセンターを設置。

革新的医薬品の開発迅速化

- ・ 日本発の革新的医薬品の承認・市販までのプロセスを格段に迅速化。

「焼酎特区」の創設＜構造改革特区＞

- ・ 地域の特産品を原料とした焼酎等を、少量からでも製造可能とする。

【酒税法の特例】

外国専門人材の受入れなど、インバウンド・競争力向上

クールジャパン・インバウンド 外国専門人材の就労促進

- ・ 「技術・人文知識・国際業務」「技能」の在留資格の下で、地域の固有の視点から事業審査等を行い、外国専門人材を受入れ。
- ・ 企業等からの相談や事例分析等を行う「外国人雇用相談センター（仮称）」を設置。

【入管法の特例】

農業外国人の就労解禁

- ・ 適切な管理の下、技能等を有する農業分野の専門外国人材の就労を可能とする。

【入管法の特例】

コンセッション事業者の施設経営の自由度向上

- ・ 公共施設の運営事業者が、それを利用させる第三者を自ら決定できるよう、具体策を、1年以内に検討・措置。

子育てに係る環境の整備など、社会保障・働き方の充実

小規模認可保育所の対象年齢の拡大

- ・ 小規模認可保育所の対象年齢を、現在の2歳から5歳までに拡大し、事業者自らの判断により、一貫保育などを可能とする。

【児童福祉法の特例】

地域限定保育士試験の実施主体の拡大

- ・ 特区での地域保育士試験の実施事務を、一般社団・一般財団法人以外の多様な主体にも拡大。

【児童福祉法の特例】

テレワーク推進に向けた相談拠点整備

- ・ 企業へのテレワーク導入の支援等を、国と自治体が総合的に行うセンターを設置。

※その他、構造改革特区の提案募集や計画の認定申請の期限を「平成34年3月31日」まで延長。

➤ 2017.2.21 国家戦略特別区域諮問会議(第28回):規制改革事項の追加

- ▶ 区域計画の認定及び重点分野・課題に係る規制改革事項の追加等について議論した。
- ▶ 特区法改正案に盛り込む事項について、第27回の議論をふまえた内容が示された。

《国家戦略特区における追加の規制改革事項等について(子育て、社会保障関連) 概要》

子育てに係る環境の整備など、社会保障・働き方の充実

(1) 小規模認可保育所における対象年齢の拡大

- ・ 小規模保育事業者が自らの判断で、0歳から5歳までの一貫した保育や、3～5歳児のみの保育等を行うことが可能となるよう、特区法改正案の中に、特例措置等の必要な規定を盛り込む。

(2) 多様な主体による地域限定保育士試験の実施

- ・ 都道府県・指定都市が試験事務を行わせることができる指定法人の範囲を、一般社団法人及び一般財団法人以外の多様な主体に拡大。

(3) 多様な働き方のための「テレワーク推進センター(仮称)」の設置

(4) 都市公園内における保育所等の設置＜現行の国家戦略特区での措置を、全国措置に展開＞

- ・ 4区域で15の事業を実施し、特段の弊害が見込まれない上、定員の合計も1,000人を超える。待機児童解消に向けた大きな効果が期待されることから、今国会に提出した都市緑地法等改正法案において全国展開。

➤ 2017.1.20 国家戦略特別区域諮問会議(第27回):規制改革事項の追加

- ▶ 区域計画の認定及び重点分野・課題に係る規制改革事項の追加等について議論した。
- ▶ 規制改革事項の追加について、今国会に提出する特区法改正法に盛り込む事項が示された。
- ▶ 改正法に盛り込まれる事項としては、小規模認可保育所における対象年齢の拡大、都市公園内における保育所等の設置(特区措置から全国措置へ)等がある。
- ▶ また、議論が続いている事項としては、多様な実施主体による年3回目の保育士試験の実施等が示されている。

《概要》

1. 残された岩盤規制改革の断行(「重点6分野」の推進) ※第23回資料より

○医療・福祉・教育分野等での「官民のイコールフットイング」(株式会社立の各種施設の参入など)等を掲げ、重点的・集中的に実現に向けた審議を進めるべきとしている。

2. 追加の規制改革事項として検討

○小規模認可保育所における対象年齢の拡大

・ 会議(第23回・9月9日)において、東京都知事からも同様の提案があり、東京都を中心とする待機児童対策として極めて重要性の高いものであると有識者議員も提案。

3. 国家戦略特別区域会議の主な動き

(1) 東京特区推進共同事務局の設置

○国と東京都が連携・協力して国家戦略特区を活用した規制改革等を推進するため「東京特区推進共同事務局」を10月4日付で立ち上げた。

(2) 関西圏国家戦略特別区域会議～待機児童解消策

○待機児童対策として、①特区内での保育所設置基準を自治体の判断と責任で決定(人員配置基準、面積基準等)、②特区内における「准保育士(仮称)」の創設、③保育にかかる情報公開、ガバナンス改革を提案した(平成28年5月)。

➤ 2016.12.22 国家戦略特区ワーキンググループ:待機児童対策

- ▶ 待機児童対策についてのヒアリングが実施された。
- ▶ 大阪府・大阪市は、11月24日の会議において、平成28年5月段階の提案をもとにして、①「保育支援員」の創設、②保育に従事する人員の配置基準の緩和、③保育所等の面積基準の緩和、④その他採光などの設備基準の緩和、⑤「保育の質」「保育士の処遇改善」の「見える化」、を具体的に提案した。
- ▶ 12月22日の会議では、待機児童対策に関する大阪府・大阪市の提案の補足説明と厚生労働省の考え方等の説明が行われた。
- ▶ 大阪府・大阪市は、①市町村の活用意向及び効果、②面積基準緩和の具体的提案、③採光基準緩和の具体的提案を説明した。
- ▶ 厚生労働省はこれらに対して、①保育士と「保育支援員」の相違点、②大阪府の提案する「チーム保育」、③保育所の居室の面積基準に係る特例の課題等について説明した。

《概要:厚生労働省の説明》

1. 保育士と「保育支援員」の相違点

○保育支援員の研修内容と保育士の養成課程における履修内容を比較すると、以下のとおりであり、「保育支援員」を保育士と同等の存在(保育士と互換可能な存在)として位置づけることは困難。

- ・ 保育支援員の研修時間(27時間)は、保育士の養成課程における履修時間(約1,000時間)の約40分の1
- ・ 保育支援員の研修内容は保育対象の理解やリスクマネジメントに関する科目に偏っている(保育の本質・目的に関する科目や、保育の内容・方法に関する科目についての内容が薄い)

2. 大阪府の提案する「チーム保育」

○既に保育現場では所定の保育士の配置基準を満たしたうえで、園長、主任保育士、保育士、保育補助者等によるチーム保育が行われているところ、大阪府の提案する「チーム保育」は、保育支援員を配置基準に算定するため、保育士が責任をもって担うべき専門的業務を切り分けており、保育士数の純減や指導業務発生による保育士の負担増も相まって、硬直的な業務実施による保育の質の低下を招きかねない。

3. 保育所の居室の面積基準に係る特例

○保育所の最低基準は条例で都道府県、指定都市、中核市が定める。その際、保育時間や耐火上の基準等は国の基準を参考にすればよいが、居室の面積基準については、国の基準と同内容でなければならない。

○ただし、大都市部の一部の地域に限り、待機児童解消までの一時的な措置として、国の基準を「標準」として、合理的な理由がある範囲内で、国の基準と異なる内容を定めることができる。

○大阪府が本特例の対象にすることを主張している「平成 28 年4月の緊急対策に参加した自治体」は、
・平成 27 年 4 月1日現在の待機児童数が 50 人以上いる自治体
・平成 27 年度の受け皿拡大量の計画が 150 人以上拡大している自治体
・上記の 2 要件どちらにもあてはまらないが、緊急対策への参加を希望した自治体
であり、「待機児童が深刻でない自治体」や「地価が高くなく、土地の確保が容易な自治体」が含まれる。

○こうした自治体は保育の質を担保しながら保育ニーズに応えていくべきであり、保育の質を確保する観点から、大阪府の提案への対応は困難。

* 国家戦略特別区域諮問会議

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/shimonkaigi.html>

* 国家戦略特区ワーキンググループ

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc_wg/index.html

5. 社会福祉法人等

《直近の動向》

➤ 2017.8.21 第10回地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(地域力強化検討会)

- ▶ 厚生労働省は、「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(平成27年9月17日)や「一億総活躍プラン」(平成28年6月2日)などを踏まえ、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」を設置し、その下に、住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくり、市町村による包括的相談支援体制等について検討を行う「地域力強化ワーキンググループ」を設置している。
- ▶ 「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていくとともに、市町村においては、地域づくりの取組の支援と、公的な福祉サービスへのつながりを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進めるため、具体的実例に基づく検討を行い、実現本部における議論に資するための検討会を開催している。
- ▶ 検討事項は、①住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくりの在り方、②市町村による包括的な相談支援体制の整備の在り方、③寄附文化の醸成に向けた取組とされている。
- ▶ 第9回会議では、これまでの議論を踏まえ「最終とりまとめ(案)」が提示された。
- ▶ 「中間とりまとめを基本に、その後の議論を踏まえて、改正社会福祉法第106条の3に基づく基本指針の策定、地域福祉計画のガイドラインの改定、さらにはその後の「我が事・丸ごと」の地域づくりの展開に資するよう最終とりまとめを行う」としている。

➤ 2017.7.26 第9回地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(地域力強化検討会)

- ▶ 第9回会議では、検討会の最終とりまとめ(案)について議論した。

《最終とりまとめ(案):目次》

○はじめに

○総論(「我が事・丸ごと」の地域づくりにおける背景、目指すもの)

○各論

1. 市町村における包括的な支援体制の構築について(改正社会福祉法第106条の3関係)
 - ・他人事を「我が事」に変えていくような働きかけをする機能(106条の3第1項第1号関係)
 - ・「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場(106条の3第1項第2号関係)
 - ・市町村における包括的な相談支援体制(106条の3第1項第3号関係)
2. 地域福祉(支援)計画について
3. 自治体、国の役割

➤ 2017.7.11 「社会福祉法人に対する指導監査に関するQ&A」が発出

- ▶ 社会福祉法人に対する指導監査については、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」(平成29年4月27日、雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号)の別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」に基づいて実施される。
- ▶ これに関連して、7月11日、「社会福祉法人に対する指導監査に関するQ&A」が発出された。

《社会福祉法人に対する指導監査に関するQ&A【抜粋】》

＜指導監査実施要綱＞

問4 「実施要綱」の3の(1)のアに記載する「特に大きな問題が認められないこと」の具体的な判断基準

如何。

(答) 法人運営については、その理念・形態、事業規模等が様々であり、その適切性について一律の基準を定めることは困難である。そのため、特に大きな問題が認められないことについては、個々の法人のこれまでの運営状況や所轄庁による指導監査の結果等も踏まえつつ、時々々の状況に即して、各所轄庁において判断されることが適当である。

<指導監査ガイドライン>

問 16 指導監査の実施にあたり、1 回の指導監査において、ガイドラインに定める全ての監査事項、チェックポイントの確認を行うのか。

(答) ガイドラインに定める監査事項、チェックポイントの確認については、所轄庁が前回の監査結果や法人からの提出書類の確認等により適正に行われていると判断するものについては、省略して差し支えない。

問 18 評議員の評議員会への出席又は理事及び監事の理事会への出席については、「欠席が継続しており、名目的、慣例的に選任されていると考えられる評議員、理事及び監事がいる場合」は文書指摘を行うこととなっており、その判断の基準について、着眼点(評議員:ガイドラインⅠの3の(1)の2、理事:ガイドラインⅠの4の(3)の1、監事:Ⅰの5の(2)の2の該当部分)で「原則として」とあるが、この「原則として」の取扱如何。

(答) ご指摘の「原則として」については、評議員、理事及び監事がその職責を果たす観点から評議員会又は理事会への出席が求められていることを踏まえ、以下の例のような法人側に責任のないやむを得ない理由がある場合に、欠席理由について、法人の説明を十分に聞いた上で、欠席回数のみをもって文書指摘が行われないこともあり得ることを留意されたい。

(やむを得ない理由の例) ・自然災害 ・本人の病気・けが
・その他、法人の責めに帰さないやむを得ない理由があると、所轄庁が認めた場合

➤ 2017.6.26 第3回社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査の改善に関するWG

- ▶ 社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査は、行政記録情報を活用し、基礎的な項目(施設・事業所数、定員等)は「基本票」として全数を把握するが、利用者数、従事者数などの詳細な項目を把握する「詳細票」については、全数の回収ができておらず、かつ、未回収分の補完をしていないため、実態とのかい離が生じている。また、調査年ごとに回収率が変動するため、実数での経年比較が困難な状況にあるなど、調査結果の正確性及び有用性の向上が課題である。
- ▶ また、高齢化の進展等により、施設・事業所数の大幅な増加が見込まれるため、被調査者負担の軽減及び調査実施の効率化を図ることも課題となっている。
- ▶ これらの課題に対応するため、「厚生労働統計の整備に関する検討会」の下に、「社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査の改善に関するワーキンググループ」を設置し、有識者による検討を行い、報告書を取りまとめた。

<見直しの概要(抜粋)>

1 見直しの方向性と期待される効果

(1)基本票

これまでと同様に、都道府県等を対象とした基本票により、毎年全数を把握する。

(2)詳細票

利用者数、従事者数などを把握する詳細票について、全数調査から標本調査へ移行することで、次

のような効果が期待されることから、平成 30 年度より標本調査として実施。

2 具体的な標本設計

(1) 基本的な考え方

両調査により得られた数値は、国又は都道府県において、主に保育士や介護従事者の人材確保対策を検討する際の基礎資料として活用されている。このため、標本調査への移行に当たっては、サービス別に、中心的な職種の都道府県別数値の精度を維持することが可能な標本数を確保する。

具体的には、サービス別に中心的な職種の都道府県別従事者数及び常勤換算従事者数の標準誤差率が5%以内となることを目標精度とする。

(2) 抽出方法

前年調査で得られた名簿に記載された施設・事業所を母集団とし、サービス、都道府県及び施設・事業所の規模(通所介護はサービス、都道府県)を層とする層化無作為抽出法により抽出。

(3) 標本調査の対象サービス

社会福祉施設等調査…保育所、有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)
介護サービス施設・事業所調査…訪問介護、通所介護、居宅介護支援、介護予防支援

(4) 結果の推計方法

サービス別、都道府県別に、母集団全体の状態を推計する。

(5) 結果の表章

標本調査への移行後は、詳細票の集計結果については、都道府県別までの表章とする。

なお、基本票による集計については、従来と同様に市区町村までの地域表章とする。

➤ 2017.6.21 第 8 回地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(地域力強化検討会)

- ▶ 第 8 回会議では、第 5 回から第 7 回検討会での議論の整理を踏まえ、更なる議論が求められる以下の論点について議論した。

《第 8 回検討会での論点》

1. 「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域づくりを進めていくためには、具体的にどのような取組を進めていくことが必要か。
2. 「我が事・丸ごと」の地域づくりを進めていく上で要請される、ソーシャルワーカーの養成段階において必要な取組、さらには資格取得後の継続的な資質向上に必要な取組について、どのように考えるか。
3. 「我が事・丸ごと」の地域づくりを進めていく中で、医療の役割・機能として、どのようなことが考えられるか。病院と地域の診療所とでその役割・機能はどう変わってくることが考えられるか。

➤ 2017.4.27 社会福祉法人制度改革の関係通知等：法人指導監査実施要綱の制定

- ▶ 「社会福祉法等の一部を改正する法律」及び「社会福祉法人の認可について」の一部改正について等による関係法令・通知の改正が行われ、法人の経営組織のガバナンスの強化等が図られたことから、法人の自主性・自律性を前提として、指導監査のいわゆる「ローカルルール」を排するとともに効率化・重点化及び明確化を図るため、法人の指導監査を行う指針として「社会福祉法人指導監査実施要綱」が制定された。
- ▶ あわせて、指導監査のガイドラインが示されるとともに、会計監査及び会計監査人の設置を要さない法人における「専門家による支援」の取扱等が通知されている。

＜社会福祉法人指導監査実施要綱(抜粋)＞

一般監査の実施の周期

○毎年度法人から提出される報告書類により法人の運営状況を確認するとともに、前回の指導監査の状況を勘案し、以下の事項を満たす法人に対する一般監査の実施の周期は、**3箇年**に1回。

ア 法人の運営について、法令及び通知等(法人に係るものに限る。)に照らし、特に大きな問題が認められないこと。

イ 法人が経営する施設及び法人の行う事業について、施設基準、運営費並びに報酬の請求等に関する大きな問題が特に認められないこと。

→公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けた法人において、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として別に定めるものが提出された場合は、**4箇年**に1回。

○上記ア・イに問題が認められない法人のうち、公認会計士等の専門家による支援を受けない法人において、**苦情解決への取組が適切に行われ、次の各号に掲げるいずれかの場合に該当する場合**にあっては、良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めていると所轄庁が判断するときは、一般監査の実施の周期を**4箇年**に1回まで延長することができる。

ア 福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果について公表を行い、サービスの質の向上に努めていること又は ISO9001 の認証取得施設を有していること。

イ 地域社会に開かれた事業運営が行われていること。

ウ 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいること。

➤ 2017.4.25 社会福祉法人制度改革の関係通知等：社会福祉充実計画の承認等に関する Q&A

- ▶ 社会福祉充実計画の承認等に関する事務処理については、平成 29 年 2 月 13 日付で Q&A が示されているが、新たに一部 Q & A が追加された。

4 月 25 日付 追加事項(抜粋)

問 6 「計画の策定に係る費用が社会福祉充実残額を上回ることが明らかな場合」とは、どのような場合か。

問 9 措置費を原資とする人件費積立資産や施設整備積立資産については、控除対象財産となるのか。

問 46 社会福祉充実計画において、退職職員の補充を行うことは可能か。

問 48 社会福祉充実計画の実施期間については、原則5か年度以内のところ、合理的な理由があると認められる場合には10か年度以内とすることができることとされているが、具体的な判断基準如何。

問 68 地域協議会において意見聴取を行うに当たって、社会福祉充実計画原案を作成した法人の出席は必ず必要か。また、地域協議会の構成員から書面により意見聴取を行うといった方法は可能か。

➤ 2017.3.29 社会福祉法人制度改革の関係通知等：運営費の運用・指導、入札契約等の取扱い

- ▶ 「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」(課長通知)、「社会福祉法人が運営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(局長通知／課長通知)が発出された。
- ▶ 2 月 14 日に改正案が示され、パブリックコメントを経て発出されたもの。

《局長通知「社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」》

○前期末支払資金残高を充当できる公益事業の範囲が、「事業規模が小さく社会福祉事業を推進するために社会福祉施設の運営と一体的に運営が行われる事業や介護保険法に定める指定居宅サービス事業等」から、同一法人が運営する「公益事業全般」へ対象が拡大。

○前期末支払資金残高のうち、同一法人が運営する公益事業に充当できる額(当該施設の「前期末支

払資金の10%を限度)の上限を撤廃。

《課長通知「社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」》

①会計監査人の費用

○「法人本部の運営に要する経費」の「事務費支出」に、会計監査人の設置に要する費用が含まれることを明示。

②役員報酬の取り扱い

○理事長又は理事と施設長等とを兼務している場合に、当該理事長又は理事としての役員報酬は対象経費として認められない旨の規定を削除。

○「法人本部の運営に要する経費」に、役員報酬が含まれることを明示。

《課長通知「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」》

①随意契約が可能な金額の緩和

○事前及び事後の確認により適正な契約を担保することとして、随意契約が可能な金額を緩和。

➤ 2017.3.24 成年後見制度利用促進基本計画：閣議決定

- ▶ 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年)に基づき、成年後見制度利用促進基本計画を閣議決定した。

➤ 2017.3.22 第7回地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(地域力強化検討会)

- ▶ 厚生労働省は、「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(平成27年9月17日)や「一億総活躍プラン」(平成28年6月2日)などを踏まえ、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」を設置し、その下に、住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくり、市町村による包括的相談支援体制等について検討を行う「地域力強化ワーキンググループ」を設置している。
- ▶ 「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていくとともに、市町村においては、地域づくりの取組の支援と、公的な福祉サービスへのつながりを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進めるため、具体的事例に基づく検討を行い、実現本部における議論に資するための検討会を開催している。
- ▶ 検討事項は、①住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくりの在り方、②市町村による包括的な相談支援体制の整備の在り方、③寄附文化の醸成に向けた取組とされている。
- ▶ 12月26日、「地域力強化検討会中間とりまとめ～従来の福祉の地平を超えた、次のステージへ～」が示された。
- ▶ 厚生労働省は、中間とりまとめを踏まえ、通常国会に提出した地域包括ケア強化法案の中で、社会福祉法の改正を盛り込み、「我が事・丸ごと」の地域づくりを推進する体制づくりを市町村の役割として位置付ける。
- ▶ 第7回会議では、地域福祉計画、地域福祉支援計画、住民の参加・協働、地域福祉のための民間資金づくりについて議論した。
- ▶ 検討会では、中間とりまとめで示した「我が事・丸ごと」の体制の具体的な展開及び地域福祉計画のガイドラインの見直し等について、平成29年7月～8月を目処として検討を進める。

《第7回検討会での論点：概要》

1. 地域福祉計画、地域福祉支援計画について

地域福祉(支援)計画において、高齢・障害・児童等の各分野で横断的に共通して取り組むべき事項は何か。また、住民に身近な圏域での「我が事・丸ごと」の地域づくりや、市町村における包括的な相談支援体制整備を地域福祉計画に盛り込む際、策定のプロセスにおいて留意すべき点は何か。

2. 住民の参加・協働について 住民の参加や、住民との協働をすすめるために、どのような方策が考えられるか。また、「中間とりまとめ」で記述した「自分自身の困り事を地域に伝えたり、助けを求められるようになるための福祉教育」は、具体化するにはどうすればよいか。 3. 地域福祉のための民間資金づくりについて 地域福祉活動を拓げていくための民間資金づくりについて、どのような方策があるか。どのような点に留意すべきか。（企業とのつながり方、ファンドレイジングの方法など）																													
➤ 2017.3.2 厚生労働省「社会・援護局関係主管課長会議」：決算関係スケジュール・監査報告書 ▶ 厚生労働省は、「社会・援護局関係主管課長会議」を開催した。福祉基盤課は、社会福祉法人制度の見直しや社会福祉施設の防災・防犯対策等について説明した。 ▶ 従前発出した通知等に加え、新たに「決算関係スケジュール」、「監査報告書」の例を示した。 《社会・援護局主管課長会議》http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000114092.html																													
➤ 2017.2.28 第6回地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会） ▶ 第6回会議では、住民に身近な圏域での「丸ごと」の地域づくり、市町村の包括的相談支援体制の構築について協議した。 《第6回検討会での論点：概要》 (1) 身近な地域で、生活のしづらさを丸ごと受け止めていくために、 具体的にどのような仕組みや機能があればよいのか その際に専門職が果たすべき役割は何か 住民主体による場合と、地域包括支援センターなど既存の機関が行う場合で、留意すべき点は何か (2) 上記(1)を展開していくために、 市町村、あるいは都道府県、あるいは社会福祉法人等はどのような支援が求められるのか 住民主体による場合と、地域包括支援センターなど既存の機関が行う場合で、留意すべき点は何か (3) 相談支援包括化推進員や主任相談支援員等、 「協働の中核を担う者」は、具体的にどのような機能・役割を果たすことが望ましいか																													
➤ 2017.2.6 社会福祉法人制度改革の関係通知等：準備進捗状況等 ▶ 事務連絡「改正社会福祉法の施行に向けた準備進捗状況等調査（平成29年1月20日時点）の結果等について」が発出された。 ▶ 「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項等について」等に関するQ&Aの改訂があわせて付されている。 ▶ これにより、評議員選任・解任委員会の開催及び評議員選任・解任委員会による評議員の選定には、所轄庁の定款変更の認可後が適当であるが、制度改革に伴う今年度の手続に限り、例えば、定款変更の申請後一定期間を経過しても所轄庁の認可がない等、平成29年3月31日までに新たな評議員の選任を行うことが困難な場合には、定款変更の認可を前提として、認可前に評議員選任・解任委員会の開催及び評議員選任・解任委員会による評議員の選定ができることとされた。 《改正社会福祉法の施行に向けた準備進捗等調査（平成29年1月20日時点）の結果 ※抜粋》 <table border="1"> <tr> <th rowspan="2"></th><th rowspan="2">法人数</th><th colspan="6">定款の変更手続(1/20時点)</th></tr> <tr> <th colspan="2">①未申請</th><th colspan="2">②申請中</th><th colspan="2">認可済</th></tr> <tr> <td>全国計</td><td>20,262</td><td>8,163</td><td>40.3%</td><td>5,966</td><td>29.4%</td><td>6,118</td><td>30.2%</td></tr> </table>									法人数	定款の変更手続(1/20時点)						①未申請		②申請中		認可済		全国計	20,262	8,163	40.3%	5,966	29.4%	6,118	30.2%
	法人数	定款の変更手続(1/20時点)																											
		①未申請		②申請中		認可済																							
全国計	20,262	8,163	40.3%	5,966	29.4%	6,118	30.2%																						

《経過》

〔通知：平成 28 年 11 月 11 日付〕

- 社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の公布について
- 「社会福祉法人の認可について」の一部改正について（社会福祉法人審査基準、社会福祉法人定款例）
- 「社会福祉法人の認可について」の一部改正について（社会福祉法人審査要領）
- 「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について」の一部改正について
- 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」の一部改正について
- 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」の一部改正について

〔通知：平成 28 年 12 月 14 日付〕

- 社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準(案)について(12 月 14 日時点版)
- 「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準(案)」に基づく別に定める単価等について(案)(12 月 14 日時点版)

〔通知：平成 29 年 1 月 24 日付〕

- 「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準について」
- 「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に基づく別に定める単価等について

〔事務連絡：平成 28 年 11 月 11 日付〕

- 「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直しについて）」の改訂について
- 「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」に関する FAQ の改訂について
- 社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更に係る事務の取扱いについて
- 社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準(案)について(11 月 11 日時点版)

〔事務連絡：平成 29 年 1 月 24 日付〕

- 社会福祉法人制度改革に伴う租税特別措置法第 40 条の適用に関する Q&A について

➤ 2017.1.30 第 5 回地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(地域力強化検討会)

- ▶ 第 5 回会議では、住民に身近な圏域での「我が事」の地域づくりと今後の進め方について協議した。

《中間とりまとめ：概要》

【今後の方向性】

○地域づくりの 3 つの方向性⇒互いに影響し合い、「我が事」の意識を醸成

- ①「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的・積極的な取組の広がり
- ②「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで活動する住民の増加
- ③「一人の課題」について解決する経験の積み重ねによる誰もが暮らしやすい地域づくり

○生活上生じる課題は介護、子育て、障害、病気等から、住まい、就労、家計、孤立等に及ぶ
⇒くらしとしごとを「丸ごと」支える

○地域の持つ力と公的な支援体制が協働して初めて安心して暮らせる地域に

1. 「住民に身近な圏域」での「我が事・丸ごと」

- 他人事を「我が事」に変える働きかけをする機能が必要
- 「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場を設けるべき

2. 市町村における包括的な相談支援体制

- 協働の中核を担う機能が必要
 - ・ 例えば、生活困窮に関わる課題は、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関。
自立相談支援機関が設置されていない自治体や生活困窮以外の課題は、「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」

3. 地域福祉計画等法令上の取扱い

- 地域福祉計画の充実

- ・地域福祉計画策定を義務化、PDCAサイクル徹底すべき
- ・地域福祉計画の上位計画としての位置づけ 等
- 地域福祉の対象や考え方の進展を社会福祉法に反映すべき
- 守秘義務に伴う課題⇒法制的な対応を含め検討

4. 自治体等の役割

- 自治体組織も、福祉部局の横断的な体制、保健所等も含めた包括的な相談体制の構築を検討すべき

○どのような形で作るかは、自治体により様々な方法

○分野ごとの財源⇒柔軟な財源の活用や、別途の財源の議論など、財源のあり方等について具体的に検討すべき。

《議論の経過》

- 第1回(10月4日):座長の選出、検討の経緯等、論点(案)等
- 第2回(10月18日):論点2~4
- 第3回(11月2日):前回の意見等を踏まえた論点2~4の議論、論点5と6
- 第4回(12月14日):中間とりまとめ(案)

➤ 2017.1.16 平成28年度民生委員・児童委員一斉改選結果:公表

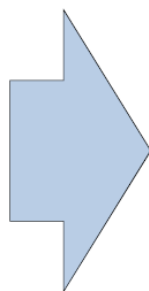
- ▶ 厚生労働省は、平成28年度の民生委員・児童委員一斉改選の結果を公表した。
- ▶ 全国の民生委員・児童委員については、平成28年11月30日に3年間の任期が終了し、同年12月1日に一斉に改選(厚生労働大臣委嘱)された。
- ▶ 前回の一斉改選(平成25年度)と比較して、定数は2,081人増、委嘱数は53人増であり、定数に対する委嘱数の割合(充足率)は、96.3%となっている。
- ▶ 委嘱数229,541人のうち、新任委員72,578人(31.6%)、再任委員156,963人(68.4%)である。

《概要:全国の改選結果》

平成25年度		
全国	定数	236,271人
	委嘱数	229,488人
	充足率	97.1%

(内数)

都道府県	定数	163,433人
	委嘱数	159,066人
	充足率	97.3%
政令市 (20市)	定数	42,040人
	委嘱数	40,455人
	充足率	96.2%
中核市 (42市)	定数	30,798人
	委嘱数	29,967人
	充足率	97.3%



平成28年度		
全国	定数	238,352人
	委嘱数	229,541人
	充足率	96.3%

(内数)

都道府県	定数	161,943人
	委嘱数	156,213人
	充足率	96.5%
政令市 (20市)	定数	42,542人
	委嘱数	40,602人
	充足率	95.5%
中核市 (47市)	定数	33,867人
	委嘱数	32,726人
	充足率	96.6%

➤ 2016.12.20 成年後見制度利用促進委員会

- ▶ 成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、内閣府に「成年後見制度利用促進会議」(会

長：内閣総理大臣）を 9 月 16 日に設置した。あわせて、有識者で構成される「成年後見制度利用促進委員会」を設置し、成年後見制度利用促進基本計画案の作成にあたって意見具申や成年後見制度の利用促進に関する基本的な政策に関する重要事項の調査審議等を進めている。

- ▶ 成年後見制度利用促進計画については平成 29 年 3 月の閣議決定を目指している。
- ▶ 第 6 回では、「成年後見制度利用促進基本計画の案」に盛り込むべき事項を確認した。

《「成年後見制度利用促進基本計画の案」に盛り込むべき事項・概要》

【今後の施策の目標】

1. 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。

- 利用者に寄り添った運用
- 保佐・補助、任意後見の利用促進

2. 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。

- 権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備
- 担い手の育成

3. 不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。

- 不正事案の発生を未然に抑止する仕組みの充実
- 地域連携ネットワークの整備による不正防止効果

4. 成年被後見人等の権利制限に係る措置を見直す。

【今後取り組むべきその他の重要施策】

1. 成年被後見人等の医療、介護等に係る意思決定が困難な人への支援等

2. 死後事務の範囲等

【施策の進捗状況の把握・評価等】

《成年後見制度利用促進基本計画の案の作成方針》

1. 平成 29 年 3 月を目途に、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第 12 条に規定する「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「基本計画」という。）の案の作成を行う。
2. 基本計画の案は、法第 3 条に規定された基本理念及び第 11 条に規定された基本方針に沿って検討し、成年後見制度の利用の促進に関する目標及び政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策を定めるものとする。
3. 基本計画の案の作成に資するため、成年後見制度利用促進委員会の意見を求める。同委員会においては、当事者、関係者、国民各層の取組・意見を踏まえ、検討を行うものとする。

《検討すべき主な課題等》

I 利用促進策

利用促進（保佐・補助、任意後見）、国民への周知、後見人（市民後見人など）の育成・確保
地域の需要に応じた利用促進、実施機関の活動支援、関係機関の連携確保

II 不正防止策

不正防止対策、関係機関の体制強化

III その他

医療等に係る意思決定が困難な者への支援等の在り方、死後事務の在り方、権利制限の見直し

* I ～ III について委員会で検討すべき論点などについて二回程度議論を行った上で、I、II については委員会の下に二つの WG を設置して検討

* III については、改正法の施行状況や関係省庁における検討状況を委員会に報告し検討。権利制限の見直しは基本計画作成後に検討

6. 高齢者

＜直近の動向＞

- 2017.8.4 社会保障審議会介護給付費分科会(第144回):特定施設入居者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

- ▶ 第 144 回は、特定施設入居者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院について議論した。

＜特定施設入居者生活介護 論点＞

- 特定施設入居者生活介護は、幅広い状態の入居者を受け入れられる住まいサービスであり、要支援から中重度者の要介護者や、医療ニーズがある方、看取り対応が必要な方まで様々な状態の利用者を受け入れている実態を踏まえ、特定施設入居者生活介護における介護報酬上の評価のあり方についてどのように考えるか。
- 特定施設入居者生活介護における短期利用(ショートステイ)について、有効なサービス利用を図るために、「短期利用の入居者の数は、特定施設入居者生活介護の入居定員の 10%以下」としている要件のあり方について、どのように考えるか。

＜介護老人保健施設 論点＞

- 介護老人保健施設における在宅復帰・在宅療養支援の役割機能をより強化していく観点から、報酬体系の簡素化にも配慮しつつ、その機能の評価の在り方について、どのように考えるか。
- 通所・訪問リハビリテーションにおいて、心身機能へのアプローチのみならず、活動・参加にも着目したリハビリテーションを推進する観点から、リハビリテーションマネジメントの強化を評価していることを踏まえ、介護老人保健施設で提供されるリハビリテーションの在り方についてどのように考えるか。
- かかりつけ医との連携を含め、介護老人保健施設で提供される医療について、どのように考えるか。

＜介護療養型医療施設及び介護医療院 論点＞

- 介護医療院の創設を踏まえ、介護療養型医療施設(介護療養病床及び老人性認知症疾患療養病棟)の在り方について、どのように考えるか。
- 介護医療院に求められる機能、病院・診療所及び介護老人保健施設の開設に関する規定や人員・設備、報酬体系等を踏まえ、介護医療院のこれらの在り方について、どのように考えるか。
- 介護医療院等への転換について円滑かつ早期に行うことを可能とする観点からどのように考えるか。
- 介護療養型老人保健施設のこれまでの経緯や、療養体制維持特別加算の期限が迫っていることに加え、今般、介護医療院が創設されることを踏まえ、介護療養型老人保健施設の在り方についてどのように考えるか。
- 「居住スペースと医療機関の併設型」への転換については、例えば、「特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)と医療機関の併設型」への転換が考えられるが、その際の特定施設入居者生活介護の要件について、どのように考えるか。

- 2017.7.19 社会保障審議会介護給付費分科会(第143回):居宅介護支援、介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護

- 2017.7.5 社会保障審議会介護給付費分科会(第142回):訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、居宅介護支援、共生型サービス

➤ 2017.7.3	全国介護保険担当課長会議：「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の公布について 等								
▶ 平成 29 年 7 月 3 日、全国介護保険担当課長会議が開催され、本年 5 月 26 日成立、6 月 2 日に公布された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」に係る介護保険制度改正に関する内容について説明された。 ▶ 主な内容は、介護保険制度改正における保険者機能の強化に関する事項、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の改正(案)、有料老人ホームの制度の見直し、地域包括支援センターの機能強化に向けた取組、介護医療院について等。 ▶ なお、「平成 29 年介護保険制度の改正等に関する FAQ」が、参考資料として付されている。									
<平成 29 年介護保険制度の改正等に関する FAQ>※一部抜粋									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>質 問</th><th>回 答</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="132 678 568 853"> 【介護医療院関係】 介護医療院の具体的な基準・報酬等の設定について、今後、どのようなスケジュールで進んでいきますか。 </td><td data-bbox="595 678 1469 902"> 1. 介護医療院の基準・報酬等については、平成 30 年度介護報酬改定に向けて、社会保障審議会介護給付費分科会において議論することとしています。 2. その後、平成 29 年 12 月中旬頃に、報酬・基準に関する基本的な考え方の整理・とりまとめを行い、平成 30 年 1～2 月頃に介護報酬改定案の諮問・答申が行われた後、4 月に介護報酬が改定される予定です。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="132 920 568 1043"> 【介護医療院関係】 介護医療院は医療内包型と医療外付け型のことを指しているのですか。 </td><td data-bbox="595 920 1469 1234"> 1. 介護医療院については、医療内包型のサービスとして、長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、①「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と、②「生活施設」としての機能とを兼ね備えた新たな介護保険施設として創設したものです。 2. 医療外付け型のサービスについては、介護医療院としてではなく、療養病床の在り方等に関する特別部会のとりまとめにおいて、例えば、現行制度上の有料老人ホームで訪問診療を行う形態等が想定されています。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="132 1256 568 1379"> 【要介護認定関係】 要介護認定有効期間の延長は、いつから行われるのですか。 </td><td data-bbox="595 1256 1469 1290"> 現在、平成 30 年 4 月からの実施を目指しているところです。 </td></tr> </tbody> </table>	質 問	回 答	【介護医療院関係】 介護医療院の具体的な基準・報酬等の設定について、今後、どのようなスケジュールで進んでいきますか。	1. 介護医療院の基準・報酬等については、平成 30 年度介護報酬改定に向けて、社会保障審議会介護給付費分科会において議論することとしています。 2. その後、平成 29 年 12 月中旬頃に、報酬・基準に関する基本的な考え方の整理・とりまとめを行い、平成 30 年 1～2 月頃に介護報酬改定案の諮問・答申が行われた後、4 月に介護報酬が改定される予定です。	【介護医療院関係】 介護医療院は医療内包型と医療外付け型のことを指しているのですか。	1. 介護医療院については、医療内包型のサービスとして、長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、①「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と、②「生活施設」としての機能とを兼ね備えた新たな介護保険施設として創設したものです。 2. 医療外付け型のサービスについては、介護医療院としてではなく、療養病床の在り方等に関する特別部会のとりまとめにおいて、例えば、現行制度上の有料老人ホームで訪問診療を行う形態等が想定されています。	【要介護認定関係】 要介護認定有効期間の延長は、いつから行われるのですか。	現在、平成 30 年 4 月からの実施を目指しているところです。	
質 問	回 答								
【介護医療院関係】 介護医療院の具体的な基準・報酬等の設定について、今後、どのようなスケジュールで進んでいきますか。	1. 介護医療院の基準・報酬等については、平成 30 年度介護報酬改定に向けて、社会保障審議会介護給付費分科会において議論することとしています。 2. その後、平成 29 年 12 月中旬頃に、報酬・基準に関する基本的な考え方の整理・とりまとめを行い、平成 30 年 1～2 月頃に介護報酬改定案の諮問・答申が行われた後、4 月に介護報酬が改定される予定です。								
【介護医療院関係】 介護医療院は医療内包型と医療外付け型のことを指しているのですか。	1. 介護医療院については、医療内包型のサービスとして、長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、①「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と、②「生活施設」としての機能とを兼ね備えた新たな介護保険施設として創設したものです。 2. 医療外付け型のサービスについては、介護医療院としてではなく、療養病床の在り方等に関する特別部会のとりまとめにおいて、例えば、現行制度上の有料老人ホームで訪問診療を行う形態等が想定されています。								
【要介護認定関係】 要介護認定有効期間の延長は、いつから行われるのですか。	現在、平成 30 年 4 月からの実施を目指しているところです。								
○厚生労働省ホーム>政策について>審議会・研究会等>老健局が実施する検討会等>全国介護保険担当課長会議 http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000170090.html									
➤ 2017.6.21	第72回社会保障審議会介護保険部会：基本指針(案)								
▶ 第 72 回は、前回(平成 29 年 2 月 27 日)の基本指針に関する構成等の見直しの議論を踏まえ、示された*基本指針(案)について協議した。 *『介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針』 ▶ 厚生労働省は基本指針(案)の中で、仕事の魅力の向上や負担の軽減といった様々な人材の確保策を進めるとともに、2025 年を見据えて必要なマンパワーのボリュームの推計を重要としている。 ▶ 委員からは、深刻な介護人材不足の状況について、国レベルでの具体的・積極的取組の必要性や、継続的な処遇改善の重要性などがあげられた。									
➤ 2017.6.21	社会保障審議会介護給付費分科会(第141回)：福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護、通所介護、療養通所介護、通所リハビリテーション								

➤ 2017.6.12	高齢社会対策の基本的在り方等に関する検討会：新たな高齢社会対策大綱
	▶ 高齢社会対策基本法第 6 条の規定に基づき、政府が推進すべき基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針として、高齢社会対策大綱が定められている(直近：平成 24 年 9 月 7 日閣議決定)。 ▶ 大綱の見直しは、「経済社会情勢の変化等を踏まえておおむね 5 年を目途に必要ながあると認めるときに行うものとしている。 ▶ 高齢社会対策の基本的在り方等に関する検討会(座長：清家 篤 慶應義塾学事顧問(前塾長)・慶應義塾大学商学部教授)は、平成 24 年以降の高齢社会対策主要施策の推移を踏まえ、(1)現行の高齢社会対策大綱に基づく施策の進捗状況の評価、(2)今後の高齢社会対策の推進に当たっての基本姿勢、(3)高齢化の現状を踏まえた重点的に取り組むべき課題等を検討事項とし、第 1 回では①これまでの高齢社会対策への評価・②今後の高齢社会対策を推進するに当たって重要と思われる課題・視点(特に新たな課題・視点)について議論がされた。 ▶ 検討にあたって、今後 5～10 年間に見込まれる課題と検討が必要と考えられる視点の例が、以下のとおり事務局から示されている。 ＜(参考)人口減少と急速な高齢化を迎えている我が国における持続可能な経済社会の在り方を検討する上で、今後 5～10 年間に見込まれる課題と検討が必要と考えられる視点の例＞ 見込まれる課題の例 ○一人暮らし高齢者の増加(生活基盤、経済状態等) ○地域間格差(高齢化進行度の違いや対応力格差) ○イノベーションへの順応格差 ○長寿化に備える資産と健康の確保 検討が必要と考えられる視点の例 ○活躍の場の創造(収入の確保) ・高齢者の就業促進、起業支援、社会活動促進 ・年齢に捉われず個々のニーズに応じた高齢期の過ごし方の確保 ○生活基盤の確保 ・住まいの確保と多世代共生 ・成年後見制度の利用促進 ・移動手段、交通安全等、ユニバーサルデザイン・バリアフリーの推進 ○暮らしの質の向上 ・Society5.0 を通じた先進技術の活用(ICT化、ロボット、AIの活用等) ・健康長寿分野における多様な需要の顕在化 ○介護離職ゼロ ・介護受け皿の拡大、介護人材の確保・育成 ○高齢社会への対応力の向上 ・個々人の高齢社会への関与の促進(計画的な資産形成、健康確保等) ・高齢化に対応する我が国の知見の国際的価値の認識と対外発信 ○政策立案、施策実施等の各段階における点検・評価・検討の強化 など
➤ 2017.6.7	社会保障審議会介護給付費分科会(140回)：訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、口腔・栄養関係、平成29年度介護従事者処遇状況等調査の実施
➤ 2017.5.26	地域包括ケアシステム強化法案(介護保険法等改正法案)：参議院可決・成立
	▶ 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」は、5 月 26 日参議院本会議で可決、成立した。 ▶ 改正法は、高所得者の利用者負担割合の見直しをはじめとする介護保険法の改正に加え、地域共

生社会の実現に向けた取組に向けて、社会福祉法等を改正し、市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化を図ることとしている。

- ▶ また、社会福祉法の改正では、社会福祉を目的とする事業の経営者は、福祉サービスの提供にあたり、地域住民、社会福祉を目的とする事業の経営者、社会福祉に関する活動を行う者との連携を図ることが新たに追加されている。改正法の施行日は、一部を除き、平成 30 年 4 月 1 日。
- ▶ なお、5 月 25 日に開催された参議院厚生労働委員会では、以下の 6 項目の附帯決議がなされた。

《地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成 29 年 5 月 25 日／参議院厚生労働委員会）》

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 利用者負担の更なる増加に対する国民の不安を払拭するため、政令で定める利用者負担割合が 3 割となる所得の額については、医療保険の現役並み所得者と同等の水準とすること。
- 二 利用者負担割合が 2 割となる所得の額を定める政令の改正を行おうとする場合には、所得に対して過大な負担とならないよう十分配慮するとともに、あらかじめ、当該改正による影響に関する予測及び評価を行うこと。
- 三 利用者負担割合の 3 割への引上げが施行されるまでの間に、平成 27 年に施行された利用者負担割合の 2 割への引上げに関する影響について、施行前後における介護サービスの利用の変化や、介護施設からの退所者数の状況、家計への負担、高齢者の地域における生活等に関する実態調査を十分に行った上で、その分析及び評価を行い、必要な措置を講ずること。また、利用者負担割合の 3 割への引上げの施行の状況について適切に把握し、分析及び評価を行い、必要な措置を講ずること。
- 四 軽度要介護者・要支援者に対する介護給付・予防給付等が地域で自立した生活を営み、生活の質を維持向上させること及び介護離職を防止する等家族の負担軽減に重要であることに鑑み、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の総合事業への移行後の状況を把握し、検証を行うこと。また、介護保険の被保険者に対するサービスについては、介護又は支援の必要の程度の高低のみならず、それぞれの被保険者の心身の状況等に応じて、適切かつ必要なサービスが確保されるよう必要な措置を講ずること。
- 五 共生型サービスの実施に当たっては、従来、障害者が受けていたサービスの量・質の確保に留意し、当事者及び関係団体の意見を十分に踏まえ、その具体的水準を検討、決定すること。
- 六 介護職員の処遇が著しく低いことに鑑み、優れた人材を介護の現場に確保し、要介護者等に対するサービスの水準を向上させるため、平成 29 年度から実施している介護職員の処遇改善の効果の把握を行うとともに、雇用管理及び勤務環境の改善を強力に進め、必要な措置を講ずること。

《改正法概要》

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進(介護保険法)

○全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化

- ・ 国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業(支援)計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
- ・ 都道府県による市町村に対する支援事業の創設・財政的インセンティブの付与の規定の整備(その他)
- ・ 地域包括支援センターの機能強化(市町村による評価の義務づけ等)
- ・ 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化(小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入)
- ・ 認知症施策の推進(新オレンジプランの基本的な考え方(普及・啓発等の関連施策の総合的な推進)を制度上明確化)

2 医療・介護の連携の推進等(介護保険法、医療法)

①「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設

※現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。

②医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等(社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法)

- ・ 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
 - ・ 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける
- (その他)
- ・ 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化(事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等)
 - ・ 障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し(障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする。)

II 介護保険制度の持続可能性の確保

4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする(介護保険法)

5 介護納付金への総報酬割の導入(介護保険法)

- ・ 各医療保険者が納付する介護納付金(40～64歳の保険料)について、被用者保険間では『総報酬割』(報酬額に比例した負担)とする

➤ 2017.5.24 社会保障審議会介護給付費分科会(139回):認知症施策の推進

➤ 2017.5.12 社会保障審議会介護給付費分科会(138回):定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護

➤ 2017.4.26 社会保障審議会介護給付費分科会(137回):報酬改定に向けた今後の進め方

▶ 平成30年度の介護報酬改定に向けて、これまでの検討経過等を踏まえ、今後の検討の進め方に

ついて議論した。

- ▶ 将来人口推計を踏まえ、2025(平成 37)年に向けた医療・介護需要の地域差を伴う急速な増大に対応する提供体制の整備のために、平成 30 年度の介護報酬及び 6 年に 1 度の診療報酬の同時改定は、大きく舵を切ることができる実質的に最後の機会であり、非常に重要な分水嶺である。
- ▶ 今後、平成 28 年 12 月の「介護保険部会意見書」及び「療養病床の在り方等に関する特別部会意見書」に盛り込まれた事項等について、本年 4 月から夏頃までに概ね月 2 回ペースで議論・事業者団体ヒアリングを実施する。
- ▶ 秋頃から 12 月にかけて、各介護サービス等の具体的な方向性に関する議論を行い、12 月中旬に「報酬・基準に関する基本的な考え方の整理・取りまとめ」を行う。
- ▶ 30 年 1～2 月頃に、介護報酬改定案の諮問・答申を経て、30 年 4 月の介護報酬改定を予定する。

＜検討事項例＞

- ・通所リハビリテーションと通所介護の役割分担と機能強化
- ・小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等のサービス提供量の増加や機能強化・効率化の観点からの人員基準や利用定員等のあり方
- ・特別養護老人ホームの施設内での医療ニーズや看取りに、より一層対応できるような仕組み
- ・入院時における入院医療機関と居宅介護支援事業所等との連携
- ・ロボット・ICT・センサーを活用している事業所に対する報酬・人員基準等のあり方
- ・訪問介護における生活援助を中心にサービス提供を行う場合の緩和された人員基準のあり方
- ・介護医療院の報酬・基準や各種の転換支援策
 - ▶ なお、中央社会保険医療協議会総会及び社会保障審議会介護給付費分科会において、診療報酬と介護報酬との連携・調整をより一層進める観点から、それぞれが具体的な検討に入る前に、課題を明確化するため意見交換を行っている。

医療と介護の連携に関する意見交換

○第 1 回 平成 29 年 3 月 22 日(水):看取り、訪問看護について

○第 2 回 平成 29 年 4 月 19 日(水):リハビリテーション、関係者・関係機関の調整・連絡について

➤ 2017.3.31 社会保障審議会介護給付費分科会(136回):報酬改定の効果検証・調査研究

- ▶ 平成 27 年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(平成 28 年度調査)の結果、平成 27 年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(平成 29 年度調査)の実施内容、平成 28 年度介護従事者処遇状況等調査の結果について審議した。
- ▶ 平成 28 年度調査は、介護報酬改定検証・研究委員会が、「平成 28 年度介護報酬改定検証・研究委員会における調査項目」に掲げられた 7 項目(「通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション等の中重度者等へのリハビリテーション内容等の実態把握調査事業」、「介護老人保健施設における施設の目的を踏まえたサービスの適正な提供体制等に関する調査研究事業」、「介護保険制度におけるサービスの質の評価に関する調査研究事業」等)について、効果検証及び調査研究を行ったもの。
- ▶ 平成 29 年度調査については、次期介護報酬改定の議論に資する観点から、以下、例年よりスケジュールを前倒し、調査集計・分析等の時間を確保する方針が提案された。

平成 29 年

3 月 31 日(金) 第 136 回社会保障審議会介護給付費分科会 調査項目・内容等を議論、決定

4月・5月 厚生労働省において、仕様書を作成し、受託機関を決定。
 6月 調査票(案)作成。
 7月・8月 調査実施 集計・分析・検証
 9月・10月 介護報酬改定検証・研究委員会、社会保障審議会介護給付費分科会に速報値を報告
 11月・12月 分析・検証

平成 30 年

1月・2月 分析・検証

3月頃 介護報酬改定検証・研究委員会 ・調査結果に対する評価を実施

社会保障審議会介護給付費分科会

・介護報酬改定検証・研究委員会から報告された調査結果等を議論・決定(予定)

- ▶ 「平成 28 年度介護従事者処遇状況等調査結果」では、介護職員処遇改善加算(Ⅰ～Ⅳ)を取得している施設・事業所における介護職員(月給・常勤の者)の平均給与額について、平成 27 年と平成 28 年を比較すると、9,530 円の増。報酬改定後 2 年目の調査であった平成 25 年度の調査結果と比較すると、今回の調査結果の方が、より多くの給与額の改善が図られている。
- ▶ 加算Ⅰを取得する施設は 70.6%。加算Ⅱ～Ⅳを取得する 19.2%について、加算Ⅰの届出が困難な理由として、キャリアパス要件Ⅰ(賃金体系の整備)を満たすことが困難:69.8%、キャリアパス要件Ⅱ(研修の実施)を満たすことが困難:21.3%、職場環境等要件(賃金引上げ以外の改善)を満たすことが困難:6.3% となっている。
- ▶ 他方、処遇改善加算を取得していない施設は 10.0%あり、「事務作業が煩雑」、「利用者負担が発生」、「対象の制約のため」といった理由をあげている。

《平成 28 年度介護従事者処遇状況等調査結果のポイント》

介護職員の平均給与額(月給・常勤の者)	平成 28 年 9 月	平成 27 年 9 月	差 額
介護職員処遇改善加算(Ⅰ～Ⅳ)を取得している施設・事業所	289,780円	280,250円	9,530円

※1 調査対象となった施設・事業所に平成 27 年と平成 28 年ともに在籍している者の平均給与額を比較している。
 ※2 平均給与額 = 基本給(月給) + 手当 + 一時金(4～9月支給金額の1/6)
 ※3 平均給与額は10円単位を四捨五入している。

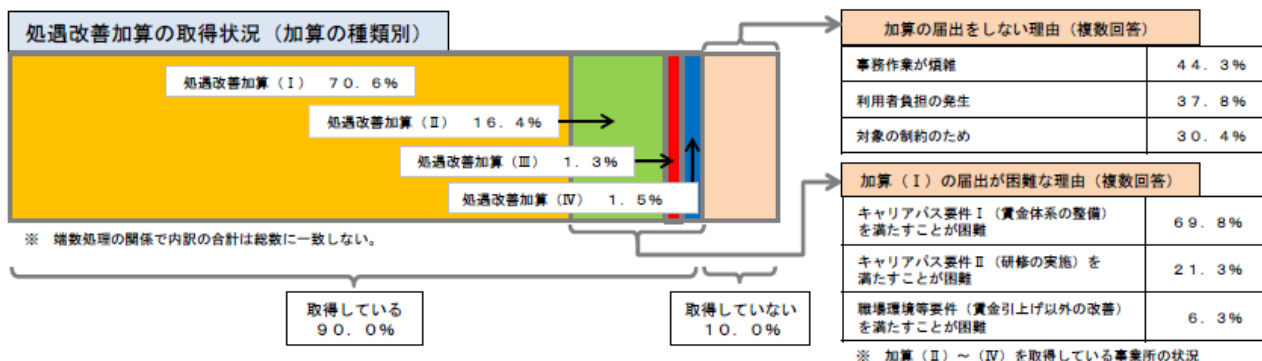
(参考) 平成 25 年度介護従事者処遇状況等調査による平均給与額(月給・常勤の者)

介護職員の平均給与額	平成 25 年 9 月	平成 24 年 9 月	差 額
介護職員処遇改善加算を取得している施設・事業所	276,940円	269,760円	7,180円

給与等の引き上げの実施方法(複数回答)

定期昇給を実施(予定)	手当の引き上げ・新設(予定)	賞与等の引き上げ・新設(予定)	給与表を改定して賃金水準を引き上げ(予定)
69.7%	29.9%	14.8%	16.4%

※ 給与等の引き上げの実施方法は、調査対象となった施設・事業所に在籍している介護従事者全体(介護職員に限定していない)の状況



➤ 2017.3.31 「高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」:通知発出

- ▶ 厚生労働省は、「高齢者福祉サービス事業所等版の評価基準ガイドラインの改定について」の改定とあわせて、養護老人ホーム、経費老人ホームの評価基準ガイドラインを策定し通知した。

➤ 2017.1.18 社会保障審議会介護給付費分科会(135回):平成29年度報酬改定

- ▶ 平成 29 年度介護報酬改定に係る諮問への答申をとりまとめ、報告した。

《介護職員処遇改善加算に係る加算率について》

1. 加算算定対象サービス

サービス区分	介護職員処遇改善加算の区分に応じた加算率				
	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ	加算Ⅴ
・(介護予防)訪問介護 ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	13.7%	10.0%	5.5%	加算(Ⅲ)により 算出した単位 ×0.9	加算(Ⅲ)により 算出した単位 ×0.8
・(介護予防)訪問入浴介護	5.8%	4.2%	2.3%		
・(介護予防)通所介護 ・地域密着型通所介護	5.9%	4.3%	2.3%		
・(介護予防)通所リハビリテーション	4.7%	3.4%	1.9%		
・(介護予防)特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護	8.2%	6.0%	3.3%		
・(介護予防)認知症対応型通所介護	10.4%	7.6%	4.2%		
・(介護予防)小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護	10.2%	7.4%	4.1%		
・(介護予防)認知症対応型共同生活介護	11.1%	8.1%	4.5%		
・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・(介護予防)短期入所生活介護	8.3%	6.0%	3.3%		
・介護老人保健施設 ・(介護予防)短期入所療養介護(老健)	3.9%	2.9%	1.6%		
・介護療養型医療施設 ・(介護予防)短期入所療養介護(病院等)	2.6%	1.9%	1.0%		

2. 加算算定非対象サービス

サービス区分	加算率
(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)福祉用具貸与、 特定(介護予防)福祉用具販売、(介護予防)居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援	0%

《平成29年度介護報酬改定・介護報酬の見直しの対象(答申)》

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準
- 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準
- 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準
- 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準
- 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準

➤ 2016.12.28 社会保障審議会介護給付費分科会(134回):平成28年度の調査結果等

- ▶ 平成 28 年度介護事業経営概況調査の結果及び、平成 29 年度調査の実施等について議論した。

《平成 28 年度介護事業経営概況調査の結果・概要》

- 各介護サービスの収支差率(※1)について、介護報酬改定前の平成26年度と改定後の平成27年度の状況を比較すると、多くの介護サービスにおいて収支差率は低下しているが、平成27年度の収支差率は概ねプラス(※2)になっている。
 - ・施設サービスにおいては、全てのサービスで収支差率が低下。
 - ・居宅サービスにおいては、一部のサービスを除いて収支差率が低下(※3)。
 - ・地域密着型サービスにおいては、5つのサービスで収支差率が低下している一方、3つのサービスで収支差率が上昇(※4)。
- 各介護サービスの給与費割合(※5)について、介護報酬改定前の平成26年度と改定後の平成27年度の状況を比較すると、多くの介護サービスにおいて給与費割合が上昇(※6)している。

【各サービスにおける収支差率】

サービスの種類	28年度 概況調査			サービスの種類	28年度 概況調査		
	26年度 決算	27年度 決算	対26年度 増減		26年度 決算	27年度 決算	対26年度 増減
施設サービス () 内は税引後収支差率				特定施設入居者生活介護	5.9% (4.3%)	4.1% (2.7%)	△1.8%
介護老人福祉施設	3.0% (3.0%)	2.5% (2.5%)	△0.5%	福祉用具貸与	0.4% (△0.4%)	3.7% (3.0%)	+3.3%
介護老人保健施設	3.9% (3.3%)	3.2% (2.7%)	△0.7%	居宅介護支援	△3.5% (△3.8%)	△1.8% (△2.1%)	+1.7%
介護療養型医療施設	6.1% (5.0%)	3.7% (2.7%)	△2.4%	地域密着型サービス () 内は税引後収支差率			
居宅サービス () 内は税引後収支差率				定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	※△1.7% (※△1.9%)	※6.8% (※6.5%)	+8.5%
訪問介護	7.4% (6.6%)	5.5% (4.6%)	△1.9%	夜間対応型訪問介護	※7.1% (※7.0%)	※3.6% (※3.6%)	△3.5%
訪問入浴介護	2.9% (1.5%)	2.7% (1.6%)	△0.2%	認知症対応型通所介護	6.9% (6.6%)	6.0% (5.7%)	△0.9%
訪問看護	3.5% (2.6%)	3.0% (2.3%)	△0.5%	小規模多機能型居宅介護	5.2% (4.9%)	5.4% (5.2%)	+0.2%
訪問リハビリテーション	6.9% (6.1%)	4.3% (3.6%)	△2.6%	認知症対応型共同生活介護	6.2% (5.1%)	3.8% (2.5%)	△2.4%
通所介護	7.7% (6.3%)	6.3% (5.0%)	△1.4%	地域密着型特定施設入居者 生活介護	※5.6% (※5.3%)	※5.2% (※5.0%)	△0.4%
通所リハビリテーション	6.5% (5.9%)	4.6% (4.0%)	△1.9%	地域密着型介護老人福祉施設	2.2% (2.2%)	1.6% (1.6%)	△0.6%
短期入所生活介護	5.9% (5.8%)	3.2% (3.1%)	△2.7%	看護小規模多機能型居宅介護	※1.4% (※1.4%)	※6.3% (※6.3%)	+4.9%

収支差率 = (介護サービスの収益額 - 介護サービスの費用額) / 介護サービスの収益額

・ 介護サービスの収益額は、介護事業収益と借入金利息補助金収益の合計額

※ 介護事業収益は、介護報酬による収入（1割負担分含む）、保険外利用料収入、補助金収入（運営費に係るものに限る）の合計額

・ 介護サービスの費用額は、介護事業費用、借入金利息及び本部費繰入（本部経費）の合計額

注：収支差率に「※」のあるサービスについては、集計施設・事業所数が少なく、集計結果に個々のデータが大きく影響していると考えられるため、参考数値として公表している。

(※1)収支差率=(介護サービスの収益額－介護サービスの費用額)／介護サービスの収益額

(※2)居宅介護支援においては収支差率がマイナス

(※3)福祉用具貸与、居宅介護支援においては収支差率が上昇

(※4)定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護においては収支差率が上昇

(※5)介護サービスの収益額に対する給与費額の割合

(※6)福祉用具貸与、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護においては給与費割合が低下

➤ 2016.12.20 社会保障審議会療養病床等の在り方等に関する特別部会：議論の整理

➤ 2016.12.19 「平成29年度介護報酬改定に関する審議報告」

- ▶ 介護人材の処遇改善については、「未来への投資を実現する経済対策」(閣議決定・平成28年8月2日)において、「介護保険制度の下で、介護人材の処遇については、キャリアアップの仕組みを構築し、月額平均1万円相当の改善を平成29年度から実施する」とされ、政府において、平成29年度に臨時に介護報酬改定を行うことにより対応することが決定されたところである。
- ▶ これらを踏まえ、社会保障審議会介護給付費分科会は「平成29年度介護報酬改定に関する審議報告」をとりまとめた。
- ▶ 介護職員の処遇改善については、現行の介護職員処遇改善加算を前提として、新たな区分(要件)を設け、月額平均1万円相当の処遇改善をはかるとの考えを示した。
- ▶ 地域区分の見直しは、「対象地域に対して、関係者の意見を踏まえて適切に判断するよう求めると

もに、新たな設定方法の適用についての意向を十分に確認した上で、財政的な増減を生じさせない財政中立の原則の下、平成30年度介護報酬改定において実施することが適当である」とした。

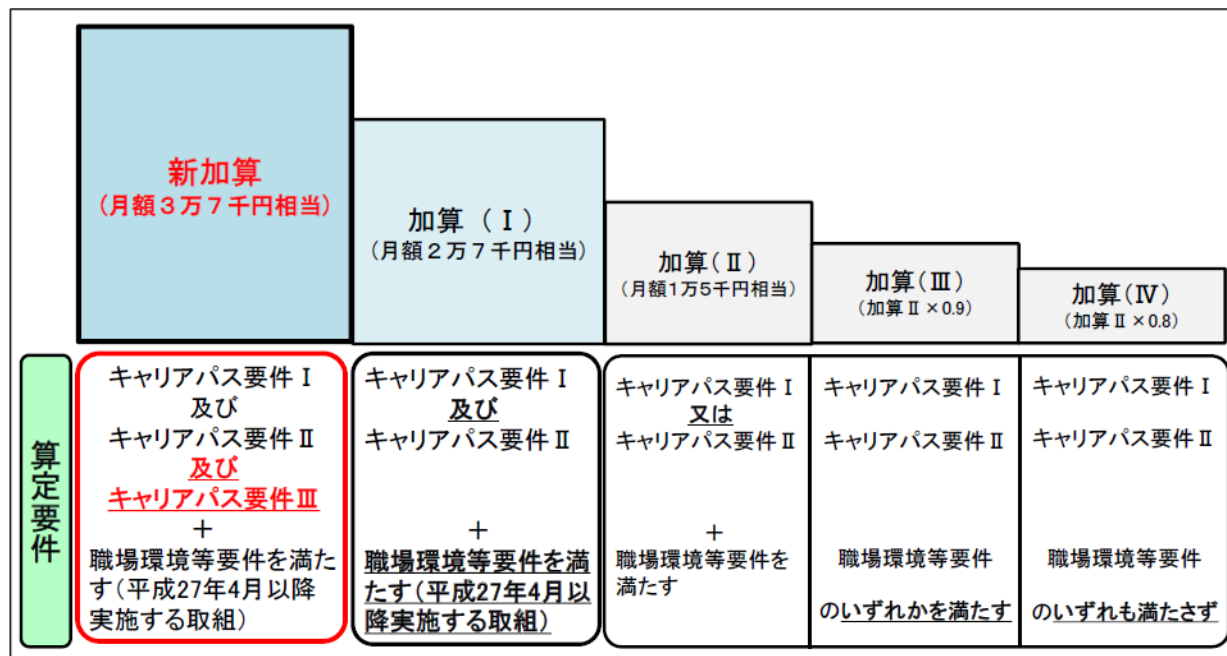
《概要：介護人材の処遇改善》

- 平成29年度介護報酬改定では、現行の介護職員処遇改善加算の位置づけを前提として、これを維持しつつ、介護人材の職場定着の必要性、介護福祉士に期待される役割の増大、介護サービス事業者による昇給や評価を含む賃金制度の整備・運用状況などを踏まえ、事業者による、昇給と結びついた形でのキャリアアップの仕組みの構築について、手厚く評価を行うための区分を新設することが適当である
- 新設する区分の具体的な内容については、現行の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)の算定に必要な要件に加えて、新たに、「経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けること(就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む)」とのキャリアパス要件を設け、これらを全て満たすことを要することとすることが適当である。

(※)新設するキャリアパス要件に関する取組の例

- 「経験に応じて昇給する仕組み」…「勤続年数」、「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを想定。
- 「資格等に応じて昇給する仕組み」…「介護福祉士」、「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを想定。ただし、介護福祉士資格を有して当該事業所や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。
- 「一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組み」…「実技試験」、「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを想定。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。

《処遇改善の拡充後のイメージ》



(注)「キャリアパス要件Ⅰ」…職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
「キャリアパス要件Ⅱ」…資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
「キャリアパス要件Ⅲ」…経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けること
「職場環境等要件」…賃金改善以外の処遇改善を実施すること
※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

* 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案 ※厚生労働省 HP

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/193.html>

* 社会保障審議会介護給付費分科会／同介護報酬改定検証・研究委員会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126698>

＊ 社会保障審議会療養病床の在り方等に関する特別部会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=353786>

7. 障害者

《直近の動向》

➤ 2017.7.31 第6回「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」：関係団体ヒアリング⑤

- ▶ 第6回「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」では、5回目の関係団体ヒアリングを実施した。
- ▶ 重度訪問介護サービスの質と量を安定的に確保するため、居宅介護と重度訪問介護における時間単価の大きな差を縮める報酬体系の見直しを求める意見や、グループホームにおける深夜帯の職員配置体制ならびに休憩時間の取扱いについて、労基法上の考え方の整理とともに、待機時間も含めた報酬・国庫負担基準額の設定等について要望があった。

《ヒアリング団体》

熊本県／障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会
 社会福祉法人日本身体障害者団体連合会／一般社団法人日本難病・疾病団体協議会
 特定非営利活動法人全国精神障害者地域生活支援協議会／公益社団法人日本精神科病院協会
 全国精神障害者社会福祉事業者ネットワーク／一般社団法人日本精神保健福祉事業連合
 特定非営利活動法人難病のこども支援全国ネットワーク／
 公益社団法人全国精神保健福祉会連合会

➤ 2017.7.26 平成28年度「使用者による障害者虐待の状況等」の結果：公表

- ▶ 厚生労働省は、障害者虐待防止法にもとづき、障害者を雇用する事業主や職場の上司など、いわゆる「使用者」による障害者への虐待の状況や虐待を行った使用者に対して講じた措置などについて、平成28年度の状況をとりまとめ、公表した。
- ▶ 平成28年度においては、通報・届出件数、虐待が認められた件数ともに平成27年度より減少。

《概要》

- 通報・届出のあった事業所は、1,316事業所で前年度より0.7%減少
- 通報・届出の対象となった障害者は、1,697人で前年度より11.9%減少
- 使用者による障害者虐待が認められた事業所は、581事業所※1で前年度より1.7%減少
- 虐待が認められた障害者は972人で前年度より13.4%減少
- 虐待種別は、経済的虐待852人(81.6%)と最も多く、次いで心理的虐待115人(11.0%)、身体的虐待57人(5.5%)※2
- 障害種別を問わず、経済的虐待が認められた障害者が最も多い。経済的虐待を受けた障害者の中でも、知的障害者が474人であり、他の障害種別の障害者と比べて最も多い。
- 事業所の業種は、製造業が210件(36.1%)と最も多く、続いて、医療、福祉業が109件(18.8%)、卸売業、小売業が69件(11.9%)と多くなっている。
- 小規模事業所での虐待が多い。5～29人規模で289事業所(49.7%)と最も多く、続いて、5人未満の規模で117事業所(20.1%)、30～49人規模で74事業所(12.7%)と多くなっており、50人未満の規模で480事業所と全体の82.6%を占めている。
- 小規模事業所での経済的虐待が多く、5～29人の規模においては253事業所で経済的虐待が認められた。また、パート等で就労する障害者への経済的虐待が最多である。
- 虐待を行った使用者は591人(前年度比2.0%減)。使用者の内訳は、事業主508人(86.0%)、所属の上司71人(12.0%)、所属以外の上司4人(0.7%)、その他8人(1.4%)。使用者による障害者虐待が認められた場合に労働局がとった措置は1,022件

[内訳]

- ①労働基準関係法令に基づく指導等875件(85.6%)(うち最低賃金法関係600件(58.7%))

②障害者雇用促進法に基づく助言・指導等 132 件(12.9%) ③個別労働紛争解決促進法に基づく助言・指導等 10 件(1.0%) ④男女雇用機会均等法に基づく助言・指導等 5 件(0.5%) ※1 障害者虐待が認められた事業所は、届出・通報の時期、内容が異なる場合には、複数計上。 ※2 被虐待者の虐待種別については、重複しているものがある。	
➤ 2017.7.21	第 5 回「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」：関係団体ヒアリング④
➤ 2017.7.13	第 4 回「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」：関係団体ヒアリング③
➤ 2017.7.7	第 3 回「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」：関係団体ヒアリング②
➤ 2017.6.29	第 2 回「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」：関係団体ヒアリング、報酬改定検証調査
➤ 2017.6.26	社会保障審議会障害者部会(第 85 回)：改正障害者総合支援法 平成 30 年 4 月施行事項について
▶ 第 85 回となる社会保障審議会障害者部会(部会長：駒村康平慶應義塾大学教授)を開催し、改正障害者総合支援法の平成 30 年 4 月施行事項について、政省令により定められる具体的な内容について協議した。施行事項及び検討事項については以下のとおり。 ▶ 部会での検討は今回で終了し、今後は厚生労働省で政省令等の発出に向けた準備が進められる。 ▶ その他に部会では、「相模原市の障害者支援施設における事件を踏まえた施策の進捗状況について」「改正精神保健福祉法案について」の報告があった。改正精神保健福祉法案は、平成 29 年通常国会では成立に至らず、衆議院における継続審査となっている。 〔改正障害者総合支援法の平成 30 年 4 月施行事項及び検討事項〕 ① 地域生活を支援する新たなサービス(自立生活援助)の創設 ○対象者 (A かつ B) A 定期的な巡回訪問又は随時通報による必要な情報の提供及び助言その他の援助が必要な障害者 B 居宅において単身(家族と同居している場合でも家族等が障害、疾病等)のため、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者 ○サービスの利用期間 1 年間 ※利用期間終了後について、市町村審査会における個別審査を経てその必要性を判断した上で適当と認められる場合には更新を可能とする。 ○サービスの内容について (1)定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問 (2)相談対応等の方法による障害者等に係る状況の把握 (3)必要な情報の提供及び助言並びに相談 (4)関係機関(計画相談支援事業所や障害福祉サービス事業所、医療機関等)との連絡調整 (5)その他の障害者が自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助 ② 就労定着に向けた支援を行う新たなサービス(就労定着支援)の創設 ○対象者 生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した障害者 ○サービスの利用期間 3 年間(1 年ごとに支給決定期間を更新) ○サービスの内容 1. 事業所の事業主、障害福祉サービス事業を行う者、医療機関その他の者との連絡調整 2. 雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言 ③ 重度訪問介護の訪問先の拡大 ○対象施設 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院とする。 ④ 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用 ○対象者の具体的要件	

- 「65 歳に達する前に長期間にわたり」→65 歳に達する日前 5 年間にわたり、相当する障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたことを要件とする。
- （「所得の状況」）→65 歳に達する日の前日において「低所得」又は「生活保護」に該当し、65 歳以降に利用者負担の軽減の申請をする際にも「低所得」又は「生活保護」に該当することを要件とする。
- 「障害の程度」→65 歳に達する日の前日において障害支援区分 2 以上であったことを要件とする。
- 「その他の事情」→65 歳まで介護保険サービスを利用してこなかったことを要件とする。

⑤ 居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設

○対象者 A(法定事項)又はB(省令事項)かつC(法定事項)

A 重度の障害の状態(法定事項)

B (a) 人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある場合
= 医療的ケア児

(b) 重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態にある場合

C 児童発達支援等を受けるために外出することが著しく困難な障害児(法定事項)

⑥ 保育所等訪問支援の支援対象の拡大 → 乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大

⑦ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

○障害児通所支援の指定(総量規制)対象 → 児童発達支援及び放課後等デイサービス

⑧ 障害福祉サービス等の情報公表制度の創設

○報告の方法 → 都道府県知事が毎年定める報告に関する計画に従い行う。

○公表事項 ・サービス提供を開始しようとするとき→ 事業所の基本的な事実状況
・毎年の報告のとき→ 事業所の基本的な事実状況 及び 運営情報

○公表の方法 → 都道府県知事は、法の規定による報告を受けた後、当該報告の内容を公表する

○対象情報に該当するもの以外の情報 → 都道府県知事が定める

⑨ 自治体による調査事務・審査事務の効率化

○ 自治体の事務のうち、公権力の行使に当たらない「質問」や「文書提出の依頼」等について、これらの事務を適切に実施することができるものとして都道府県知事が指定する民間法人に対し、業務委託を可能とする。

○ 市町村が実施する障害福祉サービスの給付費の「審査・支払」事務について、現在、「支払」を委託している国民健康保険団体連合会に、「審査」も委託することができることとする。

➤ 2017.5.31 第1回「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」：平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に向けて

- ▶ 第1回「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」(主査：堀内 詔子 厚生労働大臣政務官)を開催し、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた検討がスタートした。
- ▶ 検討チームは、客観性・透明性の向上を図りつつ、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた検討を行うため設置し、アドバイザーとして有識者が参画し、公開の場で検討が行われる。
- ▶ 夏頃までに、関係団体へのヒアリングを行いながら、各サービス等の具体的な方向性の議論を行い、12月中旬を目処に、報酬・基準に関する基本的な考え方の整理・取りまとめを行う。

《平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた検討の進め方について(案)》

【平成29年】6月中旬～夏頃 関係団体ヒアリング、論点整理

夏頃～11月 各障害福祉サービス等の具体的な方向性について議論

11月中旬～12月中旬 報酬・基準に関する基本的な考え方の整理・取りまとめ

平成30年度政府予算編成

【平成30年】1月～2月頃 障害福祉サービス等報酬改定案の決定

4月 障害福祉サービス等報酬改定

➤ 2017.5.30 「障害者雇用率について(案)」の諮問及び答申:段階的に 2.3%に引き上げ ▶ 厚生労働省の労働政策審議会(会長 樋口 美雄 慶應義塾大学商学部教授)は、民間企業の障害者雇用率を 2.3%(当分の間 2.2%、3年を経過する日より前に 2.3%)とすることなどを盛り込んだ「障害者雇用率について(案)」について、5 月 30 日塩崎恭久厚生労働大臣に答申した ▶ 平成 30 年 4 月から精神障害者の雇用が義務化され、障害者雇用率の算定式に精神障害者を追加すること等を踏まえたもので、改正後の障害者雇用率は、平成 30 年 4 月から施行される。			
	現行	平成 30 年 4 月 1 日～	3 年を経過する日より前
民間企業	2.0%	2.2%	2.3%
国・地方公共団体・特殊法人	2.3%	2.5%	2.6%
教育委員会	2.2%	2.4%	2.5%
改正後の雇用率			
➤ 2017.5.17 精神保健福祉法改正案 参議院通過・衆議院送付 ▶ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案が、参議院を通過し、衆議院に送付された。 ▶ 厚生労働委員会での審議開始後に、「改正の趣旨を法案の内容に即したものにすることで、より分かりやすくするため」といった理由で、法案の概要資料から相模原市での障害者支援施設での事件に関する記述を削除することを含め、5カ所が修正されている。			
➤ 2017.3.31 障害福祉計画、障害児福祉計画(平成 30～32 年度)の基本指針が公布 ▶ 平成 30～32 年度を期間とする障害福祉計画と障害児福祉計画の基本指針が公布された。 ▶ 社会保障審議会障害者部会において協議され、パブリックコメントに付されていたもの。			
《障害福祉サービス及び相談支援並に市町村都道府県の地域生活事業提供体制の整備並びに自立支援給付及地域生活事業円滑な実施を確保するため基本的な指針の一部を改正する告示について(概要)》 2 主な改正内容 (3) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標の設定 ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行 平成 28 年度末時点における施設入所者の <u>9%</u>以上が平成 32 年度末までに地域生活へ移行するとともに、平成 32 年度末時点における福祉施設入所者を、平成 28 年度末時点から <u>2%</u>以上削減することを基本とする。 ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」の議論を踏まえ、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指して、成果目標を次のとおり設定する。 ・平成 32 年度末までに、全ての障害保健福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。 ・平成 32 年度末までに、全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。 ・都道府県は、平成 32 年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数(65 歳以上、65 歳未満)の目標値を国が提示する推計式を用いて設定する。 ・都道府県は、平成 32 年度末における入院 3 ヶ月後時点、入院後 6 ヶ月時点、入院後 6 ヶ月時点及び入院後 1 年時点の退院率の目標値をそれぞれ 69%以上 84%以上及び 90%以上として設定			

することを基本とする。

③ 地域生活支援拠点等の整備

市町村又は各都道府県が定める障害福祉圏域において、平成 32 年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも一つ整備することを基本とする。

④ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・平成 32 年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を平成 28 年度実績の 1.5 倍以上にすることを基本とする。
- ・平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成 28 年度末実績から2割以上増加することを旨とする。
- ・就労移行率 3 割以上である就労移行支援事業所を、平成 32 年度末までに全体の 5 割以上とすることを旨とする。
- ・各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を 80%以上とすることを基本とする。

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。
- ・平成 32 年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ・平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
- ・平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することを基本とする。

➤ 2017.2.17 「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」報告書 とりまとめ

- ▶ 厚生労働省は、改正精神保健福祉法の附則における施行後 3 年(平成 29 年 4 月)の検討・措置規定とともに、「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策の今後の方向性」(平成 26 年 7 月、以下「方向性」)を踏まえた精神科医療の在り方の更なる検討を行うため検討会を設置・開催している。
- ▶ 検討事項としては、改正精神保健福祉法の附則に盛り込まれている、医療保護入院における移送及び入院の手続の在り方、医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置のあり方と精神科病院に係る入院中の処遇等とともに、「方向性」を踏まえた精神科医療のあり方を含め、精神保健医療福祉のあり方が掲げられている。
- ▶ 検討会のもとに、①医療保護入院等のあり方分科会、②新たな地域精神保健医療体制のあり方分科会を設置して議論を進めた。
- ▶ 第 8 回にわたる検討会を経て、報告書を取りまとめた。

《これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会報告書 概要》

1. 新たな地域精神保健医療体制のあり方について

(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、障害福祉計画に基づき、障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築することが適当。

(2)多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築

- 統合失調症、認知症、児童・思春期精神疾患、依存症などの多様な精神疾患等に対応できるように、医療計画に基づき、精神医療圏ごとの医療関係者等による協議の場を通じて、圏域内の医療連携による支援体制を構築することが適当。

(3)精神病床のさらなる機能分化

- 長期入院精神障害者のうち一定数は、地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、地域生活への移行が可能であることから、平成 32 年度末(第 5 期障害福祉計画の最終年度)、平成 37(2025)年の精神病床における入院需要(患者数)及び、地域移行に伴う基盤整備量(利用者数)の目標を明確にした上で、計画的に基盤整備を推進することが適当。

2. 医療保護入院制度について

- 医療保護入院にあたり、医師が入院が必要となる理由を本人や家族等に文書等により丁寧に説明することが必要。
- 本人との関係が疎遠であること等を理由に、家族等から意思表示が行われないような場合について、市町村長同意を行えるよう検討することが適当。
- 家族等がどのような観点から同意することを求められているかを明確にし、同意を行う際に医療機関側からその旨を伝えることとすることが適当。
- 現在、退院支援委員会を開催する対象となっている患者であって、1年以上の入院となった者についても、一定の期間ごとに定期的に開催されるよう検討することが適当。
- 医療保護入院制度等の特性を踏まえ、医療機関以外の第三者による意思決定支援等の権利擁護を行うことを、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業に位置づけることが適当。

3. 措置入院制度に係る医療等の充実について

(1)措置入院に係る手続及び関係機関等の協力の推進

- 都道府県知事等の適切な判断の参考になるよう、判断に当たっての留意点や必要な手続を明確化することが適当。
- 措置入院時に精神医療審査会における入院の必要性の審査を行うことが考えられる。また、医療保護入院について検討しているように、措置入院についても患者に対して入院の理由を都道府県等が文書により説明することが適当。
- 措置入院の適切な運用を図るため、保健所設置自治体が主体となって、都道府県や市町村、警察、精神科医療関係者が地域で定期的に協議する場を設置することにより、相互理解を図っていくことが必要。

(2)措置入院中の診療内容の充実

- 患者に対する適切な診断、治療や、措置解除後の患者に対する必要な医療等の支援が行われるよう、措置入院中の診療内容等についてのガイドラインを作成することが必要。

(3)措置入院者の退院後の医療等の継続支援

- 医療は治療、健康維持増進を図るものであることを十分に踏まえ、措置入院者の退院後の医療等の充実を図ることが重要。
- 措置を行った都道府県等が、原則として措置入院中から、全ての措置入院者に「退院後支援計画」を作成することが適当。
- 退院後支援計画では、通院医療、精神保健福祉法に基づく相談指導、障害福祉サービス等の退院後の支援の内容や関係機関の役割、通院が中断した時点以降の対応等を定めることが適当。
- 計画の作成に当たっては、都道府県等が、関係者と支援内容等について検討する調整会議を開催することが適当。
- 措置入院先病院の病院管理者が、精神保健福祉士等を退院後生活環境相談員として選任する仕

組みを設けることが適当。

- 病院管理者が、全ての措置入院者について「退院後支援ニーズアセスメント」を行い、退院後支援計画に関する意見を都道府県等に確実に伝達する仕組みを設けることが必要。
- 退院後は保健所設置自治体が退院後支援計画に沿って関係者の調整を行い、必要な支援を継続的に確保することが適当。
- 転出先の保健所設置自治体への必要な情報提供について、国において制度的に対応することが必要。

4. 精神保健指定医の指定のあり方について

- 研修内容について、現行の座学中心による受動的な研修から、グループワーク等の能動的な研修へと見直しを検討。
- 指定医としての業務を適切に行うことができるように、経験すべき症例要件の見直しを検討。
- 指定医としての実務の経験(指定医業務、精神医療審査会や精神科救急等への参画など)の更新要件への追加を検討。
- 指導医の役割及び一定の要件について、法令上の位置づけを明確化することが適当。
- ケースレポートの記載内容を実践的に確認する観点から、口頭試問を導入することを検討。
- 指定医の取消処分等を受けた医師の再指定を認める場合における再教育研修に関する制度を導入することを検討。

《検討経過》

【これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会】

- 第1回(1月7日):検討会の設置、検討事項について協議。分科会の設置を確認
- 第2回(2月25日):関係者ヒアリング
- 第3回(9月30日):「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止検討チーム」の中間とりまとめ、各分科会における論点整理等について
- 第4回(11月11日):「新たな地域精神保健医療体制の在り方についての論点整理」、医療保護入院等の在り方
- 第5回(12月22日):医療保護入院制度 等
- 第6回(1月6日):これからの精神保健医療福祉のあり方
- 第7回(1月27日):精神保健指定医の指定等、医療保護入院制度、措置入院に係る医療等の充実
- 第8回(2月8日):「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」とりまとめ案

【医療保護入院等のあり方分科会】

- 第1回(3月11日):分科会の検討事項及び検討課題の現状等を確認。「医療保護入院における移送及び入院の手続等の在り方」及び「医療保護入院者の退院を促進するための措置の在り方」について議論
- 第2回(4月28日):「入院中の処遇、退院等に関する精神障害者の意思決定及び意思の表明の支援の在り方」について議論
- 第3回(6月29日):「医療保護入院のあり方」について議論
- 第4回(7月21日):今後議論すべき論点

【新たな地域精神保健医療体制のあり方分科会】

- 第1回(3月29日):分科会の検討事項及び検討課題の現状等を確認。「精神病床のさらなる機能分化」、「精神障害者を地域で支える医療の在り方」及び「多様な精神疾患等に対応できる医療体制の在り方」について議論
- 第2回(4月22日):関係者ヒアリング

第 3 回(5 月 27 日): //

第 4 回(6 月 29 日): //

第 5 回(7 月 15 日):今後議論すべき論点

2017.2.2 「障害福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」:通知発出

- ▶ 厚生労働省は、福祉サービス第三者評価事業における障害者・児福祉サービス版の評価基準ガイドラインの改定について「障害福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」(障発 0202 第 3 号、社援発 0202 第 6 号／厚生労働省社会・援護局長、同厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)を発出した。
- ▶ 通知では、障害者総合支援法の一部改正法及び児童福祉法の一部改正法(平成 28 年 5 月 25 日成立)では、障害者の望む地域生活の支援や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応とともに、「サービスの質の確保・向上に向けた環境整備」に係る措置などが盛り込まれていること、また、第三者評価事業は、社会福祉事業の事業者が任意で受ける仕組みであるが、障害福祉サービス等の質の向上を図り、安心して障害者・児を支援することができる環境を整備する必要があるとしている。

* これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai.html?tid=321418>

* 社会保障審議会障害者部会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126730>

8. 子ども・家庭福祉

《直近の動向》

➤ 2017.8.17 平成 29 年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議

- ▶ 厚生労働省は、全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議を開催し、児童福祉法改正の内容・趣旨等の確認とともに、8 月 2 日に「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」が提出した「新しい社会的養育ビジョン」について、その位置づけ・進め方等について説明した。
- ▶ 子ども家庭局 吉田局長からビジョンについて、「国会で全会一致により成立した 28 年法改正に盛り込まれた内容をどうしたら子どもひとりひとりに届けることができるか、実務的にどうおとしこんでいくのか、等を網羅していただいたものと考えている。」「社会的養育に関する施策は、それぞれが関連しており、一体的に改革を進めていかなければなかなか現状を変えることはできない。市区町村の対応、都道府県と市区町村の関係の見直し、人材の育成、これらを全体、一体で進めていくことが大事。パッケージとして全体の視点の中で取り組んでほしい。」「ビジョンが示すものは非常に網羅的であり、それぞれの事項が相互に関連しているため、誰かひとりががんばればいい、というもではない。誰が、何を、いつまでにやるのか。計画的に進めていかなければならない。」等の発言があった。
- ▶ また、「平成 26 年度における被措置児童等虐待への各都道府県市の対応状況」について説明があり、都道府県市が被措置児童等虐待の事実を認めた事例は 62 件あった。種別等は以下のとおり。

○ 施設等種別内訳

(単位:件、%)

	社会的養育関係施設				ホーム・ファミリー	障害児入所施設等	一時保護委託先	合計
	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設				
件数	0	38	0	4	8	10	2	62
構成割合	0.0	61.3	0.0	6.5	13.0	16.1	3.2	100.0

○ 形態別内訳

	児童養護施設	児童自立支援施設	情緒障害児短期治療施設	障害児入所施設
20人以上	20	0	0	6
13人～19人	3	0	0	4
12人以下	3	4	0	0
本屋内ユニットケア(8人以下)	10	0	0	0
地域分園型ユニットケア(8人以下)	2	0	0	0
合計	38	4	0	10

➤ 2017.8.9 第 4 回仕事と育児の両立支援に係る総合的研究会:研究会の検討課題について

- ▶ 厚生労働省は、第 4 回仕事と育児の両立支援に係る総合的研究会(座長＝武石恵美子・法政大学キャリアデザイン学部学部長)を開催し、育児休業に関する有識者等からのヒアリングを実施した。
- ▶ 研究会の論点とする大枠は、①仕事と育児の両立あり方、②上記に照らした男性の育児休業取得促進考え方、③両立支援策を推進するための方策 等。
- ▶ 第 4 回では、これまで出た議論の整理とともに、個別課題についての検討項目があげられた

1. 仕事と家庭の両立支援のための制度等のあり方

①育児休業制度について

- 男性が主体的に育児に取り組めるような制度になっているか。

○ 育休の取得時期、期間等についてどう考えるか。

②育児休業以外の両立支援制度について

○ 男性が主体的に育児に取り組めるような制度になっているか。

○ 休業取得に限らず、男性が主体的に育児参加するための制度としてどのようなものが考えられるか。

○ 多様な働き方に対応した両立支援制度となっているか。

○ 制度を利用できる時期、期間等についてどう考えるか。

③女性のキャリア継続のための方策について

○ 女性労働者が、育児をしつつ、キャリアを継続していくための方策についてどう考えるか。

○ 女性労働者のキャリアアップを見据えた方策としてどのようなものが考えられるか。

2. 男性の育児休業の取得促進に関する課題等

①多様な取得時期に応じた父親の役割及びその後の働き方に良い影響を及ぼすような育休の取り方

○ 女性の産休期間に、比較的短期に育休を取っている男性はどのような役割を担っているのか。また、その役割を満たす制度となっているか。

○ 女性の産休期間終了後の期間に、比較的長期に育休を取っている男性はどのような役割を担っているのか。また、その役割を満たす制度となっているか。

○ 育児をする時間が増えることや残業しない働き方を心がけるようになることなど、育休取得後の働き方に良い影響が出る育休の取り方、過ごし方はどのようなものがあるか。

②配偶者の働き方から見る育休取得の必要性、ニーズについて

○ 配偶者の働き方に応じて、男性の育児休業取得、育児参加を促進するについてどう考えるか。

③育休取得を希望していない男性に対し取得を促進することについてどう考えるか。

➤ 2017.8.2 「新しい社会的養育ビジョン」

▶ 厚生労働省の「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」(座長:奥山真紀子 国立成育医療研究センターこころの診療部長)は、平成 28 年 7 月から 16 回にわたる議論をとりまとめ、「新しい社会的養育ビジョン」を、厚生労働大臣に手交した。

▶ ビジョンでは、「平成 28 年の児童福祉法改正では、子どもが権利の主体であることを明確にし、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実とともに、家庭養育優先の理念を規定し、実親による養育が困難であれば、特別養子縁組による永続的解決(パーマネンシー保障)や里親による養育を推進することを明確にした」とし、改正法の理念を具体化するため、「社会的養護の課題と将来像」(平成 23 年 7 月)を全面的に見直し、その具体化への工程を示している。

▶ その上で、特別養子縁組の推進は、概ね 5 年以内に現状の約 2 倍である年間 1000 人以上を目指すとの数値目標を掲げている。

▶ また、就学前の子どもについては、「家庭養育原則を実現するため、原則として施設への新規措置入所を停止する。このため、遅くとも平成 32 年度までに全国で行われるフォostリング機関(包括的支援体制)事業の整備の確実に完了する」ことが明記されている。

▶ 具体的には、代替養育としての里親委託率の向上に向けた取組を開始するとし、「3 歳未満は概ね 5 年以内に、それ以外の就学前の子どもは概ね 7 年以内に里親委託率 75%を実現し、学童期以降は概ね 10 年以内に 50%以上を実現する」としています。加えて、「ただし、ケアニーズが非常に高く、施設等における十分なケアが不可欠な場合は、高度専門的な手厚いケアの集中的提供を前提に、小規模・地域分散化された養育環境を整え、その滞在期間は、原則として乳幼児は数か月以内、学童期以降は 1 年以内とする。また、特別なケアが必要な学童期以降の子どもであっても 3 年以内を原則とする。」としている。

➤ 2017.8.2 「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」等の開催

- ▶ 厚生労働省は、児童福祉法の改正(平成 28 年 5 月 27 日)等を踏まえ、新たな社会的養育のあり方、児童相談所等の専門性の強化、市区町村の支援業務のあり方、児童虐待対応における司法関与と特別養子縁組制度の利用促進のあり方等の検討を行うための検討会を設置・開催している。
- ▶ 児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会(第 12 回／平成 29 年 2 月 13 日、第 13 回／2 月 28 日、第 14 回／3 月 13 日、第 15 回／3 月 28 日)では、特別養子縁組に関するとりまとめに向けた議論を進めた。
- ▶ 新たな社会的養育の在り方に関する検討会(第 14 回／5 月 26 日)では、施設の在り方に関する議論、特に乳児院に関する議論を中心に行った。全国乳児福祉協議会は、この検討会へ乳児院の役割・機能強化に関する意見・提言書を提出した。
- ▶ 委員からは、「乳児院改革の必要性は検討会として一致している」とし、妊産婦・母子を対象とする機能の拡充、里親育成・支援の機能強化が求められる、との意見があった。なお、その際、実態と機能に見合った名称に変更することもあわせて議論された。
- ▶ 新たな社会的養育の在り方に関する検討会(第 15 回／7 月 31 日)、同(第 16 回／8 月 2 日)が開催され、とりまとめに向けた議論が行われ、「新しい社会的養育ビジョン」がとりまとめられた。

≪概要≫

1. 新たな社会的養育の在り方に関する検討会

(1)趣旨

- 改正児童福祉法等の進捗状況を把握するとともに、「新たな子ども家庭福祉」の実現に向けた制度改革全体を鳥瞰しつつ、新たな社会的養育の在り方の検討を行うこととし、併せて、これを踏まえ「社会的養護の課題と将来像」(平成 23 年 7 月)を全面的に見直す。

(2)主な検討事項

- 次に掲げる事項を含め、社会的養育の在るべき姿を検討。「社会的養護の課題と将来像」(平成 23 年 7 月)を全面的に見直すことにより、新たな社会的養育の在り方を示す。
 - ①改正児童福祉法等の進捗状況を把握するとともに、「新たな子ども家庭福祉」の実現に向けた制度改革全体を鳥瞰
 - ②改正児童福祉法を踏まえた社会的養育の考え方、家庭養護と家庭的養護の用語の整理・定義の明確化
 - ③②を踏まえた地域分散化も含めた施設機能の在るべき姿
 - ④里親、養子縁組の推進や、在宅養育支援の在り方、これらを踏まえた社会的養育体系の再編
 - ⑤②～④を踏まえた都道府県推進計画への反映の在り方
 - ⑥児童福祉法の対象年齢を超えて、自立支援が必要と見込まれる 18 歳以上(年齢延長の場合は 20 歳)の者に対する支援の在り方

(3)議論の経過

- 第 1 回(平成 28 年 7 月 29 日):改正法施行のロードマップと進捗の確認、「社会的養育」の議論のポイント等
～略～
- 第 16 回(平成 29 年 8 月 2 日):新しい社会的養育ビジョン(案)について

2. 児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会

(1)趣旨

- 改正児童福祉法では児童の福祉の増進を図る観点から、特別養子縁組制度の利用促進の在り方について検討し、必要な措置を講ずることとされており、また、要保護児童を適切に保護するための措置に係る手続における裁判所の関与の在り方について、児童虐待の実態を勘案しつつ検討し、必要な

措置を講ずることとされている。同様の内容が「ニッポン一億総活躍プラン」においても位置付けられている。これらを踏まえ、各事項について調査・検討を行うため開催する。

(2)主な検討事項

- ①要保護児童を適切に保護するための措置に係る手続における裁判所の関与の在り方
- ②児童の福祉の増進を図る観点からの特別養子縁組制度の利用促進の在り方

(3)特別養子縁組制度の利用促進に関する個別論点

- ①年齢要件
- ②審判の申立権、実父母の同意等の成立要件
- ③子どもの出自を知る権利
- ④養子縁組成立前後の養親や子どもに対する支援
- ⑤行政と民間あわせん団体の支援体制の強化・連携・協働、養親候補者情報の共有

(4)議論の経過

- 第1回(平成28年7月25日):検討会の開催について、意見交換
～略～
- 第15回(平成29年3月28日):特別養子縁組制度の利用促進の在り方について(案)提案
- 報告書「特別養子縁組制度の利用促進の在り方について」(平成29年6月30日)

3. 子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ

(1)趣旨

- 改正児童福祉法を踏まえ、児童福祉司等に義務付ける研修の内容・実施体制等について構築するためのワーキンググループを開催し、国の基準に適合する実際の研修のガイドライン、カリキュラム等を定め、児童相談所等の専門性強化を図るための検討を行う。

(2)主な検討事項

- ①平成29年4月1日の改正法施行に向け、優先的に検討を進めることが必要な事項
 - ◇地方自治体等が実施している現行の研修内容・体制の情報収集・分析・検証
 - ◇以下の者が受講する研修又は任用前講習会のガイドラインの策定等※
 - ・スーパーバイザーを含む児童福祉司
 - ・社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者を児童福祉司として任用する場合の者
 - ・要保護児童対策地域協議会の調整機関に配置される専門職
 - ※研修科目・時間(講義・実習)、保有資格に応じた科目免除の内容、講師の選定基準、研修の実施体制、研修方法などの策定
- ②児童相談所等における将来的な専門職のあり方、人材育成等専門性の向上等について十分な検討を行うことが必要な事項
 - ◇児童相談所の体制強化(専門職の配置基準、中核市・特別区における設置支援、要保護児童の通告の在り方及び児童相談所の業務の在り方等)に向けた更なる方策
 - ◇児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策(専門性を担保するための資格に関する検討を含む)
 - ◇研修の実施体制、研修方法の充実・向上について

(3)議論の経過

- 第1回(平成28年7月29日):ワーキンググループの開催について、意見交換
～略～
- 第7回(平成29年7月3日):中核市・特別区における設置、要保護児童通告及び児童相談所業務のあり方

(4)今後のスケジュール

○中核市・特別区における設置(※)、要保護児童の通告の在り方、児童相談所業務の在り方
⇒第8回(夏頃)以降、各論点について順次議論(関連の調査研究、30年度予算要求)

4. 市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ

(1)趣旨

○改正児童福祉法では、基礎的な地方公共団体である市区町村の責務として、身近な場所における支援業務を適切に行うことが明示され、施設入所等に至らなかった児童への在宅支援を中心とした、身近な場所で児童・保護者を積極的に支援し、児童虐待の発生予防等を図ることとされている。改正児童福祉法を踏まえた市区町村の支援業務の具体的な内容やあり方等について検討を行う。

(2)主な検討事項

- ①市区町村が児童等に対する必要な支援を行うための拠点機能のあり方、推進方策
- ②市区町村が虐待対応の具体的な支援業務(要支援児童等の情報提供、児童相談所からの委託を受けての通所・在宅による指導措置等)を適切に行うために必要な支援方策(ガイドライン)や専門人材の養成及び確保方策
- ③要保護児童対策地域協議会の更なる活用等による関係機関の連携強化
- ④市区町村における総合的な支援体制の強化のあり方

(3)議論の経過

○第1回(平成28年8月8日):ワーキンググループの開催等について、意見交換
～略～

○第8回(平成29年3月29日):市区町村における在宅支援等の強化を図るための支援方策 等

➤ 2017.7.3 第3回仕事と育児の両立支援に係る総合的研究会:両立支援に関するヒアリング

➤ 2017.6.27 第2回仕事と育児の両立支援に係る総合的研究会:育児休業に関するヒアリング

➤ 2017.6.22 第7回保育士養成課程等検討会:指針改定に伴う見直しに係る関係団体ヒアリング

- ▶ 保育所保育指針の改定(平成29年3月31日告示)に伴う保育士養成課程等の見直しについて、関係団体(全国保育士養成協議会、全国保育士会、日本子ども・子育て支援センター連絡協議会)にヒアリングを行った。各団体の意見等の概要については以下のとおり。

<全国保育士養成協議会>

○協議会・保育士養成校の概要及び養成科目・試験科目について現状を説明。

○保育士養成と、保育士に対する研修・キャリアアップとの連動、他の国家資格に匹敵する保育士資格の専門性確保・維持・向上について意見。

<全国保育士会>

○「乳児保育」に関して、発達の連続性を考慮して、対象を乳児に限定するのではなく、3歳未満児を視野に入れた構成が必要であり、また、乳児期から「教育」があることを明確にすることが必要。

○「保育における養護」に関して、平成28年6月の改正児童福祉法の基本理念を踏まえ、保育士には、権利の主体としての子どもの育ちを支える責務があることを踏まえていただきたい。

○児童虐待、子どもの貧困、保育の場における多面的な危機管理など、現在の保育現場には様々な課題が存在しており、養成課程においても具体的にイメージできる機会を確保しておくことが必要。

<日本子ども・子育て支援センター連絡協議会>

○「子ども自身が持つ能力」、「親自身が持つエンパワーメント」に寄り添う保育士の役割として、①親と子の理解、②相談技術、③他機関との連携の視点を保育士養成課程に取り入れることを提案。

○保育内容については、「0歳からの生活・コミュニケーション」、「0歳からの運動」、「0歳からの健康(小児口腔育成の考え方と取り組み)」の履修習得が必要。

【保育所保育指針改定に伴う保育士養成課程等の見直しに係る検討スケジュール】

5月24日(水) 保育士養成課程等検討会(1回目)

6月22日(木) 保育士養成課程等検討会(2回目)

WG(2回程度開催)保育士養成課程見直しの論点整理、対応方針案の整理を行う。

9月(予定) 保育士養成課程等検討会(3回目)

(主な議題) 1. 養成課程見直しの議論

2. 保育士試験見直し(論点提示)

以降、検討会(必要に応じてワーキンググループ)を数回開催。

年内目処 保育士養成課程等の見直し(案)のとりまとめ



新養成課程・試験を平成31年度から適用(幼稚園教諭の新養成課程の適用と同時期)

➤ 2017.6.14 児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律成立

- ▶ 児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案が、6月1日衆議院で可決、参議院で6月14日に可決・成立した。

《改正の趣旨》

虐待を受けている児童等の保護を図るため、里親委託・施設入所の措置の承認の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができることとする等、児童等の保護についての司法関与を強化する等の措置を講ずる。

《改正の概要》

1. 虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与(児童福祉法)

- ① 里親委託・施設入所の措置の承認(児童福祉法第28条)の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができることとし、都道府県は、当該保護者指導の結果を家庭裁判所に報告することとする。
- ② ①の勧告を行い、却下の審判をする場合(在宅での養育)においても、家庭裁判所が都道府県に対して当該保護者指導を勧告することができることとする。
- ③ ①及び②の場合において、家庭裁判所は、勧告した旨を保護者に通知することとする。

2. 家庭裁判所による一時保護の審査の導入(児童福祉法)

- 児童相談所長等が行う一時保護について、親権者等の意に反して2ヶ月を超えて行う場合には、家庭裁判所の承認を得なければならないこととする。

3. 接近禁止命令を行うことができる場合の拡大(児童虐待の防止等に関する法律)

- 接近禁止命令について、現行では、親権者等の意に反して施設入所等の措置が採られている場合にのみ行うことができるが、一時保護や同意のもとでの施設入所等の措置の場合にも行うことができることとする。

➤ 2017.6.1 第1回仕事と育児の両立支援に係る総合的研究会

- ▶ 厚生労働省は、仕事と育児の両立支援に係る総合的研究会(座長＝武石恵美子・法政大学キャリアデザイン学部学部長)の初会合を開催した。
- ▶ 政府の働き方改革実行計画が示した「男性の育児参加の徹底的な促進」を実現するため、育児休業をはじめとする両立支援制度の総合的な見直しに着手する。今後はヒアリングなどを実施しながら、年内を目途に結論を得る予定。

▶ 厚労省の「雇用均等基本調査」では、平成 28 年における男性の育児休業の取得率は 3.16%で、2 年連続で過去最高を更新したものの、女性の 81.8%に比べ低水準。取得期間は 5 日未満が 56.9%で最も多く、1 ヶ月未満までに全体の約 8 割(83.1%)を占めるなど、短期間の取得が多い。
➤ 2017.5.24 第 6 回保育士養成課程等検討会：指針改定をふまえた保育士養成課程の検討
▶ 保育所保育指針の改定(平成 29 年 3 月 31 日告示)をふまえ、次の 6 つの論点を示した。(抜粋) ○ 乳児、3 歳未満児への保育について、「乳児保育」に関する内容の充実、科目の検討 ○ 保育活動の全体を通した「養護」の観点や「養護と教育」の一体的展開の重要性、安全な保育環境確保の要請等を踏まえた、「保育における養護」に関する内容の充実、科目の検討 ○ 保育所保育が幼児教育の重要な一翼を担っていることを踏まえた、保育内容に関する科目の内容の充実、「保育の計画と評価」に関する科目の検討 ○ 保護者と連携した「子どもの育ちの支援」という理念を踏まえた、関係科目の整理・充実、「子育て支援」に関する科目の検討 ○ 現職研修の充実による資質・専門性の向上や他の専門職種との連携の必要性等を踏まえた、「保育者論」等の内容の充実 ○ 子ども・子育て支援新制度の下で、幼稚園教諭免許との併有への対応が各養成施設で求められていることを踏まえた、科目の分類や教授内容の示し方等の検討 ▶ また、『地域共生社会』の実現に向けた検討の一環として、福祉系国家資格所有者等の保育士資格取得への対応について、福祉系資格所有者等の対応として、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかの資格所有者については、保育士試験科目のうち、「社会福祉」「児童家庭福祉」「社会的養護」の筆記試験を免除することが了承された。 ▶ 新たな方針にもとづく保育士試験の実施は、平成 30 年度の導入をめざす。
➤ 2017.4.28 改正都市公園法 成立：都市公園で保育所等の設置を可能に
▶ 国や自治体が整備した公園の設置・管理について定めた「都市公園法」の改正法が、4 月 28 日参議院で可決・成立した。都市公園で保育所等の設置を可能にするもので、東京などの国家戦略特区で認められていた対応を一般措置化する。 ▶ 改正都市公園法の対象となる公園は、全国に 10 万カ所以上。
➤ 2017.4.24 人生 100 年時代の制度設計特命委員会：幼児教育・保育の完全無償化に 1.2 兆円が必要と試算
▶ 自民党は、「こども保険」など社会保障を議論する「人生 100 年時代の制度設計特命委員会」(委員長・茂木敏充政調会長)を開催した。 ▶ 特命委員会で内閣府は、「0～5 歳の幼児教育と保育の完全無償化」に約 1.2 兆円の公費が必要だとする試算を示した。「こども保険」で財源を賄う場合、勤労者の報酬の 0.3～0.4%に相当する。 ▶ 「こども保険」の創設を当初に提言した自民党「2020 年以降の経済財政構想小委員会」では、29 年 3 月の提言の中で、当面の保険料率は 0.2%(事業主 0.1%、勤労者 0.1%)としていた。 ※医療介護改革を進め、将来的には保険料率 1.0%(事業主 0.5%、勤労者 0.5%)。 ▶ このほか、未就学児の児童手当の抜本拡充(小学校就学前の児童全員に、こども給付金として月 2.5 万円を上乗せ支給)により、平均 1～3 万円の保育料を実質無償化する議論もあるが、現金給付とサービス自体の無償化のどちらが望ましいか、現状、方向性は定まっていない。
➤ 2017.4.13 「こども保険」議論開始 自民党「人生 100 年時代の制度設計特命委員会」新設
▶ 自民党は、社会保障制度改革を検討する「人生 100 年時代の制度設計特命委員会」を新設した。 ▶ 委員長には茂木敏充政務調査会長、事務局長には小泉進次郎衆議院議員が就任。 ▶ 幼児教育や保育を無償化するための財源として、年金保険料に上乗せして徴収する「こども保険」を

軸に議論を進め、夏までに中間報告をまとめる。	
➤ 2017.4.6 「私立保育所に対する委託費の経理等について」の一部改正(通知)	
▶ 厚生労働省は、保育所委託費の弾力運用に関する局長通知「『子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について』及び、課長通知「『子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について』の運用等について」の一部改正について」を発出した。 ▶ 通知「『社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について』の一部改正について」(平成 29 年 3 月 29 日付)と同様、前期末支払資金残高を充当できる公益事業の範囲の拡大及び公益事業に充当できる額の上限の撤廃がなされ、会計監査人の費用及び役員報酬の取り扱いが明示された。	
➤ 2017.3.31 改定保育所保育指針、改訂幼保連携型認定こども園教育・保育要領、改訂幼稚園教育要領が告示	
▶ 今回の保育所保育指針の改定は、「平成 20 年に改定された保育所保育指針について、改定時から現在に至るまでの社会情勢の変化(子ども・子育て支援新制度の施行、保育所利用児童数の増加、保護者支援の重要性の高まり等)を踏まえて、その内容がこれらの保育を取り巻く様々な社会の変化に沿ったものか検討する」こと、「また、幼児期の教育については、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の明確化やこれを踏まえた幼稚園教育要領の構造的な見直しに向けた検討等が文部科学省において進められ」、これとの整合性をはかることを目的に検討が進められた。 ▶ 保育所保育指針および幼稚園教育要領の見直し検討に合わせ、幼保連携型認定こども園教育・保育要領も整合性を確保するために同時期に検討がなされた。	
➤ 2017.3.31 保育士等キャリアアップ研修の実施について(通知)	
▶ 平成 29 年度からは、技能・経験を積んだ職員に対する処遇改善のための加算が創設される。 ▶ 今後、当該加算の要件に研修の受講が課される予定であり、平成 30 年度以降に、職員の研修の受講状況等を踏まえ、決定される。 ▶ 本通知は、研修の実施主体である都道府県に対し、保育現場におけるリーダー的職員等に対する研修内容や研修の実施方法等についてガイドラインが示されたもの。 ▶ 研修の実施主体として都道府県知事が指定する研修実施機関は、「市町村(特別区を含む。)、指定保育士養成施設又は就学前の子どもに対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体とする」と定められた。	
➤ 2017.3.23 子供の貧困対策に関する有識者会議(第 3 回)	
▶ 子供の貧困対策に関する大綱における重点分野について、①生活の支援、②経済的支援について議論した。また、子供の貧困に関する指標の見直しに当たっての方向性について検討した。 ▶ 現行の指標体系の課題をあげながら、追加すべき新たな指標が例示された。	
現行指標に追加すべき新たな指標の例	
(1) 教育の機会均等の確保に関する指標	
ア 就学等の状況の把握 ①「高等学校中途退学率」	
イ 学習習熟度の把握 ②「学力に課題のある子供の割合」	
(2) 健やかな成育環境の確保に関する指標	

ア 健康・生活習慣の把握 ③「朝食欠食児童・生徒の割合」

イ 社会的つながりの把握

④「相談相手が欲しいひとり親の割合、必要な頼れる相手がいない人の割合」

ウ ひとり親家庭の就労、経済状況に関する指標

⑤「ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合」

⑥「ひとり親家庭で養育費の取決めをしている割合、ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合」

➤ 2017.2.8 子ども・子育て会議(第30回)・基準検討部会(第33回)合同会議:処遇改善等

- ▶ 平成29年度の子ども・子育て支援制度に関する予算案の状況などをもとに、技能・経験に応じた保育士等の処遇改善等について、公定価格での対応等を議論した。
- ▶ 平成28年度の企業主導型保育事業助成決定一覧(第11回まで)や国家戦略特区ワーキンググループで検討中の小規模保育事業の入園対象年齢の拡大等についても報告された。

《全ての保育士等を対象とした2%の処遇改善》

- 現行の処遇改善加算(賃金改善要件分)の加算率の積み増し(3%→5%)により実施。
- キャリアアップの仕組み(賃金体系、資質向上のための研修計画等)を構築していない場合、5%からキャリアパス要件分として2%減額
- 5%の処遇改善については、月給への反映を努力義務とする。

《技能・経験に応じた保育士等の処遇改善等(案)》

◇ キャリアパスの仕組みを構築し、保育士等の処遇改善に取り組む保育園等に対してキャリアアップによる処遇改善に要する費用を公定価格に上乗せ(公定価格上の加算を創設)する。

◇ 現行の処遇改善等加算と同様に、賃金改善計画の策定及び実績報告を行うことを要件とする。

その他、対象者への発令、職務手当を含む月給により賃金改善が行われていること等を要件とする。

※研修に関する要件については、平成29年度は課さず、平成30年度以降は職員の研修受講状況等を踏まえ決定

保育士等(民間)に関するキャリアアップ・処遇改善のイメージ(2・3号関係)

研修による技能の習得により、
キャリアアップができる仕組み
を構築

＜標準規模の保育園(定員90人)の職員数＞
※公定価格上の職員数
園長1人、主任保育士1人、保育士12人、
調理員等3人 合計17人

※新たな名称はすべて仮称

新 キャリアアップ研修の創設

→以下の分野別に研修を体系化

【研修分野】

- ①乳児保育 ②幼児教育
- ③障害児保育 ④食育・アレルギー
- ⑤保健衛生・安全対策
- ⑥保護者支援・子育て支援
- ⑦保育実践 ⑧マネジメント

- ※ 研修の実施主体:都道府県等
- ※ 研修修了の効力:全国で有効
- ※ 研修修了者が離職後再就職する場合:以前の研修修了の効力は引き続き有効

新 副主任保育士 ※ライン職

- 月額4万円の処遇改善 ※標準規模の園で5人
(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3)
- 【要件】
ア 経験年数概ね7年以上
イ 職務分野別リーダーを経験
ウ マネジメント+3つ以上の分野
の研修を修了
エ 副主任保育士としての発令

新 専門リーダー ※スタッフ職

- 月額5千円の処遇改善 ※標準規模の園で3人
- 【要件】
ア 経験年数概ね7年以上
イ 職務分野別リーダーを経験
ウ 4つ以上の分野の研修を修了
エ 専門リーダーとしての発令

新 職務分野別リーダー

- 月額5千円の処遇改善 ※標準規模の園で3人
- 【要件】
ア 経験年数概ね3年以上
イ 担当する職務分野(左記①～⑥)の研修を修了
ウ 修了した研修分野に係る職務分野別リーダー※としての発令
※乳児保育リーダー、食育・アレルギーリーダー等
※同一分野について複数の職員に発令することも可能

保育士等 <平均勤続年数8年>

※各保育園、認定こども園等の状況を踏まえ、副主任保育士・専門リーダーの配置比率は柔軟に対応可

※上記処遇改善の対象施設等は、公定価格における現行の処遇改善等加算の対象と同じ。

※「園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3」とは、公定価格における職員数に基づき算出したもの。

このほか、更なる「質の向上」の一環として、全職員に対して2%(月額6千円程度)の処遇改善を実施

➤ 2017.1.16 保育所等利用待機児童数調査に関する検討会
▶ 待機児童数については、国が定めた基準に基づき、保育の実施主体である各市区町村が個別の状況を踏まえて把握しているところであるが、特定の保育園を希望する者などの取扱いについて、市区町村ごとに異なるとの指摘もある。このため、厚生労働省は、保育所等利用待機児童数調査に関する検討を行うための検討会を設置・開催した。 ▶ 主な検討事項は、特定の保育園を希望する者などの取扱いについてとされており、検討会での議論とともに自治体ヒアリング、意見募集等を行いながらとりまとめを行う予定である。 ▶ 第3回では、保育所等利用待機児童調査について、各市町村における取扱いの現状の整理、平成29年4月入園に向けての市区町村における環境整備(案)について検討した。 ≪議論の経過≫ ○第1回(9月15日):特定の保育園を希望する者などの取扱いの現状と課題、自治体(川崎市)のヒアリング ○第2回(11月29日):自治体ヒアリング等を踏まえた検討 待機児童数の調査における「求職活動休止」、「特定園希望」(他に利用可能な保育所等、特定の保育所等を希望、私的な理由)、「育児休業中」の取扱
➤ 2016.12.21 保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ
▶ 厚生労働省は、保育所保育指針の改定に向けて、社会保障審議会児童部会に保育専門委員会を設置した(第1回会議は、平成27年12月4日開催)。 ▶ 平成20年に改定された保育所保育指針について、改定時から現在に至るまでの社会情勢の変化(子ども・子育て支援新制度の施行、保育所利用児童数の増加、保護者支援の重要性の高まり等)や文部科学省における幼稚園教育要領の構造的な見直しに向けた検討等を踏まえ検討を進めた。 ▶ 8月8日に「中間とりまとめ」を公表した後、第10回会議(12月21日)において「保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ」が了承された。 ▶ 議論のとりまとめでは、保育の質の向上に向けて、「保育所の利用率が高まるとともに、子育て家庭を取り巻く環境も変化していく中で、保育所が果たす社会的な役割が高まっている。今回改定される保育指針が保育所保育の質の一層の向上の契機となり、保育所で働く保育士等はもちろん、保育に関わる幅広い関係者にもその趣旨が理解され、全ての子どもの健やかな育ちの実現へとつながる取組が進められていくことが重要である」としている。 ▶ 今後、解説書の作成が進められるとともに、平成28年度内に大臣告示、1年間の周知期間において、平成30年度から施行予定である。
≪保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ・概要≫ 背景(保育をめぐる近年の状況) ○現行の指針は平成20年に告示。その後の以下のような社会情勢の変化を踏まえ改定について検討 ・「量」と「質」の両面から子どもの育ちと子育てを社会全体で支える「子ども・子育て支援新制度」の施行(平成27年4月) ・0～2歳児を中心とした保育所利用児童数の増加 (1・2歳児保育所等利用率 27.6%(H20)→38.1%(H27)) ・子育て世帯における子育ての負担や孤立感の高まり、児童虐待相談件数の増加 (42,664件(H20)→103,286件(H27)) 等 1. 保育所保育指針の改定の方向性

(1)乳児・1歳以上3歳未満児の保育に関する記載の充実

○この時期の保育の重要性、0～2歳児の利用率の上昇等を踏まえ、3歳以上児とは別に項目を設けるなど記載内容を充実。(特に乳児保育については、「身近な人と気持ちを通じ合う」「身近なものに関わり感性が育つ」「健やかに伸び伸びと育つ」という視点から、記載内容を整理・充実。)

(2)保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけ

○保育所保育も幼児教育の重要な一翼を担っていること等を踏まえ、卒園時までには育ってほしい姿を意識した保育内容や保育の計画・評価の在り方等について記載内容を充実。主体的な遊びを中心とした教育内容に関して、幼稚園、認定こども園との整合性を引き続き確保。

(3)子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえた健康及び安全の記載の見直し

○子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、食育の推進、安全な保育環境の確保等に関して、記載内容を見直し。

(4)保護者・家庭及び地域と連携した子育て支援の必要性

○保護者と連携して「子どもの育ち」を支えるという視点を持って、子どもの育ちを保護者とともに喜び合うことを重視するとともに、保育所が行う地域における子育て支援の役割が重要になっていることから、「保護者に対する支援」の章を「子育て支援」に改め、記載内容を充実。

(5)職員の資質・専門性の向上

○職員の資質・専門性の向上について、保育士のキャリアパスの明確化を見据えた研修機会の充実なども含め、記載内容を充実。

2. 改定の方角性を踏まえた構成の見直し

第1章 総則	①保育所保育に関する基本原則 ②養護に関する基本的事項 ③保育の計画及び評価 ④幼児教育を行う施設として共有すべき事項
第2章 保育の内容	①乳児保育に関わるねらい及び内容 ②1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容 ③3歳以上児の保育に関わるねらい及び内容 健康・人間関係・環境・言葉・表現 ④保育の実施に関して留意すべき事項
第3章 健康及び安全	①子どもの健康支援 ②食育の推進 ③環境及び衛生管理並びに安全管理 ④災害への備え
第4章 子育て支援	①保育所における子育て支援に関する基本的事項 ②保育所を利用している保護者に対する子育て支援 ③地域の保護者等に対する子育て支援
第5章 職員の資質向上	①職員の資質向上に関する基本的事項 ②施設長の責務 ③職員の研修等 ④研修の実施体制等

3. 幼保連携型認定こども園の保育に関する事項

(1)保育の内容

○保育指針との整合性を確保、指針改定の方向性を踏襲

(2)多様な在園児への配慮

○一人一人の生活の流れを考えて創意工夫

(3)2歳児から3歳児への移行の配慮

○3歳までの育ちを理解・受容し、家庭との連携の下で、発達の連続性に配慮

4. その他の課題

(1)小規模保育、家庭的保育等への対応

○指針が準用されることを想定し、記載を工夫

(2)周知に向けた取組

○指針の趣旨・内容が関係者に理解されるよう、解説書を作成

(3)保育の質の向上に向けて

○改定が保育の質向上の契機となり、全ての子どもの健やかな育ちの実現へとつながることが重要

➤ 2016.12 幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂

- ▶ 内閣府は、幼稚園教育要領及び保育所保育指針の改訂等のための検討の開始にともない、両者との内容の整合性を図る観点から、教育・保育要領の改訂検討を行うため、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会」を設置・開催してきた。
- ▶ 第6回検討会(10月5日)での議論の後、12月に「幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する審議のまとめ」を行い、公表した。
- ▶ 今後、中央教育審議会・社会保障審議会における議論との整合性を確保しつつ、具体的な改訂案をまとめ、平成28年度内に大臣告示、1年の周知期間において平成30年度から施行予定である。

《審議のまとめ：概要》

背景(改訂の必要性)

○幼稚園教育要領及び保育所保育指針の改訂等と、それとの整合性の確保

○新しい幼保連携型認定こども園制度の施行後の実践を踏まえた知見からの対応

I 教育・保育要領改訂の方向性

1. 幼稚園教育要領の改訂及び保育所保育指針の改定の方向性との整合性の確保

(1)幼稚園教育要領の主な改訂の方向性

- ・ 幼児期において育みたい資質能力の整理と評価の在り方
- ・ 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の明確化 等

(2)保育所保育指針の主な改定の方向性

- ・ 乳児・1歳以上3歳未満児の保育に関する記載の充実
- ・ 保護者・家庭及び地域と連携した子育て支援の必要性 等

★(1)と(2)の整合性を確保しつつ、教育・保育要領の記述内容に反映させる

2. 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項の充実

(1)在園期間や時間等が異なる多様な園児がいることへの配慮

○在園期間や時間が異なる多様な園児同士が共に生活する中で自己を発揮しながら互いに刺激しあい育ちあっていく環境にあるという幼保連携型認定こども園の特性を活かすための配慮について記載

(2)2 歳児から3 歳児への移行に当たっての配慮

○満3 歳以上になると、同一学年の園児で編成される学級による集団活動の中で過ごすようになること、また3 歳児からの新入园児も多くなること等を踏まえた配慮事項について記載

(3)子育ての支援について

○幼保連携型認定こども園にとっての子育ての支援は、認定こども園法で義務づけられているだけでなく、保護者の実態やニーズを知る貴重な機会であるとともに、地域との連携強化にもつながるものであること等をふまえた配慮事項についての記載

Ⅱ. 改訂の方向性を踏まえた構成の見直し

1. 見直しの方向性

2. 具体的な章構成(案)

第1章 総則	第1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標 1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本 2 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の目標 第2 教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成 第3 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項
第2章 ねらい及び内容並びに幼児期の終わりまでに育ってほしい姿	第1 ねらい及び内容 1 乳児期の園児の教育及び保育に関わるねらい及び内容 2 満1歳以上満3歳未満の園児の教育及び保育に関わるねらい及び内容 3 満3歳以上の園児の教育及び保育のねらい及び内容 健康・人間関係・環境・言葉・表現 第2 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿
第3章 健康及び安全	第1 健康支援 第2 環境及び衛生管理並びに安全管理 第3 食育の推進 第4 災害への備え
第4章 子育ての支援	第1 子育ての支援全般にかかわる事項 第2 幼保連携型認定こども園の園児の保護者に対する子育ての支援 第3 地域における子育て家庭の保護者等に対する支援

Ⅲ. その他の課題

○幼稚園教育要領と保育所保育指針の改訂等との整合性を図りつつ、以下の項目等について、教育・保育要領または解説書等に盛り込んでいく。

…特別に支援を要する子どもへの配慮、研修の重要性・資質の向上、周知に向けた取組 等

9. 生活困窮・生活保護

《直近の動向》

➤ 2017.8.10 生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果(平成 29 年 6 月)

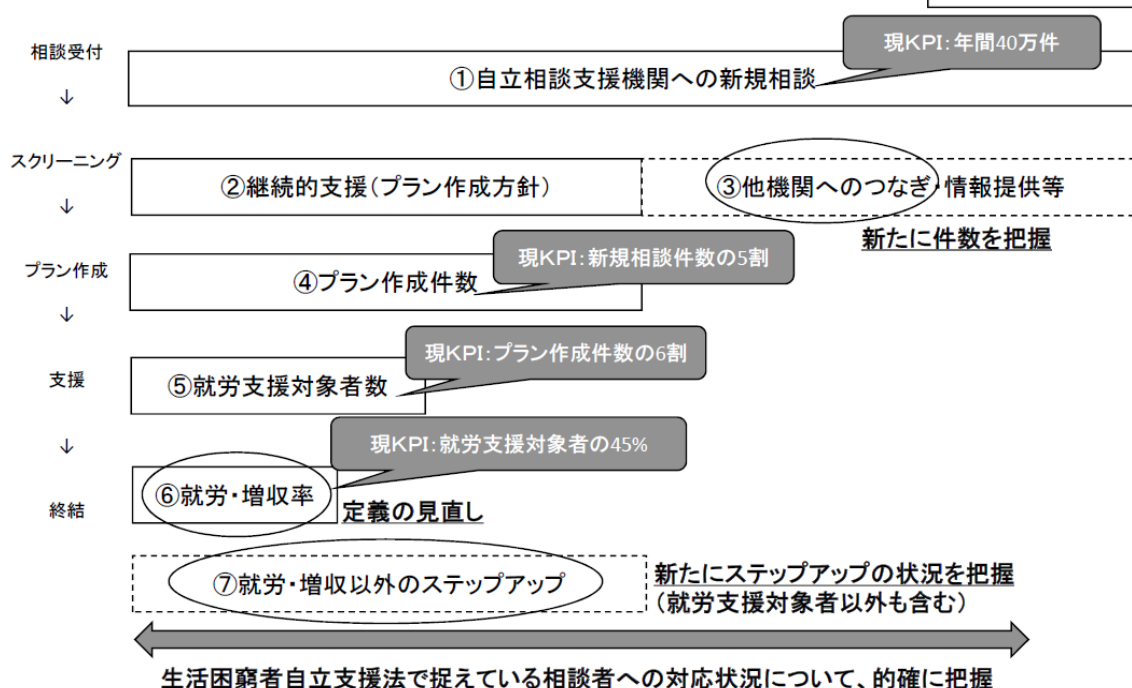
- ▶ 厚生労働省は、全国の支援状況調査の集計結果(平成 29 年 6 月分)を公表した。

	新規相談受付件数 (①)		プラン作成件数 (②)		就労支援対象者数 (③)		就労者数		増収者数		就労・増収率 (④) (⑤+⑥)/③
	人口 10万人 あたり		人口 10万人 あたり		人口 10万人 あたり		うち 就労支援対象 プラン作成者分 (⑤)		うち 就労支援対象 プラン作成者分 (⑥)		
都道府県 (管内市区町村含む)	12,444	15.2	3,167	3.9	1,689	2.1	1,406	937	422	262	71%
指定都市	5,612	20.5	2,423	8.9	677	2.5	518	370	102	76	66%
中核市	2,846	15.0	712	3.7	380	2.0	326	246	63	42	76%
合計	20,902	16.3	6,302	4.9	2,746	2.1	2,250	1,553	587	380	70%

《参考》

生活困窮者自立支援制度における 新たな評価指標の着眼点

平成28年3月3日
平成27年度社会・援護局
関係主管課長会議
資料4 追加配布資料



➤ 2017.7.27 第 5 回生活困窮者自立支援及び生活保護部会: 都道府県、町村、社会福祉法人の役割等

- ▶ 厚生労働省は、第 5 回「生活困窮者自立支援及び生活保護部会」を開催し、都道府県、町村、社会福祉法人の役割等について検討した。
- ▶ また、生活保護制度に関する国と地方の実務者協議での 6 回にわたる議論の整理の報告のほか、医療扶助の適正化・生活保護受給者の健康管理の今後の取組について議論があった。

《都道府県、町村、社会福祉法人の役割に関する論点》

1. 都道府県の役割について

○市・福祉事務所設置町村(以下「市等」という。)が行う事務・支援の充実に向け、人材養成やスーパーバイズ、支援ネットワークづくり、事業の共同実施や特に広域行政である就労や医療、居住の分野での市等に対する支援等、都道府県はどのような役割を果たすべきか。

2. 町村部における支援のあり方について

○現行では福祉事務所未設置町村は生活困窮者自立支援法の実施主体とならないが、実施主体となることについてどう考えるか。

(検討の視点(例)) 他の福祉行政(介護、障害、地域共生社会づくり等)との連携の観点から

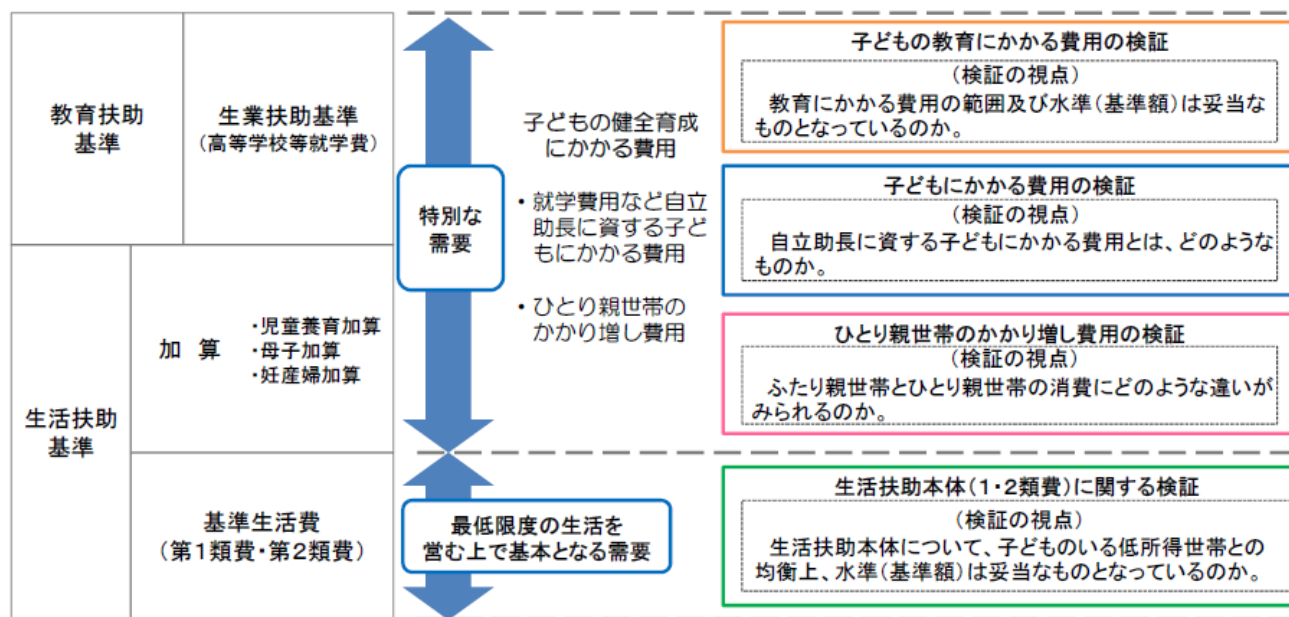
3. 社会福祉法人の役割について

○「地域における公益的な取組」も踏まえ、社会福祉法人が生活困窮者の自立支援をより積極的に行うために、どのようなことが必要か。

➤ 2017.7.26 第30回社会保障審議会生活保護基準部会：生活扶助基準、有子世帯の扶助・加算の検証

- ▶ 厚生労働省は、第30回社会保障審議会生活保護基準部会を開催した。生活保護基準の水準の検証は、モデル世帯を設定し、年間収入階級別に消費動向の変化を分析して検討を実施。
- ▶ 有子世帯の扶助・加算の検証については、一般世帯との均衡だけではなく、子どもの貧困対策の観点から、生活保護制度において保障すべき子どもの健全育成にかかる費用の範囲及び水準について、生活扶助基準(第1類費及び第2類費)の検証と一体的に検証を行うこととしている。
- ▶ 現行の扶助・加算の体系を踏まえ、以下右枠の4つの項目に分けての検証が提案された。

《有子世帯の扶助・加算の検証の考え方(案)》



(検証に当たっての留意点)

- 子どもにかかる費用について、生活扶助本体で保障すべき範囲とその他の扶助・加算として保障すべき範囲をどのように考えるか。
- 全国消費実態調査は世帯単位の消費データという制約がある中で、子どもにかかる費用についてどのような方法で分析を行うか。

➤ 2017.7.11 第4回生活困窮者自立支援及び生活保護部会：子どもの貧困への対応等

- ▶ 厚生労働省は、第4回「生活困窮者自立支援及び生活保護部会」を開催し、子どもの貧困への対応、高齢者に対する支援のあり方、家計相談支援・生活福祉資金のあり方について検討した。

《子どもの貧困への対応に関する論点》

1. 子どもの学習支援事業について

○貧困の連鎖防止・子どもの貧困対策の観点から、子どもの学習支援事業の取組を強化すべきではないか。取組強化の方向性についてどのように考えるか。

- ・ 学習支援にとどまらず、世帯支援につなげることや子どもへの生活支援を行うことを含め、事業の標準的な内容をどう考えるか。
- ・ 高校中退した人など特に困難を抱える子どもへの支援のあり方をどう考えるか。
- ・ 他の子どもの学習を支援する事業との関係をどのように考えるか。

2. 生活保護世帯の大学等への進学支援について

○生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援について、最低生活保障と自立の助長という制度の目的からみて、現在の支援策をどのように評価するか。

○今後、大学等への進学を支援する上で、どのような方策が必要と考えられるか。

《高齢者に対する支援のあり方に関する論点》

○高齢期になってから生活困窮や生活保護に至ることを防ぐ観点から、その前の時期のうちに支援につながり、将来を見据えた就労支援によりできるだけ就労収入を得られるようにしておくことや、家計相談支援により家計管理ができる力を身につけておくことが重要ではないか。

○生活に困窮する高齢者への支援のあり方をどう考えるか。

- ・ 生活状況によって異なる「働いて2～3万円の収入を得たい」「なるべく多くの収入を得たい」といった多様な就労支援ニーズにどのように対応するか。
- ・ 現役時代と異なる収入水準で生活していくための家計管理をどのように支えるか。
- ・ 低所得高齢者の居住実態を踏まえると、どのような支援が必要となるか。

《家計相談支援・生活福祉資金のあり方に関する論点》

1. 家計相談支援事業について

○家計相談支援事業の必須化についてどう考えるか。

- ・ 多重債務問題等、個々の世帯の家計を巡る状況をどう認識するか。
- ・ 家計相談支援事業が持つ、家計面に関する専門性を持ったきめ細かな相談支援は、どの自治体でも必要なのではないか。
- ・ 自立相談支援事業との関係をどのように考えるか。
- ・ 家計相談支援事業の専門性をどのように確保していくか。また、小規模な自治体においても専門性が確保されるためにどのような工夫があるか。

○生活保護受給者については、金銭を適切に管理できない者に対する金銭管理支援に加えて、家計相談支援が特に効果的な場合もあるのではないか。

- ・ どのような生活保護世帯に対して家計相談支援を行うことが効果的か

2. 生活福祉資金貸付制度について

○生活困窮者自立支援制度の側からは、使いやすい資金の貸付制度が必要であるという要請がある一方、生活福祉資金制度の側からは、償還の確保が必要であるという要請がある。この両者の要請を踏まえ、生活困窮者自立支援制度と生活福祉資金貸付制度のあり方についてどのように考えるか。

- ・ 貸付要件 ・ 貸付決定までの期間 ・ 手続、必要書類等 ・ 長期間の貸付者への支援のあり方
- ・ 家計相談支援事業との連携

○現在の生活福祉資金貸付制度では対応できないような当座の資金ニーズへの制度的対応の必要性

についてどう考えるか。 ・多くの市区町村社会福祉協議会が独自の資金貸付を行う中、一律の制度によりニーズに沿った柔軟な対応が確保できるか。 ・現状、財源の確保を含めて自治体に対応が委ねられていることをどう考えるか。 ○年金担保貸付事業の廃止を踏まえ、現に年金担保貸付を繰り返し利用している等、これまでの貸付対象になっていた高齢者の家計をどのように支えていくか。 ・現行の生活福祉資金貸付の対象にはならないが、自立を支援する観点から何らかの貸付が必要となる者はいるか。 ・支出を抑えることができない等の課題を抱える者に対しては、貸付がなくとも家計を維持できるようにする観点から、家計相談支援事業における対応が必要ではないか。
➤ 2017.6.27 第 3 回生活困窮者自立支援及び生活保護部会：一時生活支援事業等 ▶ 厚生労働省は、第 3 回「生活困窮者自立支援及び生活保護部会」を開催し、一時生活支援・居住支援等のあり方等に関して、居住支援に関する有識者へのヒアリングを実施しながら、以下の論点を中心に検討が行われた。あわせて、前回に引き続き、自立相談支援・就労支援のあり方についても検討が行われた。 《一時生活支援事業に関する論点》 ○ ホームレスの高齢化・路上生活の長期化も見られる中、効果的に自立支援が行われるためにはどのようなことが考えられるか。 《生活保護受給者の住まう場に関する論点》 ○ 無料低額宿泊所については、いわゆる「貧困ビジネス」と言われる悪質な事業者の規制に係る法令の規定を整備する必要があるのではないか。 ○ 無料低額宿泊所において生活支援サービスを提供している場合、その提供にかかるコストはどのように賄われることが適当であるか。 ○ 保護施設については、平成 16 年の報告書以降の取組をどのように評価し、今後どのような役割を期待するか。 《新たな居住支援に関する論点》 ○ 安価な家賃の住宅の確保等については、新住宅セーフティネットにより制度的対応がなされたが、今後、実効性のある施行に向けて、福祉・住宅行政がどのように連携していくか。 ○ 生活困窮者は孤立の課題を抱えており、安心して住まうために、孤立の解消に向けた支援や見守りをどのように提供していくか。
➤ 2017.6.8 第 2 回生活困窮者自立支援及び生活保護部会：自立相談支援、就労支援 ▶ 厚生労働省は、第 2 回「生活困窮者自立支援及び生活保護部会」を開催し、自立相談支援のあり方、就労支援のあり方に関して、就労支援の実践者へのヒアリングを実施しながら、それぞれの論点について検討が行われた。 《自立相談支援のあり方に関する論点》 1. 自立相談支援事業に生活困窮者をつなげる仕組み ○ 支援が必要な人を相談につなげるため、自治体の各部署が生活困窮の端緒を把握した際、本人・世帯に対して自立相談支援事業を案内する取組を推進する必要があるのではないか。 ○ また、社会福祉法改正により、地域力強化の取組が進むことで、地域から課題を抱える世帯が浮かび

上がってくることが想定される。そうした地域の動きを自立相談支援事業でしっかり受け止め、多機関協働の中核を担っていくべきではないか。

2. 支援における情報共有の仕組み

- 関係機関が把握している情報を共有しながら、効果的な支援をしているケースとはどのようなものがあるか。※本人同意があることが前提。
- 上記のような支援を行おうとする場合に、セルフネグレクト状態、支援拒否、連絡がつかない等により本人同意が取れないために情報共有ができず、支援が滞る場面があるか。そうした場合、本人同意が取れなくとも情報共有できる枠組みの必要性についてどう考えるか。

3. 「断らない」相談支援の実現

- 生活困窮者をしっかりと支援につなげるための「断らない」相談支援を担保する方策についてどう考えるか。

4. 自立相談支援事業の体制

- 自立相談支援事業の体制面と、新規相談件数には相関関係が見られることを踏まえ、自立相談支援事業の体制をどう考えるか。

《就労支援のあり方に関する論点》

1. 生活困窮者自立支援法について

(1) 就労準備支援事業

- 就労準備支援事業の必須化についてどう考えるか。
- 就労準備支援事業の対象者(年齢や資産収入要件)をどう考えるか。

(2) 認定就労訓練事業

- 認定就労訓練事業の箇所数を増やしていくことについてどう考えるか。

(3) 無料職業紹介事業

- 就労体験の事業所で一般就労に移行しようとする場合等、自治体又は自立相談支援事業の実施者が無料職業紹介事業を行えることが効果的な支援につながる場合があることから、地方分権一括法による見直しも踏まえ、全国での実施促進をどのように考えるか。

2. 生活保護について

- 平成 25 年の生活保護法改正で規定された被保護者就労支援事業等について、事業参加者の増加や就労・増収率をさらに向上させていくためには、どのような取組が必要か。

➤ 2017.6.6 第 29 回社会保障審議会生活保護基準部会：平成 29 年度生活扶助基準検証の進め方

- ▶ 厚生労働省は、第 29 回社会保障審議会生活保護基準部会を開催した。これまでの生活保護基準見直しの影響について資料を示し、平成 29 年度生活扶助基準検証の進め方について議論した。

《平成 29 年度生活扶助基準検証の進め方》

検証作業方針(案)

- 今回の生活扶助基準の検証に当たっては、収入階層による消費の違いを分析するために、モデル世帯を設定してはどうか。
- モデル世帯を設定するに当たっては、年齢階級別にみた生活状況等を踏まえ、「高齢単身世帯」と「夫婦子1人世帯」の2つのパターンを設定してはどうか。
- 「高齢単身世帯」については、平成19年検証では60歳以上を対象としていたが、近年の高齢者の生活状況を踏まえ、65歳以上を対象としてはどうか。

《平成29年度生活保護基準部会の検証作業スケジュール(案)》

○ 平成28年度中に本部会においてとりまとめた「平成29年度における生活保護基準の検証作業の進め方」に従って、以下のスケジュールで検証作業を進め、年内を目途に一定の報告書を取りまとめる。

平成29年6月(第29回) 生活扶助基準に関する検証 その他の扶助・加算の検証

平成29年7月～10月頃 生活扶助基準に関する検証 有子世帯の扶助・加算に関する検証
就労インセンティブの効果検証 級地制度に関する検証

平成29年11月～12月頃 検証結果(案)の妥当性の確認と全体を通じた議論 報告書のとりまとめ

【参考】生活保護基準部会検討作業班における作業の進捗状況について

○ 生活保護基準部会検討作業班において、平成29年1月からデータ分析に関する議論を計5回実施。

○ これまでの議論については、生活扶助の検証を中心に、基準見直しの影響分析や50分位の設定方法について議論を行ったところであり、引き続き各検証項目について議論を続けていく。

➤ 2017.5.23 ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)結果・公表

▶ 厚生労働省は、平成 29 年1月に実施したホームレスの実態に関する全国調査(目視による概数調査)結果をとりまとめ、公表した。

▶ 本調査は、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法及びホームレスの自立の支援等に関する基本方針に基づき実施される施策の効果を継続的に把握することを目的とするものである。

《概要》

1. ホームレスが確認された自治体は、308 市区町村(去年は、328 市区町村)であり、20 市区町村(▲6.1%)減少している。

2. 確認されたホームレス数は、5,534 人(男性 5,168 人、女性 196 人、不明 170 人)であり、昨年と比べて 701 人(▲11.2%)減少している。

3. ホームレス数が最も多かったのは東京都(1,397 人)である。次いで多かったのは大阪府(1,303 人)、神奈川県(1,061 人)である。なお、東京都 23 区及び指定都市で全国のホームレス数の約 4 分の 3 を占めている。

4. ホームレスが確認された場所の割合は、昨年から大きな変化は見られなかった。

(「都市公園」23.0%、「河川」31.1%、「道路」18.0%、「駅舎」4.2%、「その他施設」23.8%)

* ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)結果

http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000164823_1.html

➤ 2017.5.11 第1回生活困窮者自立支援及び生活保護部会

▶ 厚生労働省は、社会保障審議会のもとに新たな部会「生活困窮者自立支援及び生活保護部会」(部会長:宮本 太郎 中央大学法学部 教授、部会長代理:駒村 康平 慶應義塾大学経済学部 教授)を設置・開催した。

▶ 「生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理 とりまとめ」(平成 29 年 3 月 17 日)を前提に、自立支援制度と生活保護制度とを一体的に議論し、年内に改革の方向性を打ち出し、平成 30 年の通常国会に必要な改正法案の提出を含め検討。

▶ 第1回はキックオフで、5月から7月目途に4回の部会を開催し、テーマ毎に検討を行う。8月以降は、前半の議論を踏まえ、さらに検討を進める。

《検討テーマ》

○自立相談支援のあり方 ○就労支援のあり方 ○家計相談支援のあり方 ○子ども・高齢者

○一時生活支援のあり方 ○居住支援・生活支援のあり方 ○健康管理 ○国と地方の協議の報告 ○都道府県、社会福祉法人等の役割等
➤ 2017.4.21 生活保護受給者の宿泊施設及び生活支援の在り方に関する意見交換会 ▶ 厚生労働省は、無料低額宿泊所等の中には、劣悪な住居を提供し高額な利用料を徴収するなど、いわゆる「貧困ビジネス」との指摘を受けるような事例も存在する状況等を踏まえ、生活保護受給者の宿泊施設及び生活支援の在り方をテーマに、関係者による意見交換会を開催している。 ▶ これまでの無料低額宿泊所等への取組の経緯や社会保障審議会生活保護基準部会報告書（平成 27 年 1 月 9 日）をもとに会議を進めている。 ▶ 第 6 回では、第 1 回から第 5 回までの議論を踏まえて意見交換した。 《主な検討事項》 ○単独での自立生活が困難な生活保護受給者の状態像及びニーズの所在 ○こうした者に対して無料低額宿泊所等において提供されている生活支援の実態 ○生活支援を行う事業の在り方と宿泊施設への取組方針 等 《議論の経過》 ○第 1 回（10 月 21 日）：現状認識と課題等 ○第 2 回（12 月 21 日）：宿泊施設による支援ニーズへの対応 ○第 3 回（2 月 2 日）：宿泊施設の実情 ○第 4 回（2 月 13 日）：宿泊施設と生活支援における行政との関係 ○第 5 回（3 月 22 日）：これまでの意見を踏まえた意見交換。意見交換
➤ 2017.3.17 「生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理」とりまとめ ▶ 生活困窮者自立支援法の附則に基づき、「経済・財政再生計画改革工程表」（平成 27 年 12 月 24 日）においては「2017 年度の次期生活保護制度の在り方の検討に合わせ、第 2 のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度の在り方について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる（法改正を要するものに係る 2018 年通常国会への法案提出を含む）」とされている。 ▶ 厚生労働省は、社会保障審議会での議論の前段として、今後の生活困窮者自立支援のあり方等について論点整理を行うための検討会を設置・開催している。 ▶ 生活困窮者自立支援法の施行上の課題を中心に、今後の生活困窮者自立支援のあり方等に関して検討し、論点の整理を行う。なお、検討会では、一億総活躍プラン（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）を踏まえ、地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会での議論を念頭に置きつつ検討を進めるとしている。 ▶ 自立相談支援事業については、広く相談を受けとめるための関係機関との連携の実態、潜在的な支援ニーズ等が論点とされている。また、就労支援については、ニーズにそった事業体系となっているか、また、自立支援と地域づくりの両面からの事業の効果と課題等が議論されてきた。 ▶ 7 回の検討会を経て、「生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理」をとりまとめ公表した。 《生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理・抜粋》 1 生活困窮者自立支援法の果たしてきた役割、課題と今後の方向性 ～全国各地の支援を太く大きく育てていくために～

【法制度のあり方を充実するための8つの視点】

- (1) 日々の生活に追われ、また、自尊心の低下等により、自ら自立相談支援機関へ相談することの難しい人にも確実に支援を行えるようにし、生活困窮の深刻化を予防すること。
 - (2) 自立相談支援機関における相談機能は、包括的な支援の「入口」として、経済的困窮の課題を抱える人であるかどうかに関わらず、社会的孤立や生きづらさを含め、すべての相談を断らないことを基本とすること。
 - (3) 法の支援を積極的に展開していくために、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、生活困窮者を含め地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築することを基本に据えること。こうした仕組みの構築を、個別支援を通じて実現していくこと。
 - (4) 包括的な支援をより的確、効果的に行うために、就労、家計面の支援を全国的に充実すること。
 - (5) 就労、家計面と共に自立を支える要素である居住面について、現行法において想定されている一時的・過渡的な支援に加えて、本来的に長期継続性のある「住まう」ための支援を行えるようにすること。
 - (6) 貧困の連鎖防止、子どもの貧困への対応の観点から、家族の基盤が弱い子ども、家族を頼れない子どもの存在も念頭に、子どもに対する学習を始めとした総合支援とともに、子どものための世帯支援を強化すること。
 - (7) 高齢の生活困窮者に対し、本人の意向を踏まえつつ就労、家計、居住面の支援が組み合わせられるよう、支援体系を整備すること。
 - (8) 地域の自発性を重視しつつも、実施主体である自治体の役割を明確化して自治体ごとの支援体系を底上げし、全国的な支援の質を向上すること。その際には、自治体間の協力等の創意工夫も期待されること。
- もとより、生活困窮者の自立支援は、法や他制度に基づき実施される支援だけでは完結しない。今後の法のあり方は、こうした自立支援の本質に沿って、地域社会・資源との間で開かれた柔軟な関係性を持てるものでなければならない。
- この検討会は、生活困窮者自立支援に様々な立場で携わる構成員により、7回にわたる白熱した議論をしてきた。この論点整理は、その議論の「熱」をそのまま生かしてとりまとめたものである。今後、厚生労働省の社会保障審議会において、この論点整理についての具体的な制度設計の検討が進められることと併せ、生活困窮者の自立支援が社会的課題として意識づけられ、多くの力の参画を得て広がっていくことを強く期待する。

2 今後さらなる対応を要する課題と主な論点(個別論点)

まだ支援につながっていない生活困窮者への対応

- ・ 自ら自立相談支援機関へ相談することの難しい人にも確実に支援することが必要
- ・ 経済的困窮かどうかに関わらず、すべての相談を断らないことを徹底することが必要

→(1)自立相談支援事業のあり方に関する論点

- ・ 自立相談支援事業において自治体が支援員をしっかりと配置できるような枠組みの必要性
- ・ 関係機関において既に生活困窮の端緒を把握している人をしっかりと相談につなげる仕組みの必要性(生活保護、税部門、学校等)
- ・ 都道府県等の関係機関(地域自殺対策推進センター等)との連携強化
- ・ 法の対象者のあり方

支援メニューの不足

- ・ 地域に就労の場等を求める取組は試行錯誤している自治体も多い段階
- ・ 就労準備支援・家計相談支援は、支援において不可欠だが、実施率は約3割～4割

- ・住まいを巡る課題への支援の不足
- ・当座の資金ニーズへの対応
- ・生活保護の支援との一貫性の確保の必要性

対象者に応じた支援の必要性

- ・貧困の連鎖防止・子どもの貧困への対応、高齢の生活困窮者への支援が社会的課題 自治体の取組のばらつき
- ・先進的に取り組む自治体と取組が脆弱な自治体の差の拡大

→(2)就労支援のあり方に関する論点

- ・就労準備支援事業の必須化
- ・自治体における無料職業紹介の積極的な取組
- ・認定就労訓練事業所に対する経済的インセンティブ

(3)家計相談支援のあり方に関する論点

- ・家計相談支援事業の必須化

(4)子どもの貧困への対応に関する論点

- ・子どもの学習支援事業の内容の標準化と、貧困の連鎖防止のための総合的な事業としての再構築
- ・学習支援を世帯支援につなげる

(5)一時生活支援のあり方に関する論点

- ・一時生活支援事業の広域実施推進

(6)居住支援のあり方に関する論点

- ・どのような居住支援が考えられるか
- ・新たな住宅セーフティネットの活用

(7)高齢者に対する支援のあり方の論点

- ・高齢者への就労、居住支援
- ・高齢期になる前の予防的支援

(8)関連する諸課題に関する論点

- ・生活福祉資金の貸付要件等の見直し
- ・生活保護との間での支援の一貫性の確保

(9)支援を行う枠組みに関する論点

- ・制度理念の法定化、人材養成研修のあり方
- ・基礎自治体を支援する都道府県の役割、町村部の施行に町村役場が当事者として参画する枠組みの必要性
- ・社会福祉法人が行う生活困窮者に対する支援との連携

《議論の経過》

- 第1回(10月6日):座長の選任(宮本 太郎 中央大学 教授)、生活困窮者自立支援法の施行状況
- 第2回(10月24日):自立相談支援事業、就労支援
- 第3回(11月14日):家計相談支援事業、貧困の連鎖防止(子どもの学習支援事業等)、
住居確保給付金、一時生活支援事業
- 第4回(12月1日):高齢者に対する支援、社会福祉法人の役割、人材養成研修 等
- 第5回(12月19日):生活福祉資金、生活保護との関係、都道府県の役割と町村部の支援のあり方、
地域づくりについて、報告(地域力検討会の状況について)
- 第6回(1月23日):前回までの指摘事項に関して、論点整理(案)について
- 第7回(3月6日):論点整理(案)について

➤ 2017.1.25 社会保障審議会生活保護基準部会(第28回):平成29年度検証

- ▶ 生活扶助基準の5年に一度の検証(次回:平成29年)に向けた議論を進めている。平成27年の骨太の方針において、平成29年の生活扶助基準の検証に合わせ、制度全般についても見直しの検討をするよう指摘されていることも踏まえ検討している。
- ▶ 生活扶助基準のあり方については、平成29年12月の報告書のとりまとめに向け、平成28年末までに各課題の検証手法について議論し、その後データ分析や消費関連データ等の分析に基づく検証の実施と見直しの方向性を議論している。
- ▶ また、平成30年度に向けて、生活保護法及び生活困窮者自立支援法の改正を平成29年度に検討する予定である。
- ▶ 第28回会議では、平成29年度における生活保護基準の検証作業の進め方について議論した。

《平成29年度における生活保護基準の検証作業の進め方(案)・抜粋》

◎平成29年度の生活保護基準の検証については、本部会における議論を踏まえ、次の項目について順次検証に取り組むこととする。

1. 生活扶助基準に関する検証

(1)基本的な考え方

○生活扶助基準の検証については、全国消費実態調査等を基に、現行の「水準均衡方式」の考え方である一般国民の消費水準と生活扶助基準の均衡が図られているかという観点により検証することを基本としつつ、一般国民世帯と生活保護受給世帯の生活の質を考慮するなど、多角的な視点から行う。

(2)平成29年度の検証作業

- ①生活扶助基準の水準の検証 ②年齢・世帯人員・地域別の基準額の体系の検証
- ③生活扶助基準見直しによる影響の把握 ④新たな検証手法の検討

2. 有子世帯の扶助・加算に関する検証

(1)基本的な考え方

○有子世帯の扶助・加算の検証については、これまで基準部会において重ねてきた議論を踏まえ、一般世帯との均衡だけではなく、子どもの貧困対策の観点から生活保護制度において保障すべき子どもの健全育成にかかる費用の範囲及び水準について、生活扶助基準(第1類費及び第2類費)の検証と一体的に検証を行う。

(2)平成29年度の検証作業

①子どもの健全育成にかかる費用の範囲及び水準の検証

- a)消費実態を踏まえた分析 b)生活実態を踏まえた分析
- c)子どもの就学及び就労実態を踏まえた分析

※a～cの分析に当たっては、ふたり親とひとり親世帯の消費実態の相違点を分析することなどにより、ひとり親世帯特有の費用についても分析を行う。

3. 勤労控除及び就労自立給付金の見直し効果の検証

(1)基本的な考え方

○基礎控除の見直しや就労自立給付金の創設など、これまでの就労促進策の取組みの効果の分析を進め、更なる就労促進対策について検討する。

(2)平成29年度の検証作業

- ①基礎控除の見直し効果の検証 ②未成年者に対する自立支援策の検討
- ③就労自立給付金の創設効果の検証

4. 級地制度に関する検証

(1)基本的な考え方

○級地制度については、昭和 62 年度に見直した以降、本格的な検証を実施していないことに鑑み、まずは調査研究事業により生活水準の地域差の要因分析を行った上で、その実施結果を踏まえて級地制度の在り方を検討する。

(2)平成 29 年度の検証作業

①調査研究事業の内容の検討及び実施

5. その他の扶助・加算に関する検証

(1)基本的な考え方

○各種加算については、まずは生活扶助基準(第 1 類費及び第 2 類費)では賄いきれない特別な需要に対応するものという前提のもと、特別な需要(生活課題)が何か、その特別な需要に対応するためにはどのような費用が必要かという観点から、他法他施策との関係にも十分留意しながら検証を行う。

○あわせて、生活扶助本体(第1類費及び第2類費)と各種加算との関係についても、それぞれの扶助・加算の性格や検証する場合の考え方など、生活保護基準体系の整理を行いつつ、継続して検討を行う。

(2)平成 29 年度の検証作業

①有子世帯の扶助・加算に関する検証(再掲)

②住宅扶助基準見直しによる影響の把握

《議論の経過》

○第 23 回(5 月 27 日):生活保護基準の検証課題と今後の議論の進め方、スケジュール等について

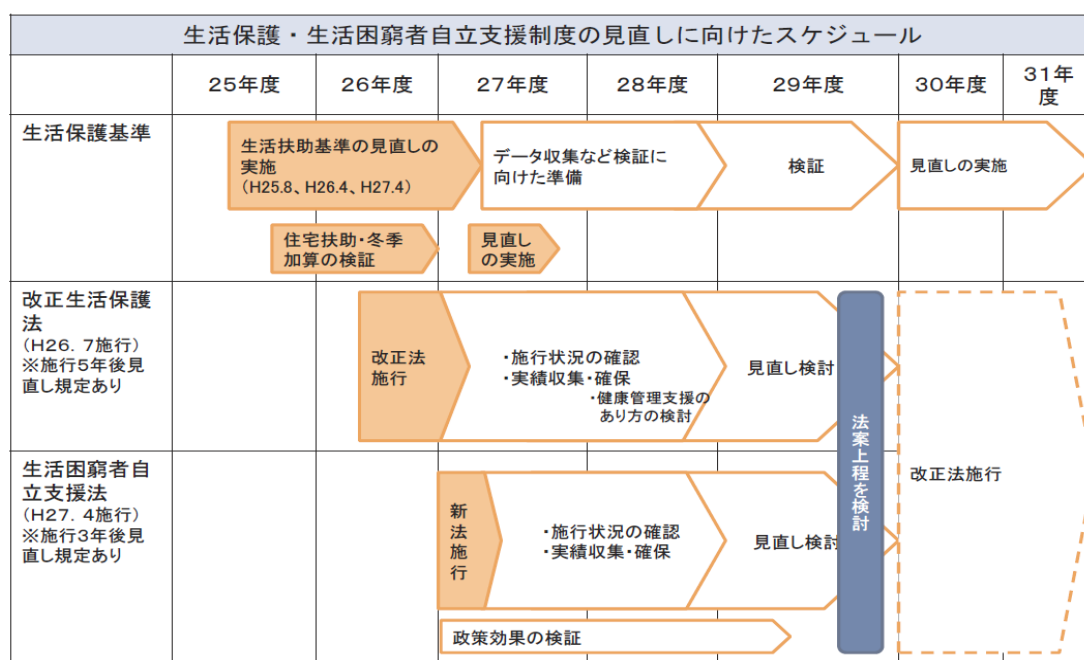
○第 24 回(7 月 15 日):生活扶助基準の水準の検証手法及び今後の検証手法の開発に向けた検討

○第 25 回(10 月 7 日):子どもの貧困対策も踏まえた有子世帯の扶助・加算の検証、その他の扶助・加算における検証に必要なデータの収集・整理及び検証手法の開発に向けた検討

○第 26 回(10 月 28 日):就労・自立インセンティブの強化を踏まえた勤労控除等の見直し効果の検証、級地制度の在り方

○第 27 回(11 月 25 日):平成 29 年検証に関する議論の整理(案)、加算制度における検証方針の基本的方向性、検討作業班の設置

(参考) 今後の生活保護基準・制度の見直しについて



➤ 2017.4.7 生活保護受給者の健康管理支援等に関する検討会

- ▶ 生活保護の医療扶助は、生活保護費の約半分を占めているが、現在、医療機関にかかっている生活保護受給者に対して、健診等データを活用し生活習慣病予防等に取り組むなどの支援が不十分な状況にある。
- ▶ 厚生労働省は、このような課題を踏まえ、今後、福祉事務所における健診等データを活用した健康管理に関する支援について、医療保険における取組も参考としつつ、次期制度見直しに向け、具体的な方策を検討するための検討会を設置・開催している。
- ▶ 第5回では、第4回までの検討内容を踏まえて、議論の「とりまとめ案」が示された。
- ▶ あわせて、今後の進め方(案)が示され、

・生活保護受給者の健康管理支援を行うためのマニュアルの作成

・健診・検査データを福祉事務所において入手する形式等やデータを利活用するためのインフラ整備の検討

について作業を行う実務者等からなるワーキンググループを本検討会の下に開催し、具体化に向けた検討を行うとしている。

《データに基づいた生活保護受給者の健康管理支援について(議論のまとめ)(案) 概要》

I はじめに

II 今後の基本的な方向性

III 生活保護受給者に対する生活習慣病予防・重症化予防のための健康管理支援について

1. 基本的な考え方
2. 生活保護受給者健康管理支援事業の対象者と支援方法
 - (1)データ収集の対象者
 - (2)データの取得
 - (3)支援対象者の絞り込み
 - (4)支援の内容・方法
3. 生活保護受給者健康管理支援事業の流れ
 - (1)実施方針の策定
 - (2)支援対象者の絞り込みと援助計画への明記
 - (3)個別の支援計画の策定と支援の実施
 - (4)効果の評価と見直し

IV 生活保護受給世帯の子どもへの健康・生活支援について

1. 基本的な考え方
2. 子どもへの健康支援の考え方と整理事項について
 - (1)着眼点
 - (2)データの取得
 - (3)支援の考え方

V 生活保護受給者の健康増進に関するデータインフラの整備

1. 基本的な考え方
2. 福祉事務所が活用するためのデータインフラの整備
 - (1)データ分析システムに求められる機能
 - (2)データの標準化とデータの流れ
3. 国において生活保護受給者の健康・医療について分析するためのデータインフラの整備
 - (1)データベースの目的
 - (2)データの流れ

(3)データベースの運用

VI おわりに

《議論の経過》

○第1回(7月26日):「生活保護受給者の健康管理の在り方に関する研究会」報告書に基づく実施状況の報告等

○第2回(9月21日):第1回検討会における指摘事項、健康管理支援の介入方法、有識者ヒアリング

○第3回(11月30日):第2回検討会における指摘事項、健康管理支援の実施方法と評価方法
健康管理支援の実施方法としては、階層化による健康管理支援プランの作成や個別支援計画作成対象者の選定方法、生活の自己管理能力に応じた個別支援計画作成の考え方、取組順位の付け方等を検討。

○第4回(1月18日):第3回検討会における指摘事項、生活保護受給者の医療・健診データ等の情報基盤の構築、子どもへの健康支援

《検討課題》

○生活保護制度における健康管理支援の対象や効果的な実施方法

○データに基づく生活保護受給者の健康管理支援を実施するための情報インフラの在り方 等

《健康管理支援の考え方・抜粋:第2回検討会資料より》

【支援の視点】

- ・ 受給者の自立支援の一環として、受給者の生活全体の中で支援を行う
- ・ 受給者本人の健康への意識と生活スキルを高めるという視点に立つ

【対象者】

- ・ 取組により予防可能である生活習慣病(糖尿病、高血圧、高脂血症)への支援を行う
- ・ 自己管理スキルが確立していない受給者も多いため、すでに何らかの疾患により医療機関に受診している受給者(入院・入所を除く)も支援の対象とする

【仕組みの骨格】

- ・ 福祉事務所が受給者の健康データを用い、集団の特徴に基づいた戦略をたてる
- ・ 受給者の身体的・社会的機能に応じた対応策を作成する
- ・ 福祉事務所は、受給者の生活に関係する各機関と連携し、多職種で協働して健康支援を行う

➤ 2017.2.27 福祉・住宅行政の連携強化のための連絡協議会

- ▶ 生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち生活や住宅に配慮を要する者の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、福祉行政と住宅行政のより一層の緊密な連携を図るため、厚生労働省と国土交通省の関係局職員による情報共有や協議を行うための連絡協議会が設置された。
- ▶ 第2回会議では、新たな住宅セーフティネット制度、生活困窮者自立支援制度見直しの論点整理(案)、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の見直し等について、意見交換を行った。

《議論の経過》

○第1回(12月22日):施策の現状・課題等についての意見交換

- * 生活保護受給者の宿泊施設及び生活支援の在り方に関する意見交換会
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai.html?tid=390337>
- * 生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果 ※厚生労働省 HP
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000092189.html>
- * 生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai.html?tid=382987>
- * 社会保障審議会生活保護基準部会
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126702>
- * 生活保護受給者の健康管理支援等に関する検討会
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai.html?tid=368236>
- * 福祉・住宅行政の連携強化のための連絡協議会
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai.html?tid=404440>

10. 予 算

《直近の動向》

➤ 2017.3.27 平成 29 年度予算：参議院可決・成立

- ▶ 3 月 27 日、参議院予算委員会、本会議で政府案どおり可決・成立した。
- ▶ 29 年度予算案は 2 月 27 日に衆議院で可決され、28 日に参議院で審議入りした。

➤ 2016.12.22 平成 29 年度予算案：閣議決定

- ▶ 政府は、過去最大の一般会計総額 97 兆 4,547 億円となる 29 年度予算案等を閣議決定した。
- ▶ 平成 28 年度当初予算比で+7,329 億円(0.8%)であり、社会保障関係費については「経済・財政再生計画 改革工程表」にもとづく改革の 2 年目にあたり、医療・介護制度改革の着実な実行等により、平成 28 年度比で約 5,000 億円の増に抑えられた。
- ▶ 厚生労働省の一般会計は、30 兆 6,873 億円(平成 28 年度：30 兆 3,110 億円、1.2%増)となった。平成 29 年度予算は、「ニッポン一億総活躍プラン」が策定されてから初めての予算であり、「新三本の矢」、「働き方改革と生産性向上」に沿った施策に焦点を絞り、必要な予算を措置した。

《厚生労働省予算案・概要》

一般会計

(単位：億円)

区 分	28 年度 予算額 (A)	29 年度 予算額 (B)	増△減 額 (C) ((B)-(A))	増△減 率 (C)/(A)
一般会計	303,110	306,873	3,763	1.2%
社会保障関係費	298,631	302,483	3,852	1.3%
その他の経費	4,478	4,390	△89	△2.0%

【平成28年度予算額と平成29年度予算案の社会保障関係費の比較】

(単位：億円)

	28 年度 予算額 (A)	29 年度 予算額 (B)	増△減 額 (C) ((B)-(A))	増△減 率 (C)/(A)
社会保障関係費	298,631	302,483	3,852	1.3%
年 金	112,498	114,249	1,751	1.6%
医 療	115,438	117,685	2,247	1.9%
介 護	29,323	30,130	807	2.8%
福祉等	39,667	39,986	318	0.8%
雇 用	1,704	433	△1,271	△74.6%

平成29年度の社会保障の充実・安定化について

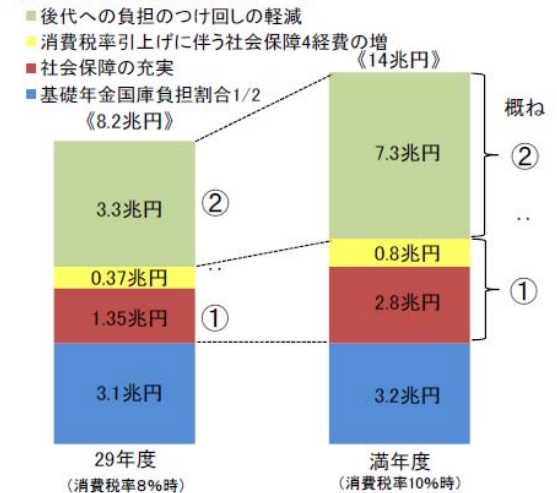
- 消費税率引上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向ける。
- 社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、平成29年度の増収額8.2兆円については、
 - ①まず基礎年金国庫負担割合2分の1に3.1兆円を向け、
 - ②残額を満年度時の
 - ・「社会保障の充実」及び「消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増」と
 - ・「後代への負担のつけ回しの軽減」
 の比率（概ね1：2）で按分した額をそれぞれに向ける。

〈29年度消費増収分の内訳〉

《増収額計：8.2兆円》

○基礎年金国庫負担割合2分の1 (平成24年度・25年度の基礎年金国庫負担割合2分の1の差額に係る費用を含む)	3.1兆円
○社会保障の充実 ・子ども・子育て支援の充実 ・医療・介護の充実 ・年金制度の改善	1.35兆円
○消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増 ・診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増	0.37兆円
○後代への負担のつけ回しの軽減 ・高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費	3.3兆円

(参考) 算定方法のイメージ



(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)である。

(注2) 上記の社会保障の充実に係る消費増収分(1.35兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.49兆円)を活用し、社会保障の充実(1.84兆円)の財源を確保。

(注3) 満年度の計数は、軽減税率導入による減収分についての財源確保分を含む。

事 項	事 業 内 容	平成29年度 予算案 ^(注1)
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の実施	6,526
	社会的養護の充実	416
	育児休業中の経済的支援の強化	17
医療・介護	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等 ・地域医療介護総合確保基金(医療分) ・診療報酬改定における消費税財源等の活用分	904 442
	地域包括ケアシステムの構築 ・地域医療介護総合確保基金(介護分) ・平成27年度介護報酬改定における消費税財源の活用分 (介護職員の処遇改善等) ・在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	724 1,196 429
	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612
	国民健康保険への財政支援の拡充 ・財政安定化基金の造成 (基金の積立残高) ・上記以外の財政支援の拡充	1,100 (1,700) 2,464
	被用者保険の拠出金に対する支援	700
	70歳未満の高額療養費制度の改正	248
	介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	221
	難病・小児慢性特定疾病への対応	2,089
	年金受給資格期間の25年から10年への短縮	256
	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	44
合 計		18,388

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2) 消費税増収分(1.35兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.49兆円)を活用し、上記の社会保障の充実(1.84兆円)の財源を確保。

(注3) 「子ども・子育て支援新制度の実施」の国分については全額内閣府に計上。

(注4) 「育児休業中の経済的支援の強化」の国分のうち、雇用保険の適用分(10億円)は厚生労働省、国共済組合の適用分(0.1億円)は各省庁に計上。

《主な事項》 ※()内:平成 28 年度当初予算

第 1 子どもを産み育てやすい環境づくり

○待機児童の解消等に向けた取組の推進 1,013 億円(982 億円)

○子ども・子育て支援新制度の実施(一部社会保障の充実)

2 兆 4,487 億円(2 兆 2,591 億円)※内閣府予算に計上

・教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実(一部社会保障の充実) 9,167 億円(7,636 億円)

・放課後児童クラブの拡充等(一部社会保障の充実) 725 億円(575 億円)

・保育士等の処遇改善【新規】 503 億円

・企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育サービス 1,313 億円(800 億円)

○児童虐待防止対策の強化・社会的養護の推進 1,490 億円(1,295 億円)

・社会的養護の充実 208 億円(173 億円) 等

第 2 地域包括ケアシステムの構築に向けた安心で質の高い医療・介護サービスの提供

○医療・介護連携の推進 3 兆 298 億円(2 兆 9,383 億円)

(1)地域医療介護総合確保基金による医療・介護提供体制改革(社会保障の充実)

1,085 億円(1,085 億円)

(2)地域包括ケアの着実な実施 2 兆 9,634 億円(2 兆 8,720 億円)

○安定的で持続可能な医療保険制度の運営の確保 11 兆 7,399 億円(11 兆 3,193 億円)

○安心で質の高い介護サービスの確保 2 兆 9,762 億円(2 兆 8,819 億円) ※再掲あり

(1)介護保険制度による介護サービスの確保 2 兆 9,036 億円(2 兆 8,140 億円)

①介護保険制度による介護サービスの確保(一部社会保障の充実)

2 兆 7,262 億円(2 兆 6,531 億円)

②地域支援事業の推進(一部社会保障の充実) 1,569 億円(1,501 億円)

③新しい包括的支援事業の推進(社会保障の充実) 215 億円(195 億円)

④介護人材の処遇改善【新規】 289 億円

⑤介護納付金の総報酬割導入に伴う被用者保険者への財政支援【新規】 94 億円

⑥介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化(社会保障の充実) 111 億円(109 億円)

(2)保険者機能の強化 5.1 億円(5.3 億円)

(3)次世代介護技術の活用による生産性向上 5.3 億円(3 億円)

(4)介護離職防止のための相談機能の強化【新規】 30 兆万円

(5)地域医療介護総合確保基金(介護分)の実施(社会保障の充実) 483 億円(483 億円)

(6)認知症高齢者等にやさしい地域づくりのための施策の推進 88 億円(81 億円)

(7)地域での介護基盤の整備 446 億円(444 億円)

(8)介護保険制度改正等に伴うシステム改修 39 億円(9.6 億円)

(9)生涯現役社会の実現に向けた環境整備等 29 億円(29 億円)

(10)適切な介護サービス提供に向けた各種取組の支援 119 億円(103 億円)

第 3 「働き方改革」の推進などを通じた労働環境の整備・生産性の向上

○非正規雇用労働者の待遇改善、長時間労働の是正等 850 億円(561 億円)

- 人材確保対策の推進や労働生産性の向上等による労働環境の整備 1,319 億円(1,078 億円)
- 地方創生の推進 190 億円(142 億円)
- 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり 107 億円(102 億円)

第4 女性、若者、高齢者、障害者等の多様な働き手の参画

- 女性の活躍推進・ひとり親に対する就業対策の強化 419 億円(313 億円)
- 若者の活躍促進 238 億円(207 億円)
- 高齢者の活躍促進 223 億円(155 億円)
- 障害者、難病・がん患者等の活躍促進 253 億円(201 億円)
- 外国人材の活用・国際協力 64 億円(46 億円)
- 重層的なセーフティネットの構築 354 億円(1,592 億円)
- ・生活困窮者に対する就労支援の強化等【一部新規】 91 億円(68 億円)

第5 健康で安全な生活の確保

- 難病などの各種疾病対策、移植医療対策 1,497 億円(1,483 億円)
- 健康危機管理・災害対策の推進 3.9 億円(3.9 億円)

第6 自立した生活の実現と暮らしの安心確保

- 「地域共生社会」の実現に向けた新たなシステムの構築 240 億円(202 億円)
 - (1)地域の支え合いの再生・活性化、包括的・総合的な相談支援等の推進 27 億円(12 億円)
 - ①「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けた取組の推進 20 億円(5 億円)
 - ② 各分野における相談体制の充実
 - ③多様な地域の支え合いの再生、活性化支援【一部新規】 6.8 億円(6.9 億円)
 - (2)多様な活躍・就労の機会の確保、就労支援の推進(受け手から支え手へ)
 - 【一部新規】(一部再掲) 212 億円(190 億円)
 - (3)民間事業者と協働して行う地域福祉・健康づくり事業の実施【新規】 73 百万円
- 生活困窮者の自立・就労支援等の推進及び生活保護制度の適正実施
 - 2 兆 9,711 億円(2 兆 9,581 億円)
 - (1)生活困窮者自立支援制度の着実な推進及び生活保護制度の適正実施
 - 2 兆 9,620 億円(2 兆 9,513 億円)
 - ①生活困窮者等に対する自立支援【一部新規】 400 億円(400 億円)
 - ②生活困窮者自立支援制度を担う人材養成等の実施 86 百万円(85 百万円)
 - ③生活保護制度の適正実施
 - ・生活保護に係る国庫負担 2 兆 8,803 億円(2 兆 8,711 億円)
 - ・医療扶助の適正実施の更なる推進【新規】 22 億円
 - (2)生活困窮者に対する就労支援の強化等【一部新規】 ※再掲 91 億円(68 億円)
- 福祉・介護人材確保対策等の推進 90 億円(81 億円)
- 自殺対策の推進 30 億円(30 億円)

第7 障害者支援の総合的な推進

- 障害福祉サービスの確保、地域生活支援などの障害児・障害者支援の推進
 - 1 兆 7,260 億円(1 兆 6,098 億円)
 - (1)良質な障害福祉サービス等の確保 1 兆 2,231 億円(1 兆 1,159 億円)
 - (2)地域生活支援事業等の拡充【一部新規】 488 億円(464 億円)
 - (3)障害児・障害者への福祉サービス提供体制の基盤整備 71 億円(70 億円)
 - (4)障害児・障害者への良質かつ適切な医療の提供【一部新規】 2,309 億円(2,301 億円)
 - (5)医療的ケア児に対する支援【新規】 24 百万円

(6)障害者自立支援機器の開発の促進【一部新規】 1.6 億円(1.6 億円)

(7)芸術文化活動の支援の推進【一部新規】(一部再掲・79ページ参照) 2.5 億円(1.5 億円)

○地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策の推進 204 億円(205 億円)

○発達障害児・発達障害者の支援施策の推進 2.1 億円(2 億円)

○障害者への就労支援の推進 153 億円(134 億円)

第 8 安心できる年金制度の確立

○持続可能で安心できる年金制度の運営 11 兆 4,189 億円(11 兆 2,438 億円)

第 9 施策横断的な課題への対応

○社会保障に係る国民の理解の推進、国民の利便性向上等の取組等 6.3 億円(3.2 億円)

主要事項(復旧・復興関連)

○東日本大震災や熊本地震からの復旧・復興の支援 551 億円(430 億円)

(見守り・相談支援の実施、心のケア支援体制の整備、福島県における福祉・介護人材の確保対策、医療等の利用者負担や保険料の軽減、福島県における医療提供体制の整備及び医療人材の養成・確保への支援、社会福祉施設・水道施設等の災害復旧、被災地の雇用ミスマッチ対策、食品中の放射性物質の摂取量の調査等)

○防災対策の推進 2.7 億円(2.4 億円)

➤ 2016.10.11 平成 28 年度第 2 次補正予算:参議院可決・成立

11. 人材確保

《直近の動向》

➤ 2017.8.17 すべての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申される

- ▶ 厚生労働省は、都道府県労働局に設置されているすべての地方最低賃金審議会が、今日までに答申した平成 29 年度の地域別最低賃金の改定額を取りまとめた。
- ▶ これは、7 月 27 日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「平成 29 年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考として、各地方最低賃金審議会で調査・審議した結果を取りまとめたもの。
- ▶ 答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、9 月 30 日から 10 月中旬までに順次発効される予定。

【平成 29 年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント】

- ・改定額の全国加重平均額は 848 円(昨年度 823 円)
- ・全国加重平均額 25 円の引上げは、最低賃金額が時給のみで示されるようになった平成 14 年度以降、昨年度と並んで最大の引上げ
- ・最高額(東京都 958 円)に対する最低額(高知県等 8 県 737 円)の比率は、76.9%(昨年度は 76.6%)。なお、この比率は一昨年度から 3 年連続の改善)

➤ 2017.8.4 平成 28 年度「介護労働実態調査」の結果公表

- ▶ 公益財団法人介護労働安定センターは、平成28年度に実施した「事業所における介護労働実態調査」、「介護労働者の就業実態と就業意識調査」の結果を取りまとめ公表した。

《調査結果のポイント》

■事業所における介護労働実態調査■

1 従業員の過不足

- (1)介護サービスに従事する従業員の過不足状況を見ると、不足感(「大いに不足」+「不足」+「やや不足」)は62.6%(61.3%)であった。また、「適当」が37.0%(38.2%)であった。
- (2)不足している理由については、「採用が困難である」が73.1%(70.8%)、「事業を拡大したいが人材が確保できない」が19.8%(20.3%)、「離職率が高い」が15.3%(15.8%)であった。
- (3)採用が困難である原因は、「賃金が低い」が57.3%(57.4%)、「仕事がきつい(身体的・精神的)」が49.6%(48.3%)であった。

2 介護サービスを運営する上での問題点

「良質な人材の確保が難しい」が55.3%(53.6%)「今の介護報酬では人材の確保・定着のために十分な賃金を払えない」が50.9%(53.8%)であった。

3 賃金等

労働者の所定内賃金[月給の者]は224,848円(217,753円)であった。また、賞与は「賞与あり」が54.7%であり、「賞与あり」と答えた回答者の平均額は424,390円であった。

(注)労働者：事業所管理者(施設長)を除く。

4 過去3年間に介護を理由に退職した従業員の有無

「介護を理由に退職した従業員はいた」が23.4%(23.5%)であった。

5 採用率・離職率

1年間[平成27年10月1日から平成28年9月30日]の採用率の状況は19.4%(20.3%)であった。また、離職率の状況は16.7%(16.5%)であった。

■介護労働者の就業実態と就業意識調査■

6 仕事を選んだ理由

「働きがいのある仕事だと思ったから」が52.4%（52.2%）であった。

7 労働条件等の不満

「人手が足りない」が53.2%（50.9%）、「仕事内容のわりに賃金が低い」が41.5%（42.3%）、「有給休暇が取りにくい」が34.9%（34.6%）であった。

8 仕事（職種）・勤務先に関する希望

「今の仕事（職種）を続けたい」が53.7%（65.5%）であった。

「今の勤務先で働き続けたい」が56.5%（57.5%）であった。

9 介護関係の仕事をやめた理由

「職場の人間関係に問題があったため」が23.9%（25.4%）であった。

➤ 2017.7.27 第49回中央最低賃金審議会

- ▶ 厚生労働省は、第49回中央最低賃金審議会を開催した。
- ▶ 中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告では、公益委員見解として、平成29年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安を示した。

平成29年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	26円
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	25円
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡	24円
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	22円

➤ 2017.6.27 第48回中央最低賃金審議会

- ▶ 厚生労働省の中央最低賃金審議会は、2017年度の最低賃金の引き上げに向けた議論を始めた。
- ▶ 政府は3月にまとめた働き方改革の実行計画で、最低賃金の「年3%程度」の引き上げとともに全国平均で1000円をめざす方針を示している。

《働き方改革実行計画（関係部分抜粋）》

「～、最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1000円になることを目指す。このような最低賃金の引き上げに向けて、中小企業、小規模事業者の生産性向上等のための支援や取引条件の改善を図る。」

➤ 2017.6.16 労働政策審議会建議 同一労働同一賃金に関する法整備について

- ▶ 労働政策審議会（会長 樋口 美雄 慶應義塾大学商学部教授）は、6月16日、厚生労働大臣に対し、同一労働同一賃金に関する法整備について建議を行った。
- ▶ 平成29年4月から、労働条件分科会・職業安定分科会・雇用均等分科会同一労働同一賃金部会（部会長 守島 基博 学習院大学経済学部経営学科教授）において、6回にわたり議論を重ねてきたもの。

《同一労働同一賃金に関する法整備について（建議）》 ※抜粋（下線、全社協政策企画部）

1 基本的考え方

○ 賃金等の待遇は、労使によって決定されることが基本である。しかしながら同時に、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の是正を進めなければならない。このためには、
(1) 正規雇用労働者-非正規雇用労働者両方の賃金決定基準・ルールを明確化、

- (2) 職務内容・能力等と賃金等の待遇の水準の関係性の明確化を図るとともに、
 (3) 教育訓練機会の均等・均衡を促進することにより、一人ひとりの生産性向上を図る
 という観点が重要である。

また、これを受けて、以下の考え方を法へ明記していくことが適当である。

- ・ 雇用形態にかかわらず公正な評価に基づいて待遇が決定されるべきであること
- ・ それにより、多様な働き方の選択が可能となるとともに、非正規雇用労働者の意欲・能力が向上し、労働生産性の向上につながり、ひいては企業や経済・社会の発展に寄与するものであること

○ その上で、不合理な待遇差の実効ある是正のため、昨年末に政府が提示した「同一労働同一賃金ガイドライン(案)」について、関係者の意見や改正法案についての国会審議を踏まえ、当部会で審議し、最終的に確定していくとともに、確定したガイドラインの実効性を担保するため、労働者が司法判断による救済を求める際の根拠となる規定の整備、労働者に対する待遇に関する説明の義務化、行政による裁判外紛争解決手段等の整備など、法改正を行うことにより、企業内における正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消を実効ある形で進め、どのような雇用形態を選択しても納得が得られ、個人個人が、自らの状況に応じて多様な働き方を自由に選択できるようにしていく必要がある。

➤ 2017.3.28 社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会

- ▶ 同委員会がとりまとめた「2025 年に向けた介護人材の確保～量と質の好循環の確立に向けて～」(平成 27 年 2 月 25 日)では、介護人材の類型化・機能分化については、実態を把握・検証し、具体的な検討・整理を進めること、また、平成 28 年度を目途に一定の方向性を示すべきとされているところであり、平成 28 年 10 月 5 日に委員会での議論が再開された。
- ▶ 介護人材が担う機能とキャリアパス、社会福祉士のあり方が検討事項とされており、平成 29 年 3 月の報告書とりまとめに向け議論が進められている。
- ▶ 第 10 回会議では、介護人材の機能とキャリアパスの実現に向けて、社会福祉士に求められる役割等について議論した。
- ▶ 今後求められる機能としては、地域共生社会の実現に資する「包括的な相談支援体制の構築」や「住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり」を推進における機能の発揮がますます期待されている。

≪議論の経過≫

- 第 6 回(10 月 5 日):介護人材の機能とキャリアパス
- 第 7 回(11 月 14 日):介護人材の機能に応じた育成のあり方
- 第 8 回(12 月 13 日):介護人材の機能とキャリアパスの実現、社会福祉士のあり方
- 第 9 回(12 月 13 日):ソーシャルワークの機能

≪検討事項≫

検討課題	具体的な検討内容(例)
介護人材が担う機能	・介護人材の業務実態等の把握・検証について ・多様な人材が携わる介護現場における目指すべき姿について ・介護人材(特に介護福祉士)が担うべき役割と求められる能力について
介護人材のキャリアパス	・介護福祉士の担うべき役割を踏まえたキャリアパス ・介護人材のすそ野の拡大に向けた入門的研修の導入について ・介護分野に参入した介護人材のキャリアパスの全体像について

社会福祉士のあり方	・社会福祉士のさらなる活躍の場の創出について ・専門性の高い社会福祉士の養成について ・社会福祉士に対する理解促進について
※現時点でのものであり、今後、追加・変更がありうる。	
➤ 2017.3.28 働き方改革実現会議(第10回):働き方改革実行計画	
▶ 政府は、「ニッポン一億総活躍プラン」等を踏まえ、働き方改革の実現を目的とする実行計画の策定等の審議のため、働き方改革実現会議(議長:内閣総理大臣)を設置・開催している。 ▶ 第10回会議は、これまでの審議をふまえた「働き方改革実行計画(案)」について審議した。各議員からは、計画が各企業で実行されていくことに期待するとともに、大企業の働き改革が中小企業に波及させがいかないよう、労働政策審議会等、計画を行動に移していくための詳細設計段階で、中小零細企業の実態を十分にふまえた検討が要請された。 ▶ 審議を経て、原案どおり「働き方改革実行計画」を決定した。	
➤ 2017.3.17 働き方改革実現会議(第9回):働き方改革実行計画(骨子案)	
▶ 第9回会議は、3月13日、労使合意をふまえた経団連、連合の両会長と総理の会談を受け、「時間外労働の上限規制等に関する政労使提案」を提示した。また、「働き方改革実行計画(骨子案)」について審議した。	
≪時間外労働の上限規制等に関する政労使提案から抜粋≫	
【時間外労働の上限規制】	
＜原則＞	
○ 週40時間を超えて労働可能となる時間外労働時間の限度を、原則として、月45時間、かつ、年360時間とし、違反には次に掲げる特例を除いて罰則を課す。	
＜特例＞	
○ 特例として、臨時的な特別の事情がある場合として、労使が合意して労使協定を結ぶ場合においても、上回ることができない時間外労働時間を年720時間(＝月平均60時間)とする。	
○ かつ、年720時間以内において、一時的に事務量が增加する場合について、最低限、上回ることをできない上限を設ける。	
○ この上限については、	
①2か月、3か月、4か月、5か月、6か月の平均で、いずれにおいても、休日労働を含んで80時間以内を満たさなければならないとする。	
②単月では、休日労働を含んで100時間未満を満たさなければならないとする。	
③加えて、時間外労働の限度の原則は、月45時間、かつ、年360時間であることに鑑み、これを上回る特例の適用は、年半分を上回らないよう、年6回を上限とする。	
○ 他方、 <u>労使が上限値までの協定締結を回避する努力が求められる点で合意したことに鑑み、さらに可能な限り労働時間の延長を短くするため、新たに労働基準法に指針を定める規定を設けることとし、行政官庁は、当該指針に関し、使用者及び労働組合等に対し、必要な助言・指導を行えるようにする。</u>	
【勤務間インターバル制度】	
○ <u>労働時間等の設定の改善に関する特別措置法を改正し、事業者は、前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息の確保に努めなければならない旨の努力義務を課し、制度の普及促進に向けて、労使関係者を含む有識者検討会を立ち上げる。また、政府は、同制度を導入する中小企業への助成金の活用や好事例の周知を通じて、取り組みを推進する。</u>	

《働き方改革実行計画 骨子案》

1. 働く人の視点に立った労働制度改革の意義

(1) 経済社会の現状と今後の取組の基本的考え方

(2) 本プランの実行

(ロードマップに基づく長期的かつ継続的な取組)(フォローアップと施策の見直し)

2. 同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善

(1) 同一労働同一賃金の実効性を確保する法制度とガイドラインの整備

(同一労働同一賃金のガイドラインの概要)

① 基本給の均等・均衡待遇の確保 ② 各種手当の均等・均衡待遇の確保

③ 福利厚生や教育訓練の均等・均衡待遇の確保 ④ 派遣労働者の取扱

(法改正の方向性)

① 労働者が司法判断を求める際の根拠となる規定の整備

② 労働者に対する待遇に関する説明の義務化 ③ 行政による裁判外紛争解決手続の整備

④ 派遣労働者に関する法整備

(2) 法改正の施行に当たって

3. 賃金引上げと労働生産性向上

(1) 企業への賃上げの働きかけや取引条件の改善

(2) 生産性向上支援など賃上げしやすい環境の整備

4. 罰則付き時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正

(法改正の方向性)(時間外労働の上限規制)(パワーハラスメント対策、メンタルヘルス対策)

(勤務間インターバル制度)(見直し)(現行制度の適用除外等の取扱)

(事前に予測できない災害その他事項の取扱)(取引条件改善など業種ごとの取組の推進)

(企業本社への監督指導等の強化)(意欲と能力ある労働者の自己実現の支援)

5. 柔軟な働き方がしやすい環境整備

(1) 雇用型テレワークのガイドライン刷新と導入支援

(2) 非雇用型テレワークのガイドライン刷新と働き手への支援

(3) 副業・兼業の推進に向けたガイドライン等の策定

6. 女性・若者の人材育成など活躍しやすい環境整備

(1) 女性のリカレント教育など個人の学び直しへの支援などの充実

(2) 多様な女性活躍の推進

(3) 就職氷河期世代や若者の活躍に向けた支援・環境整備

7. 病気の治療と仕事の両立

(トライアングル型支援などの推進)

8. 子育て・介護等と仕事の両立、障害者の就労

(1) 子育て・介護と仕事の両立支援策の充実・活用促進

(2) 障害者に寄り添った就労支援の推進

9. 雇用吸収力の高い産業への転職・再就職支援

(1) 転職者の受入れ企業支援や中途採用の門戸拡大のための指針策定

(2) 中途採用の拡大に向けた職業能力・職場情報の見える化

10. 誰にでもチャンスのある教育環境の整備

11. 高齢者の就業促進

12. 外国人材の受入れ

13. 10年先の未来を見据えたロードマップ

(時間軸と対応策の提示) (他の政府計画との連携)	
➤ 2017.2.22	働き方改革実現会議(第8回):多様な働き方・外国人材の受入れ
➤ 2017.2.14	働き方改革実現会議(第7回):長時間労働是正(時間外労働の上限規制)
▶ 第7回会議は、時間外労働の上限規制について、事務局案をもとに審議した。 ≪時間外労働の上限規制について(事務局案)から抜粋≫ 【改正の方向性】 ○時間外労働の法改正の基本的考え方 ・ 三六協定でも超えることができない、罰則付きの時間外労働の限度を法律に具体的に規定する。 ・ 規定は、脳・心臓疾患の労災認定基準をクリアするといった健康の確保を図ることが大前提。 その上で、女性や高齢者が活躍しやすい社会とする観点、ワーク・ライフ・バランスを改善する観点など、様々な観点が必要。 ○法改正の方向性 ＜原則＞ ①36 協定により、週 40 時間を超えて労働可能となる時間外労働時間の限度を、<u>月 45 時間、かつ、年 360 時間</u>とする。 ➤ <u>上限は法律に明記し、上限を上回る時間外労働時間外労働をさせた場合には、次の特例の場合を除いて罰則を科す。</u> ＜特例＞ ②<u>臨時的な特別な事情がある場合として、労使が合意して労使協定を結ぶ場合においても、上回ることができない年間の時間外労働時間を 1 年 720 時間(月平均 60 時間)</u>とする。 ③②の 1 年 720 時間以内において、一時的に事務量が増加する場合について、最低限、上回ることはできない上限を設ける。 ④月 45 時間を超えて時間外労働をさせる場合について、労働側のチェックを可能とするため、別途、<u>臨時的に特別な事情がある場合と労使が合意した労使協定を義務付ける。</u>	
➤ 2017.2.1	働き方改革実現会議(第6回):同一賃金同一労働・長時間労働是正
▶ 第6回会議は、同一労働同一賃金と長時間労働是正について、議員からの意見をもとに審議した。 ▶ 政府は、同一労働同一賃金について、正規と非正規で賃金差がある場合に、どのような差が非合理的で、どのような差は問題とならないかなどの実例を含んだガイドラインを定めるとし、ガイドラインについては改正法案についての国会審議等を踏まえ最終的に確定するとしている。 ≪同一労働同一賃金ガイドライン案:概要 ※第5回会議資料・抜粋≫ (目的) ○本ガイドライン案は、正規か非正規かという雇用形態にかかわらず均等・均衡待遇を確保し、同一労働同一賃金の実現に向けて策定するものである。同一労働同一賃金は、いわゆる正規雇用労働者(無期雇用フルタイム労働者)と非正規雇用労働者(有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者)の間の不合理な待遇差の解消を目指すものである。 ○もとより賃金等の処遇は労使によって決定されることが基本である。しかし、我が国においては正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間には欧州と比較して大きな処遇差がある。政府としては、この問題の対処に当たり、同一労働同一賃金の考え方が広く普及しているといわれる欧州制度の実態も参考としながら検証した結果、それぞれの国の労働市場全体の構造に応じた政策とすることが重要との示唆	

を得た。

- 我が国の場合、基本給をはじめ、賃金制度の決まり方が様々な要素が組み合わされている場合も多いため、同一労働同一賃金の実現に向けて、まずは、各企業において、職務や能力等の明確化とその職務や能力等と賃金等の待遇との関係を含めた処遇体系全体を労使の話し合いによって、それぞれ確認し、非正規雇用労働者を含む労使で共有することが肝要である。
- 今後、各企業が職務や能力等の内容の明確化と、それに基づく公正な評価を推進し、それに則った賃金制度を、労使の話し合いにより、可能な限り速やかに構築していくことが、同一労働同一賃金の実現には望ましい。
- 不合理な待遇差の解消に向けては、賃金のみならず、福利厚生、キャリア形成・能力開発などを含めた取組が必要であり、特に、能力開発機会の拡大は、非正規雇用労働者の能力・スキル開発により、生産性の向上と処遇改善につながるため、重要であることに留意すべきである。
- このような正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消の取り組みを通じて、どのような雇用形態を選択しても納得が得られる処遇を受けられ、多様な働き方を自由に選択できるようにし、我が国から「非正規」という言葉を一掃することを目指すものである。

(ガイドライン案の趣旨)

- 本ガイドライン案は、いわゆる正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間で、待遇差が存在する場合に、いかなる待遇差が不合理なものであり、いかなる待遇差は不合理なものでないのかを示したものである。この際、典型的な事例として整理できるものについては、問題とならない例・問題となる例という形で具体例を付した。なお、具体例として整理されていない事例については、各社の労使で個別具体の事情に応じて議論していくことが望まれる。
- 今後、この政府のガイドライン案をもとに、法改正の立案作業を進め、本ガイドライン案については、関係者の意見や改正法案についての国会審議を踏まえて、最終的に確定する。
- また、本ガイドライン案は、同一の企業・団体における、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差を是正することを目的としているため、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間に実際に待遇差が存在する場合に参照されることを目的としている。このため、そもそも客観的に見て待遇差が存在しない場合については、本ガイドライン案は対象としていない。

《議論の経過》

- 第1回(9月27日):会議の設置、有識者議員等からの発言
- 第2回(10月24日):柔軟な働き方(テレワーク、多様な就業形態、副業等)の在り方、多様な選考・採用機会の提供、病気治療と仕事の両立、障害者の就業環境整備の在り方、働き方に中立的な社会保障制度・税制の在り方、女性が活躍しやすい環境整備(リーダー育成など)
- 第3回(11月16日):雇用吸収力・生産性の高い産業への転職・再就職支援の在り方、格差を固定化させない教育(社会人学び直し、職業訓練、給付型奨学金の在り方)の在り方、労働者の人材育成の充実の在り方 等
- 第4回(11月29日):同一労働同一賃金などの非正規雇用の処遇改善
- 第5回(12月20日):同一労働同一賃金ガイドライン案

福祉、介護、子ども・子育てに関する資格制度の検討状況等(主な事項)

1. 専門職種の統合・連携

(1)厚生労働省まち・ひと・しごと創生サポートプラン(平成27年3月13日)

Ⅲ 医療・介護、福祉サービスの基盤整備に関する取組方針

- 地方圏や中山間地域においては、人材確保やサービス提供が困難な地域の増加に備え、利用者の利便性や相乗効果も勘案し、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉といった福祉サービスの融合を

図ることが必要である。厚生労働省としても、その更なる推進方策とともに、これらのサービスの担い手となる専門職種を統合・連携させる方策を検討するための検討チームを設置する。

【今後の進め方のイメージ(たたき台)より抜粋】：人材キャリアパスの複線化

平成 28 年度(2016)	○福祉系有資格者 への保育士養成課程・試験科目一部免除の検討・結論 ○介護福祉士と 准看護師の 相互単位認定の検討・結論	
平成 29 年度(2017)	↓	◇共通基礎課程の検討・結論
	↓	↓
平成 30 年度(2018)	○資格所持による履修期間短縮、資格間の単位認定拡大（資格毎に検討・順次実施）	↓
平成 31 年度(2019)	↓	↓
平成 32 年度(2020)	↓	↓
平成 33 年度(2021)		◇共通基礎課程の順次実施
...		
我が事・丸ごとの地域づくり、サービス・専門人材の丸ごと化の全面展開(2020 年代初頭)		

* 社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=224742>

* 働き方改革実現会議

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hatarakikata/>

12. 災害対策

＜直近の動向＞

➤ 2017.8.8 平成 29 年 6 月 7 日から 7 月 27 日までの間の豪雨及び暴風雨による災害により被害を受けた中小企業者等に対する災害融資に関する特別措置について(閣議決定) ▶ 政府は 8 日、九州北部の豪雨を含む 6～7 月の豪雨災害を一括して激甚災害に指定することを閣議決定した。道路や橋、農地などの復旧事業で国の補助率を 1～2 割引き上げるなどし、被災自治体の復興を支援する。 ▶ 対象は、6 月 7 日から 7 月 27 日までの梅雨前線や台風 3 号による豪雨被害。農業被害は全体額が指定基準を超えたため、地域を限定せず支援する。 ▶ 道路などのインフラ被害では福岡県の朝倉市、東峰村、添田町と大分県日田市の 4 市町村が、中小企業被害では朝倉市、東峰村がそれぞれ基準を上回り、「局地激甚災害」として指定された。
➤ 2017.7.5 平成 29 年 7 月九州北部豪雨 ▶ 梅雨前線の停滞の影響により、7 月 5 日から、福岡県、大分県の九州北部において甚大な豪雨被害が発生した。 ▶ 福岡県、大分県では、死者 34 人、家屋全壊 102 棟などの大きな被害が生じている。また、両県で 18 カ所の避難所が開設され、891 人が避難している(7 月 18 日(火)7 時現在、総務省消防庁発表)。福岡県は朝倉市、添田町、東峰村の 3 市町村に、大分県は日田市、中津市の 2 市に災害救助法が適用された。
➤ 2017.5.19 「水防法等の一部を改正する法律」公布：要配慮利用者施設の避難確保計画作成・避難訓練実施を義務化 ▶ 平成 27 年 9 月関東・東北豪雨や平成 28 年 8 月台風 10 号等、近年、全国各地で洪水等の水災害が頻発・激甚化していることに対応し、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を実現するため、多様な関係者の連携体制の構築と既存資源の最大活用を図る「水防法等の一部を改正する法律案」が、平成 29 年 5 月 12 日参議院で全会一致で可決・成立した(19 日公布)。 ▶ 洪水や土砂災害のリスクが高い区域の要配慮者利用施設(社会福祉施設、医療施設、学校等)について、その管理者等による避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を義務化(改正前：努力義務)。 ○避難確保計画の作成・避難訓練の実施率：約 2%(716/31,208 施設)(平成 28 年 3 月) ⇒ 関係機関と連携し、2021 年までに 100%を実現。
➤ 2017.4.11 「防災基本計画」の修正 ▶ 平成 28 年熊本地震及び平成 28 年台風第 10 号災害の教訓等を踏まえた各編の修正を行った。
➤ 2016.10.21 鳥取中部地震 ▶ 鳥取県中部でマグニチュード 6.6(最大震度 6 弱)の地震が発生した。 ▶ 同日、鳥取県は県内 4 市町(倉吉市、東伯郡三朝町、東伯郡湯梨浜町、東伯郡北栄町)に災害救助法の適用を決定した。

➤ 2016.8.30 平成 28 年台風 10 号 ▶ 平成 28 年台風 10 号の発生にともない、北海道は 20 市町村、岩手県は 12 市町村に災害救助法の適用を決定した。 ▶ 8 月 30 日、岩手県は、被災者生活再建支援法の適用を決定した。 ▶ 9 月 19 日、当該災害は激甚災害(対象は全国)として指定されている。
➤ 2016.4.14 平成 28 年熊本地震 ▶ 4 月 14 日のマグニチュード 6.5(最大震度 7)、4 月 16 日のマグニチュード 7.3(最大震度 7)の地震発生後、熊本地方を中心に甚大な被害が広がっている。 ▶ これに対し、4 月 26 日に激甚災害の指定、5 月 2 日に特定非常災害の指定がなされている。
* 内閣府防災情報 http://www.bousai.go.jp/ * 平成二十八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令 http://www.bousai.go.jp/kohou/oshirase/pdf/20160426_01kisyu.pdf * 平成 28 年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令 http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyokan04_02000044.html

13. その他

《直近の動向》

➤ 2017.7.25 自殺総合対策大綱：閣議決定

- ▶ 政府は、平成 29 年 7 月、「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」を閣議決定した。
- ▶ 自殺総合対策大綱は、自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるもの。平成 19 年 6 月に初めての大綱が策定された後、平成 20 年 10 月に一部改正、平成 24 年 8 月に初めて全体的な見直しが行われた。
- ▶ 平成 24 年の大綱はおおむね 5 年を目途に見直すこととされていたことから、平成 28 年の自殺対策基本法改正の趣旨や我が国の自殺の実態を踏まえたもの。
- ▶ 見直し後の大綱では、
 - ・地域レベルの実践的な取組の更なる推進
 - ・若者の自殺対策、勤務問題による自殺対策の更なる推進
 - ・自殺死亡率を先進諸国の現在の水準まで減少することを目指し、平成 38 年までに平成 27 年比 30%以上減少させることを目標とする
 ことを掲げている。

➤ 2017.6.27 平成 28 年 国民生活基礎調査の結果 公表

- ▶ 厚生労働省は、「平成 28 年国民生活基礎調査」の結果を取りまとめ公表した。
- ▶ 国民生活基礎調査は、保健、医療、福祉、年金、所得などの国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画、運営に必要な基礎資料を得ることを目的に、昭和 61 年を初年として 3 年ごとに大規模な調査を、その間の各年は調査事項と対象世帯の少ない簡易な調査を実施している。
- ▶ 平成 28 年は、11 回目の大規模な調査の実施年に当たり、6 月に世帯票・健康票は約 29 万世帯、介護票は約 8 千人、7 月に所得票・貯蓄票は約 3 万世帯を対象として調査し、世帯票・健康票は約 22 万世帯、介護票は約 7 千人、所得票・貯蓄票は約 2 万世帯を集計。
- ▶ なお、熊本地震の影響により、熊本県については調査を実施していないため、今回の結果は熊本県分を除いて集計。

《調査結果のポイント》 <>は、平成 25 年調査(前回の大規模調査)の結果

1 世帯の状況

- ・高齢者世帯は 1327 万 1 千世帯<1161 万 4 千世帯>、全世帯の 26.6%<23.2%>と世帯数、割合とも過去最高

2 所得等の状況

- ・1世帯当たり平均所得金額は 545 万 8 千円<537 万 2 千円>と増加
- ・相対的貧困率は 15.6%<16.1%>で対 24 年 0.5 ポイントの低下、
子どもの貧困率は 13.9%<16.3%>で対 24 年 2.4 ポイントの低下
- ・生活意識が「苦しい」とした世帯は 56.5%で 2 年連続低下

3 健康の状況

- ・がん検診の受診率はいずれも上昇傾向
胃がん 男 46.4%<45.8%>、女 35.6%<33.8%>、肺がん 男 51.0%<47.5%>、女 41.7%<37.4%>
大腸がん 男 44.5%<41.4%>、女 38.5%<34.5%>

子宮がん(子宮頸がん) 女 33.7%<32.7%>、乳がん 女 36.9%<34.2%>

4 介護の状況

・同居の主な介護者と要介護者等がいずれも 65 歳以上の割合は、54.7%<51.2%>で上昇傾向

➤ 2017.6.2 平成 28 年人口動態統計月報年計(概数)の結果 公表

- ▶ 厚生労働省は、平成 28 年人口動態統計月報年計(概数)の結果を取りまとめ公表した。
- ▶ 人口動態調査は、出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の人口動態事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的とするもの。

《調査結果のポイント》

- 出生数 976,979 人で過去最少(対前年 28,698 人減少)
- 合計特殊出生率 1.44 で低下(同 0.01 ポイント低下)
- 死亡数 1,307,765 人で戦後最多(同 17,321 人増加)
- 自然増減数 △330,786 人で過去最大の減少幅(同 46,019 人減少)
- 婚姻件数 620,523 組で戦後最少(同 14,633 組減少)
- 離婚件数 216,805 組で減少(同 9,410 組減少)

➤ 2017.4.10 日本の将来推計人口(平成 29 年推計) 公表

- ▶ 国立社会保障・人口問題研究所は、平成 29 年度の「日本の将来推計人口」を取りまとめ、公表した。
- ▶ 平成 27 年国勢調査の確定数が公表されたことを受け、これを出発点とする新たな全国将来人口推計(日本の将来推計人口)を行ったもの。

※全国の将来の出生、死亡、ならびに国際人口移動について仮定を設け、これらに基づいてわが国の将来の人口規模ならびに男女・年齢構成の推移について推計(対象は外国人を含めた日本に在住する総人口)。

《概要》

- 30～40 歳代の出生率実績上昇を受け推計の前提となる合計特殊出生率は上昇
- ・推計の前提となる合計特殊出生率は、近年の 30～40 歳代の出生率実績上昇等を受け、前回推計の 1.35(平成 72(2060)年)から 1.44(平成 77(2065)年)に上昇(中位仮定)。
- ・平均寿命は、平成 27(2015)年男性 80.75 年、女性 86.98 年から、平成 77 年(2065)年に男性 84.95 年、女性 91.35 年に伸長(中位仮定)。
- 前回推計と比較して人口減少の速度や高齢化の進行度合いは緩和
- ・総人口は、平成 27(2015)年国勢調査による 1 億 2709 万人から平成 77(2065)年には 8,808 万人と推計(出生中位・死亡中位推計、以下同様)。
- ・老年人口割合(高齢化率)は、平成 27(2015)年の 26.6%から平成 77(2065)年には 38.4%へと上昇。
- ・この結果を前回推計(長期参考推計の 2065 年時点)と比較すると、総人口は 8,135 万人が 8,808 万人、総人口が 1 億人を下回る時期は 2048 年が 2053 年、老年人口割合(2065 年)が 40.4%から 38.4%と、人口減少の速度や高齢化の進行度合いは緩和。
- ・老年人口(高齢者数)のピークは 2042 年で前回と同じ(老年人口は 3,878 万人から 3,935 万人へと増加)。
- 出生仮定を変えた場合の 2065 年の総人口、高齢化率
- ・出生の仮定が、高位仮定(1.65)の場合の平成 77(2065)年の総人口と老年人口割合(高齢化率)は、それぞれ 9,490 万人、35.6%、低位仮定(1.25)の場合は、8,213 万人、41.2%と推計。また、出生率(平成 77(2065)年)を 1.80 に設定した場合には、1 億 45 万人、33.7%と推計。

* 平成 28 年度「国民生活基礎調査」

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa16/index.html>

* 日本の将来推計人口（平成 29 年推計） ※国立社会保障・人口問題研究所 HP

http://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2017/pp_zenkoku2017.asp

政策委員会構成組織一覧

都道府県・指定都市社会福祉協議会
市区町村社会福祉協議会〈地域福祉推進委員会〉
全国民生委員児童委員連合会
全国社会就労センター協議会
全国身体障害者施設協議会
全国保育協議会
全国保育士会
全国児童養護施設協議会
全国乳児福祉協議会
全国母子生活支援施設協議会
全国福祉医療施設協議会
全国救護施設協議会
全国ホームヘルパー協議会
日本福祉施設士会
全国社会福祉法人経営者協議会
障害関係団体連絡協議会
全国厚生事業団体連絡協議会
高齢者保健福祉団体連絡協議会
全国老人クラブ連合会

平成 25 年度から「社会保障・福祉政策の動向と対応～ともに生きる豊かな福祉社会をめざして～ 政策動向」として発行。

◇通巻「第 31 号」Ver.1◇

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会
作成・発行：政策企画部

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

政策企画部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

TEL. 03-3581-7889 FAX. 03-3580-5721

ホームページ : <http://zseisaku.net/>